

令和3年壮警町議会第4回定例会を、次のとおり招集する。

令和3年11月26日

壮警町長 田鍋敏也

記

1 期 日 令和3年12月8日

2 場 所 壮警町役場 大会議室

3 付議事件（予定）

- (1) 専決処分の承認を求めることについて
- (2) 伊達市区域外道路の路線の認定変更の承諾について
- (3) 壮警町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について
- (4) 壮警町生き生き広場設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- (5) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための壮警町国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (6) 令和3年度壮警町一般会計補正予算（第8号）について
- (7) 令和3年度壮警町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- (8) 令和3年度壮警町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- (9) 令和3年度壮警町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- (10) 令和3年度壮警町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について

○応招議員（9名）

1番 菊地敏法君

3番 佐藤 恣君

5番 山本 勲君

7番 毛利 爾君

9番 長内 伸一君

2番 松本 勉君

4番 加藤 正志君

6番 真鍋 盛男君

8番 森 太郎君

○不応招議員（0名）

令和3年壮瞥町議会第4回定例会会議録

○議事日程（第1号）

令和3年12月8日（水曜日） 午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 議案第50号ないし議案第59号について
（提案理由説明・議案内容説明）

○出席議員（9名）

| | | | |
|----|-------|----|-------|
| 1番 | 菊地敏法君 | 2番 | 松本勉君 |
| 3番 | 佐藤恣君 | 4番 | 加藤正志君 |
| 5番 | 山本勲君 | 6番 | 真鍋盛男君 |
| 7番 | 毛利爾君 | 8番 | 森太郎君 |
| 9番 | 長内伸一君 | | |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

| | |
|-----------|--------|
| 町長 | 田鍋敏也君 |
| 副町長 | 黒崎嘉方君 |
| 教育長 | 谷坂常年君 |
| 会計管理者兼 | |
| | 小野寺寿勝君 |
| 税務会計課長 | |
| 総務課長 | 庵匡君 |
| 企画財政課長 | 上名正樹君 |
| 企画財政課参事 | 市田喜芳君 |
| 住民福祉課長 | 阿部正一君 |
| 産業振興課長 | 木下薫君 |
| 商工観光課長 | 三松靖志君 |
| 建設課長 | 澤井智明君 |
| 生涯学習課長 | 河野圭君 |
| 選管書記長(兼) | 庵匡君 |
| 農委事務局長 | 齋藤誠士君 |
| 監委事務局長(兼) | 小林一也君 |

○職務のため出席した事務局職員

| | |
|------|-------|
| 事務局長 | 小林一也君 |
|------|-------|

◎開会の宣告

○議長(長内伸一君) ただいまから令和3年壮警町議会第4回定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長(長内伸一君) 直ちに本日の会議を開きます。
(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長(長内伸一君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長(長内伸一君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において
7番 毛利 爾君 8番 森 太郎君
を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長(長内伸一君) 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。
お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から12月9日までの2日間といたしたい
と思っております。これにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
○議長(長内伸一君) ご異議なしと認めます。
よって、会期は本日から12月9日までの2日間と決しました。

◎諸般の報告

○議長(長内伸一君) 日程第3、諸般の報告を行います。
議会一般、総務・経済合同常任委員会所管事務調査報告、監査委員からの例月出納検査
結果報告及び定期監査結果報告、各団体からの陳情、要望等、広域連合、行政事務組合議
会等報告、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告につきましては、
お手元に配付のとおりであります。
今期定例会の付議事件は、議案10件であります。
以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（長内伸一君） 日程第4、行政報告を行います。

町長。

○町長（田鍋敏也君） 令和3年第3回定例会以降における町政の主なものについてご報告を申し上げます。

最初に、お手元に第3回定例会以降における工事発注一覧表を配付しておりますので、ご照覧ください。

初めに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策についてご報告申し上げます。まず、感染状況についてですが、北海道内はもとより、全国的にも新規感染者数は低い水準で推移しておりますが、感染事例は少ないながら継続して発生しており、道内都市部では集団感染が確認されるとともに、国内でも新たな変異ウイルスの感染事例が確認されるなど、今後継続的な感染拡大につながらないようこうした状況を注視した感染防止対策が求められているところであります。こうした中、北海道では今後気温が低下し、屋内での活動が増えるとともに、年末に向けて忘年会等の行事により社会経済活動の活発化が想定されることから、換気を含めた基本的な感染防止行動の実践を呼びかけているところであります。

次に、本町におけるワクチン接種状況についてですが、町が実施する集団接種は10月末をもって終了し、現在は接種を希望する方について個別接種で対応しております。また、接種率は11月末現在で88.3%となっており、全道平均の77.0%に比べて高い接種率となっております。3回目のワクチン追加接種につきましては、感染拡大防止及び重症化予防の観点から国等の対応方針に従って速やかに接種できるよう18歳以上の2回目接種完了者を対象とした準備を進めており、接種から8か月を経過した方から順次接種を行っていく計画であります。なお、町民の皆様には改めてご案内させていただきますので、ご理解をよろしくお願いいたします。町としましては、追加接種は新型コロナウイルス感染症の蔓延防止を図る上で大変重要な対策であると考えており、円滑に接種ができるよう医療機関や関係機関と連携し、取り組んでいく考えでありますので、引き続き基本的な感染防止対策の励行とともに、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

次に、町政懇談会等の開催についてご報告申し上げます。昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響により開催を中止しましたが、今年度は感染者数が落ち着いた状況を踏まえ、密を回避できる会場を選定し、感染対策を行った上で11月15日から22日まで町内5か所で町政懇談会を開催し、延べ66人の皆様にご出席いただきました。また、これに先立ち11月10日に例年5月に開催しております自治会長会議も18名のご出席をいただき、開催しました。それぞれの会議で町からは新型コロナウイルス感染症対策の実施状況と第2期定住促進・公共施設有効活用計画の検討状況の2点についてご説明させていただき、多くの貴重なご意見をいただきました。今後のまちづくりや令和4年度の予算編成の参考とさせていただきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、10月15日に行われた令和3年度有珠山火山噴火総合防災訓練についてご報告申

し上げます。本訓練は有珠山周辺の1市3町と関係機関、学識経験者で構成する有珠山火山防災協議会が主催し、避難計画の検証や各機関の対応能力の向上、連携強化等を目的として行ったもので、当日は関係17機関と地域住民が参加し、火山性地震の増加等に伴う段階的な噴火警戒レベルの引上げを想定して訓練が行われました。本町においても防災行政無線や緊急速報エリアメールによる情報伝達訓練、町災害対策本部の設置及び運営訓練のほか、壮瞥温泉地区住民や壮瞥高校の皆さんのご協力をいただき、久保内小学校を会場とした避難所の設営訓練、要支援者やペット同行者等の様々なケースに対応した避難受入れ訓練も独自で行ったところでもあります。町といたしましては、今後もこのような訓練等を通じて次の噴火への体制整備に努めてまいりたいと考えております。

次に、本年の農作物の作柄についてご報告申し上げます。初めに、気象の概況についてですが、気温は5月を除いて近年の平均に比べてやや高めに推移し、7月中旬から8月上旬には夏日が続く状況となりました。一方で、降水量は4月以降全般的に少なく、特に7月は近年の平均値の1割程度と極端に少なくなり、干ばつの影響が懸念される状況となりました。全体的には農耕期間を通して大雨や強風、台風といった農作物に大きな影響を及ぼす気象災害も少なく、コロナ禍で明るい話題が少ない中であって、豊穡の秋を迎えたところでもあります。このような気象条件下における本年の主な農作物の作柄についてですが、本町の基幹作物の一つである水稲では7月下旬から8月上旬にかけての暑さにより生育が進み、品種や圃場条件によって多少の違いが見られるものの、収量は平均を上回り、おいしさの目安となるアミロースや精米たんぱくの含有率も低く、高品質な良食味米となっています。

次に、本町農業の特色の一つである果樹についてですが、桜桃は凍霜害による花の損傷や開花期の低温の影響により着果数が平年に比べて少なくなりましたが、果実肥大などの品質は良好となっています。また、リンゴについては圃場条件や品種により凍霜害等の影響があったものの、収量は平年並みで、果実肥大や着色は良好で、糖度も高い品質となっています。

次に、近年本町で栽培が拡大しているブロッコリーやタマネギについてですが、ブロッコリーは7月から8月にかけて暑さの影響から出荷歩留りが低下したものの、それ以外は全体的に良好な品質となり、タマネギについては7月の少雨による干ばつの影響を受け、小玉傾向となっています。

このほか、本町ではトマトやスイートコーン、アスパラガス、メロンなど多様な農作物が生産されておりますが、生産者の皆様が丹精して生産したすばらしい農作物はいずれも品質のよさやおいしさを誇れるものが多く、道の駅の農産物直売所サムズや各生産者の直売所、さらにはふるさと納税の返礼品として町内外の消費者の皆様から好評をいただいているところでもあります。町としましては、今後とも生産者の皆様や関係機関、団体の皆様と連携して、地域の宝である農畜産物の持続的な生産体制づくりを進めてまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

最後に、昭和新山国際雪合戦についてご報告申し上げます。昭和新山国際雪合戦につきましては、2年続けて開催を見送ることとなりました。次回につきましては、国内の新型コロナウイルス感染症は低い水準で推移しているものの、継続して感染防止対策が求められていることから、公式大会としての開催は行わず、感染対策を十分に行った上で規模を大幅に縮小し、令和4年2月20日の1日間オープン大会を実施する計画である旨昭和新山国際雪合戦実行委員会から報告を受けたところであります。町としましては、引き続き必要な支援を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上、令和3年第3回定例会以降における町政の主なものについてのご報告といたします。

○議長（長内伸一君） これにて行政報告を終結いたします。

◎一般質問

○議長（長内伸一君） 日程第5、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、通告順に順次発言を許します。

4番、加藤正志君。

○4番（加藤正志君） おはようございます。改めて最初に質問させていただきます。

質問事項としまして、子ども・子育て支援事業の取組の現状についてでございます。要旨としまして、昨年第5次壮瞥町まちづくり総合計画を策定し、4つの施策の柱を軸としてまちづくりを展開していますが、この一つであります笑顔あふれる暮らしのまちの中で子育て支援の推進について、次の点について伺いたいと思います。

1、保育サービスの充実でうたわれている一時預かり保育体制の検討やファミリーサポートセンター制度等の検討状況と対策について。

2つ目、子育て支援の拡充の取組状況と今後の支援拡充の考え方について伺いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 4番、加藤議員のご質問にご答弁申し上げます。

1点目の一時預かり保育体制やファミリーサポートセンター制度等の検討状況と対策についてですが、子供たちは次代の町を築くかけがえのない存在で、地域の宝であり、子育て世代が安心して出産し、育てることのできるまちづくりを進める必要があると考えております。このため、町では令和2年3月に策定した第5次壮瞥町まちづくり総合計画に基づき結婚から妊娠、出産、子育てに至る切れ目のない支援の充実を図るため、財政状況を勘案しながら子育て支援のまちづくりを推進しているところであります。ご質問のありました一時預かり保育体制やファミリーサポートセンター制度につきましては、現在町においてこれらのサービスを実施しておりませんが、緊急時等の子供の預かりについて地域の要望があることは承知しており、当町の実情に合った望ましい仕組みを検討する必要があります。

ると認識しております。このため、令和2年度に策定した第2期子ども・子育て支援事業計画では、これらの事業について実施に向けて検討することとしておりまして、昨年度には近隣の登別市、白老町のファミリーサポートセンターを訪問し、サービスの内容や運営方法について調査研究を行ったほか、一時預かり保育制度についても近隣の市、町の実態調査を実施したところであります。町といたしましては、これらの調査研究に基づき安心して子育てができるまちづくりの実現に向けて継続して検討を行っていく考えであります。

次に、2点目の子育て支援の拡充と取組状況、今後の支援拡充の考え方についてですが、本町では子育て世代を支え、子供たちの健やかな成長を支える環境の整備が重要と考え、令和2年3月に制定した壮瞥町子ども・子育て支援条例及び同時期に策定した第2期壮瞥町子ども・子育て支援事業計画に基づき子育て支援施策を展開しているところであります。こうした中、本年3月には安心して妊娠から出産、子育てに至る相談ができる窓口として、子育て世代包括支援センターを保健センター内に開設し、その機能強化を図るとともに、4月からは出産時と小中高校への入学、進学時の節目を祝い、応援する子育て応援祝金や2歳以下のお子さんがある世帯を対象に子育て応援ごみ袋を配付する事業を新たに創設する等子育て支援の充実を図っているところであります。さらに、本年8月からはこれまで中学生までとされていた医療費無料化の対象を高校生までに拡充するなど本町独自の特色ある子育て世代への総合的な支援を推進しているところであります。また、今後の支援の拡充につきましては、本年度から本格的に開始したこれら子育て支援事業について評価を行い、財政状況を勘案した上で地域の宝である子供たちの健やかな成長を願い、子育て世代のライフステージに寄り添った施策を継続して検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます、ご答弁といたします。

○議長（長内伸一君） 4番、加藤正志君。

○4番（加藤正志君） 1点目の再質問についてさせていただきますが、初めに一時預かり保育体制につきましては長年実施検討と表記されていますが、現在まだ事業化されていないようでございますけれども、近年夫婦共働き、移住されている子育て家庭、今後移住定住の促進が見込まれる家庭を考える中、事業化されなかった問題点について聞かせていただきたいと思っております。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

一時預かり事業につきましては、令和2年度の第2期壮瞥町子ども・子育て支援事業計画の策定に向けて行ったアンケート調査においても一時預かりがあったら助かるといったご意見が少数ではありましたが、寄せられており、計画においても利用者ニーズを把握しつつ事業実施に向けた検討を行うこと、近隣市町との連携強化に努めるとしているところであります。事業化していない問題点につきましては、サービス提供に必要な保育士等の確保であり、令和元年度、2年度は壮瞥保育所におきましても保育士不足が続き、保育所運営に苦慮していることに加え、保育場所の確保についても検討しなければならず、こ

これらの理由により検討を継続しているというところであります。

以上です。

○議長（長内伸一君） 4番、加藤正志君。

○4番（加藤正志君） 先ほど答弁でなされていましたが、昨年度登別、白老町のファミリーサポートセンターにおいて調査研究が行われています。また、一時預かり保育制度についても調査を実施していますが、運営されている中での成果、課題等があれば聞かせていただきたいと思います。さらに、当町が受入れを可能とするための具体的な解決策があればお伺いしたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

昨年度担当のほうで白老町と登別市のファミリーサポートセンターを訪問し、調査してまいりました。白老町は委託先のNPO法人へ、登別市は委託先の社会福祉協議会へ伺いまして、センター設立の経緯ですとか運営に当たっての留意事項、最近の利用実績などについて調査をしました。壮瞥町がこのサービスを提供するためには、預けられる方、それとあと受け入れてくださる方による会員組織をつくる必要があります。両市、町の調査から最初はその会員を集め、組織的に運営していくことが難しいというふうには認識しております。預けられる方と受け入れられる方の相互の信頼関係の構築ですとか、事故の不安もありますので、こうした点は一つ一つ段階的に環境と仕組みを整えていく必要があると考えております。また、一時預かり保育につきましては伊達市、洞爺湖町、豊浦町における実施施設や対象者、申込みの方法などの実態について調査をいたしました。壮瞥町において一時預かり保育を実施するためには、保育士と保育場所の確保が必要となりますので、既存の施設で対応可能なかどうか、または保育士は何人必要かなどについて検討する必要がありますというふうには考えております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 4番、加藤正志君。

○4番（加藤正志君） 分かりました。

ちなみに、平成27年策定した壮瞥町子ども・子育て支援事業計画第1期計画の実績と評価という部分で表記されている分がありまして、まずは地域子ども・子育て支援事業、さらにはアンケート調査結果、さらには町の子育て支援施策に期待することということで明記されていますが、このような中でこの一時預かりとかいうものがとてもありがたいと、受入れしていただければというような考えも聞いておりますし、このような形からこのような必要性を感じるわけでございますけれども、そこで一時預かりの保育体制の事業化というもの、近隣のところを見ましたら壮瞥町ぐらいがあまり取り組んでいないというふうを受けております。そういった中、早急に事業化を図っていただきたいと思っておりますし、またそれにつきまして地域おこし協力隊の採用し、子育て支援に取り組む自治体もありますし、また休日保育のサービスを行っているいろんな自治体もありますので、今後の子育て支援

の一つとして参考にさせていただきたいと思います。それについて答弁お願いしたいと思
います。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

27年計画ですとか令和2年計画でアンケートでそういう支援制度があればありがたい
ということは、重々認識をしております。今ご質問ありました趣旨を踏まえまして、地
域のニーズに広く応えられる仕組みづくりを検討していきたいと考えております。また、ご
意見をいただきました地域おこし協力隊の活用について、ほかの自治体では保育士等の有
資格者を募集する事例であったり、協力隊員として活動しながら資格取得を目指すとい
った事例があるようですので、今後壮瞥町においても研究してみたいと考えております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 4番、加藤正志君。

○4番（加藤正志君） 次、子育て支援の拡充について、今年度は昨年3月に壮瞥町子
ども・子育て支援条例を制定しました。条例に基づき過疎地域持続的発展特別事業費の中
から出産と進学の日給に支給する子育て応援祝金や子育て応援ごみ袋、さらに医療費無料
化の支援を推進していますが、現状についてまず改めてお伺いしたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

現在の状況についてご報告というか、お答えさせていただきたいと思
います。子育て応援祝金について、これは小中高等学校に進学するお子さんがいる世帯
に対する就学祝金については47世帯で52人分に対して260万円を贈呈し、お子さんが
生まれた世帯に対する出産祝金は10世帯に対して100万円を贈呈しております。子
育て応援ごみ袋につきましては36世帯38人分に対しまして4,560枚の配付を行って
おります。また、医療費無料化につきまして、今年8月からは従来の中
学生までから高校生までに拡充して
お
り
ま
し
て、
拡
充
と
な
っ
た
高
校
生
の
8
月
と
9
月
の
診
療
件
数
な
の
で
す
が
、
こ
ち
ら
は
21
件
で
、
実
際
の
人
数
は
12
名
、
医
療
費
の
助
成
額
と
し
て
は
約
6
万
1,000
円
と
い
う
ふ
う
に
な
っ
て
お
り
ま
す。

現状は以上でございます。

○議長（長内伸一君） 4番、加藤正志君。

○4番（加藤正志君） そこで、将来に向けた子育て支援の拡充ということで、保育所
について近隣の民間事業者で企業主導型保育事業を行い、ゼロ歳から5歳児の保護者負担
ゼロというところや改めて豊浦町でも保育料、食材費等の保護者負担無料化を
しているところもあります。そういった中、当町において現在保育児童ゼロ歳、1歳、2歳
児の受入れ数と保育料が無料となっている世帯がどの程度あるのか、また3歳から5歳
児の受入れ数と副食費の無料となっている世帯がどの程度あるのかを聞かせて
いただきたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

壮警町における現在の児童の受入れ状況についてですが、今現在ゼロ歳児は3名、1歳児は6名、2歳児は11名で、計20名となっております。このうち保育料が無料となっている児童は、20人のうち14人というふうになっております。また、同様に3歳児につきましては10名、4歳児は11名、5歳児は9名の計30名を受け入れておりますが、このうち副食費が無料となっている児童は約半分の16名というふうになっております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 4番、加藤正志君。

○4番（加藤正志君） 改めて当町の保育料の歳入予算を調べました。そこで、令和1年度10月から3歳、5歳の保育料無料化スタートのために保育料は657万9,000円、2年度はゼロ歳、2歳の非課税世帯も無料で、保育料はゼロ歳、2歳の一部と3歳、5歳の副食費を込み314万2,000円、さらに3年度は入所申込み状況から190万予算化されておりますが、昨年より4割の減収となっております。今後さらに保育児童数の減少や経済の低迷の影響等で保育所の減収が予測されていると思います。移住定住、人口を増やすための一つの施策として保育料負担無料化を取り入れることが考えられないかをお伺いしたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

議員のご指摘、ご質問は今後保育料の減収が見込まれる中で移住定住の増加のため、いっそのこと保育料の無料化を考えられないかということですが、保育料の収入が少なくなっているとはいいいましても、この保育料収入も壮警町にとっては貴重な財源であります。また、保育料につきましては所得階層に応じた料金設定となっておりますので、利用者に負担していただく仕組みとしては公平であるというふうに考えております。保育料の軽減ということでは、例えば第2子につきましては半額免除ですとか、第3子については全額免除というふうになっておりますので、この保育料につきましては現在の制度を継続していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 4番、加藤正志君。

○4番（加藤正志君） 今の答弁でも理解はするのですけれども、理解はしますけれども、政策として当町の独自のカラーでこの保育料の無料化に向けてぜひぜひ検討していただきたいと思います。ちなみに、190万、確かに今現在収入を見込んでいますけれども、それが高いかどうかは、確かに町の財源としては必要かと思っておりますけれども、しかしながら人口が増えること、要するにこの無料化で子供たちが増えることによっていろんな部分での歳入が見込まれることもありますので、そういった意味で再度検討していただければと思っております。

さらに、これからの子育て支援拡充の取組として参考に聞いていただきたいのは、コロナ禍の就学前の子育て世帯の灯油支援、今日テレビ、ニュース等でやっていたけれど

も、福祉支援についての灯油、そういったものに国が支援策を何かいろんな部分で検討しているというふうな話も承りました。また、滋賀県米原市での中学生以下の子供1人につきまして米10キロ送るコロナ禍家計支援、地元産の米の消費拡大に取り組むまちもありますので、そういったことも含めて参考にさせていただきまして、さらに最後に次年度以降子育て支援拡充に向けての町長の考えがあれば伺い、質問を終わらせていただきたいと思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） それでは、私のほうから今の質疑の中にあつたことも含めましてご答弁を申し上げたいと思つております。

冒頭の答弁でも申し上げましたとおり、子供たちは地域の宝でありまして、少子化は我が国最大の課題であると、このように思つておりまして、壮瞥町におきましても若者世代が安心して子供を産み育てられる、最初の答弁のとおりですけれども、環境づくりを推進することが長年の懸案である人口減対策の一つの柱になると、このように考へております。この任に就かせていただき、基本理念となる子ども・子育て支援条例を議員の皆様のご理解の下で昨年制定させていただきました。この条例を基に子育て世代の負担軽減、また今日はテーマに上がっていませんけれども、フィンランド研修の見直し、継続ですとか医療費の無料化の拡充といったことについて子ども・子育て支援会議の皆さんやそれぞれの所管課において検討を重ねて、施策の立案に取り組んできたところであります。次年度以降の子育て支援の拡充についてにつきましては、さきの答弁でも申し上げましたが、まず出産時や小中高への入学、進学の日を祝い、応援する子育て応援祝金や子育て応援ごみ袋の配付事業など今年度から導入したばかりでありまして、その強化について着実に行つた上で、今質疑にありました他の自治体の取組ですとか議員からいただいたご提案、ご意見を十分参考にさせていただきながら、財政状況を勘案した中で本町に合つたさらなる子育て支援について、さらなる拡充について考へていきたいと、このように思つておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げまして、ご答弁とさせていただきます。

○議長（長内伸一君） 続いて、8番、森太郎君。

○8番（森 太郎君） 私のほうからは、まちづくり総合計画に基づいた地区整備について質問申し上げます。

質問要旨といたしましては、町長をはじめ職員の皆様にはコロナ感染対策やコロナ禍で停滞した町内経済の再生に向けた様々な対策に取り組んでおられることに敬意と感謝を申し上げます。11月中旬からは町内各地に出向き、令和3年度の町政懇談会を開催し、新型コロナウイルス感染対策の実施状況の説明や今後に予定されている老朽化した壮瞥中学校の建て替え計画の説明、各地域で抱える課題、要望等についての意見交換を進められたご苦労にも感謝を申し上げます。令和2年3月に第5次まちづくり総合計画が示され、既に2年目の後半を迎えておりますが、同計画では各地区ごとの基盤整備の考へ方について触れられ、その中では地域の特性と歴史的背景を生かす基盤整備の必要性について

述べておりますが、検討事項も含めた各地区の基盤整備の実態と課題、今後の対応について伺います。

1つ、地区ごとの基盤整備の状況は。

2つ、地域の特性と歴史的背景をどのように捉え、地区整備の方向性はどうかあるべきと考えておられるか。

3つ、第4次計画では計画性のある地区整備、第5次計画ではバランスに配慮した整備の必要性を強調されているが、現状での認識は。

4つ、人口減少が進んだ地域や限界集落化した地域への対応は。

5つ、財政見通しは。

以上について質問申し上げます。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 8番、森議員のご質問にご答弁申し上げます。

1点目の地区ごとの基盤整備の状況についてですが、壮瞥町は活動的な活火山、有珠山を有し、開拓の歴史が始まった後、4回の噴火災害を乗り越え、まちづくりが推進されてきました。第5次まちづくり総合計画では火山と共生してきた固有の文化を継承し、災害に強いまちづくりを推進する観点から地域の歴史や資源、特性などを生かしたバランスに配慮した整備を位置づけているところであります。そこで、地区ごとの基盤整備の状況になりますが、まず滝之町地区については小中学校の一体的整備、建部改良住宅や住宅地の整備に向けた具体的な構想の策定を行うとともに、空き家の利活用等計画の位置づけに基づいて検討を進めているところであります。

次に、久保内地区につきましては空き校舎を活用し、農産物の生産から加工までの新たな産業立地に向け校舎を売却し、生産体制整備に取り組むとともに、公共施設やスキー場を活用した活性化策などが広く検討されているところであります。

続いて、蟠溪地区については国道453号の整備と並行し、地域の資源である温泉や水を生かすため水道や温泉施設の移設、整備を行うとともに、地域の研究会などによる活性化に向けた取組が検討されているところであります。また、仲洞爺地区については道道洞爺公園洞爺線の整備促進の要望や企業の保養所立地に向けた環境整備に取り組むとともに、良好な景観、自然環境等を生かした振興策を検討していく考えであります。

さらに、壮瞥温泉地区については企業の立地に向け新たな泉源開発への支援や湖面の適切な管理に必要な整備を行うとともに、昭和新山地区の再生に向け道職員の地域振興派遣を得て、検討作業を進めているところであります。

以上、ご説明いたしました。ご質問にもありましたとおり、新型コロナウイルス感染症への対応を優先しながら順次取り組んでいるところであります。

次に、2点目の地域の特性と歴史的背景についての認識ですが、第5次まちづくり総合計画の基本構想に整理がなされており、また地区整備の方向性につきましては基本計画中の主な施策と内容に位置づけられていると認識しているところであります。今後につま

しては財政状況を勘案しながら町内の組織、体制を構築し、計画的に推進していく考えであります。

次に、3点目のバランスに配慮した整備の必要性の現状認識及び4点目の人口減少が進んだ地域等への対応についてですが、第5次まちづくり総合計画の策定作業では、第4次総合計画の評価とともに町民の皆様へのアンケート、地域別分野別まちづくり懇談会や審議会委員、議員の皆様との意見交換が行われました。まちづくりに対する皆さんの思い、期待など寄せられた多くのご意見を受け止め、それぞれの地域や町全体の現状と課題を整理し、課題の解決に向け施策が整理されたものと認識しております。町としましては、こうした認識の下で総合計画の位置づけに沿って課題解決に向け計画的な施策の展開が必要と考え、取り組んでいく所存であります。

次に、5点目の財政見通しについてですが、本町の財政は財政収支の指標である実質単年度収支が平成28年度から平成30年度まで3年間で約1億1,000万円の不均衡が生じており、財政調整基金などの取崩しにより均衡を保ってきたところであります。町では、この改善に向け住民サービスの低下にならない範囲で予算編成の過程で財源の確保の検討など事務事業の見直しなどに全庁的に取り組み、令和元年度、令和2年度の決算ではおおむね不均衡は解消され、基金も5年ぶりに増加となったところであります。町としましては、こうした取組とともに長年の懸案であった中学校や建部改良住宅などの整備を推進するため、第2期定住促進・公共施設有効活用計画を見直し、このたび令和11年度までの財政見通しを作成したところであります。壮警町を持続させ、次世代に着実に継承していくためには産業の振興、定住対策などとともに計画的な社会資本整備が重要であり、その基本となるのは安定した財政運営と考えております。これからも全庁的に取り組んでいく所存でございますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、ご答弁といたします。

失礼いたしました。先ほどの答弁の中で財政状況の実質単年度収支について平成28年度から平成30年度まで3年間で約1億と申し上げたようでございますけれども、正しくは約3億1,000万円の不均衡が生じておりということでもありますので、訂正させていただきます。

○議長（長内伸一君） 8番、森太郎君。

○8番（森 太郎君） それで、再質問させていただきます。

まず、地区ごとの基盤整備の状況についてでございます。これにつきましては、地区ごとに複数の質問項目を予定している部分もあるので、基本的には地域ごとに質問をしたいと思っております。それで、まず1点目の地区ごとの基盤整備の考え方のうち滝之町地区に関してでございますけれども、まず現在検討されている小中学校の整備と改良住宅の整備については理解するのですが、住宅地整備の場合、個人の宅地利用は火山防災の観点から課題はないのか。それと、壮警高校の老朽化対策はどのように検討されているか。それと、立香牧場の検討状況はどうなっているか。これ民間のアイデア募集等も含めてどのような活用を検討されているか、もし考えがまとまっていればお聞きしたいと

思います。

以上です。

○議長（長内伸一君） 答弁、企画財政課長。

○企画財政課長（上名正樹君） 1点目と2点目に関しまして私のほうからご答弁させていただきたいと思います。

まず、1点目ですけれども、町では平成30年3月に第2期定住促進・公共施設有効活用計画を策定したところですが、計画では壮警中学校の移転後の跡地を活用する方策として、公営住宅等の立地と宅地整備をする位置づけがなされております。当該町有地につきましては、一定の想定で作成された有珠山火山防災マップ上では山麓噴火の火砕サージ到達可能性のライン上ではありますが、噴石が飛んでくる可能性のラインですとか、山頂噴火における火砕サージの到達可能性のラインの外側となっております。当該地域は文教ゾーンと防災定住ゾーンに近接し、滝之町地区では比較的安全な地域と評価できると認識しており、国道453号沿いであることなどこれらの立地環境に加え、長年住宅地の整備の必要性が論じられてきたことなどを総合的に勘案しまして、検討を進めているところでございます。これまでの町並み形成の歴史や総合的に本町の有効な定住施策として積極的に検討を進める必要があると認識しておりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

次に、2点目ですけれども、現在町では第2期定住促進・公共施設有効活用計画に位置づけた施策や事業を中心に検討しているところでございます。壮警高校の老朽化対策への課題認識はありますけれども、当該計画では具体的な位置づけはなされておらず、町では教育委員会と共に人材育成の場として望ましい教育環境づくりに向け、継続して検討していく考えでございます。

以上です。

○議長（長内伸一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（木下 薫君） ご答弁申し上げます。

立香牧場に関しましては、本年2月に町外の民間事業者、8月には町内の畜産農家と意見交換を行うなど活用に向けて検討しているところです。本年度は、これまで同様町外の利用者の馬を受け入れております。町としましては、町の資産である立香牧場を将来につながる有効な活用方法について関係者と協議を継続し、方向づけしていく考えでありますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

以上です。

○議長（長内伸一君） 8番、森太郎君。

○8番（森 太郎君） 検討していくということなので、その部分について了解いたしますし、滝之町の火山防災の観点上についてもおおむね私のほうで理解しているところでございます。ただ、この関係についてはほかの議員のほうからもまた詳しい質疑がなされると思いますので、これについては了解いたしました。

それで、久保内地区でございます。久保内地区につきましては空き校舎の活用ということで農産物の加工施設について現在参加、取り組まれている法人の事業は大いに期待されると思っております。総合計画の中ではサテライトオフィス等の企業誘致促進も位置づけられているわけでございますけれども、このオフィス等のスペースとして旧久保内小学校校舎スペースの活用する可能性というのはあるのかどうか。それと、久保内5町内の旧久保内小学校のグラウンド敷地、現在の地目は多分宅地になっていると思うのですけれども、現在はどうなっているかという部分についてお伺いいたします。

○議長（長内伸一君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） 1点目の久保内小学校校舎のスペースの活用については、私のほうからご答弁申し上げます。

久保内小学校は、平成28年以降児童数の著しい減少により保護者、地域との協議を重ね、平成30年度末をもって皆様の理解を得て、休校措置としたところです。久保内小学校は、平成27年度に大規模な改修を国庫補助と起債により整備したところであり、目的外の利用ですとか財産処分については返還が必要とされることから、直ちにスペースの活用には制約がありますが、ご提案いただいたことを含め様々な角度から検討する必要があると認識しておりますので、よろしくご理解お願いいたします。

○議長（長内伸一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（上名正樹君） 2点目の旧久保内小学校のグラウンドの関係ですけれども、ご質問の旧久保内小学校の跡地につきましては、平成25年に策定した第1期定住促進・公共施設有効活用計画において立地条件等を考慮すると必ずしも一般的な宅地分譲に適しているとは言い難いことから、諸条件に納得する希望者がいた場合に限り分譲するというふうに位置づけております。その活用につきましては、現在においても難しい状況であると認識しており、その後具体的な検討には至っていない状況であります。

以上です。

○議長（長内伸一君） 8番、森太郎君。

○8番（森 太郎君） 旧久保内小学校ですか、久保内小学校の空き校舎の関係なのですか。補助金を入れているので、その関係の補助金返還等の規制があって、動かさないということは理解するのですけれども、ただああいう建物というのは黙ってほっておいても維持費がかさんでいくわけなのです。ですから、その辺補助金、例えば繰上償還等があったとしても利用するほうが有利の場合はやっぱり前向きにそれは検討したほうがいいのかなと、そう思います。

それと、旧久保内小学校のグラウンド跡地ですけれども、これ最初に売り出したときから非常に問題というか、そんなところなかなか売れるわけがないだろうなという感じはちょっとしておりました。ただ、やっぱりそれを当時は進めたいという強い思いがあって、あそこたしか宅地分譲、区画整理された、図面上だけで、現地的には何もいじっている状況はたしかないと思うのですけれども、そういう形になっているのですけれども、これ宅

地利用に限定しないで、もうちょっと幅広いアイデアといいますか、これ町民のアイデアも含めて幅広く検討されていったほうがいいのかなと思いますけれども、その辺についての考え方お伺いしたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 私のほうから答弁申し上げます。

まず、1点目の久保内小学校の校舎につきましては、様々な活用方法が考えられるということの前に学校が今休校という状態をどのようにするかということも含めて、それらも含めて十分検討していきたいと、このように思っておりますし、なかなか実際の問題として、保護者の皆様ですとか地域の皆様との若干の意見交換はさせていただいておりますけれども、そうした状況踏まえまして、それらの問題も含めて今後教育委員会と協議しながら取り進めていきたい。その中で今森議員がおっしゃっていたような活用に向けて活用の方策を幅広く検討していくということにつきましては検討を重ねていきたいと、このように思っております。それと、2点目につきましては、私の記憶では久保内小学校が旧久保内小学校から今の小学校の位置に移転した際に町政懇談会等で地域、もしくは様々なことから町有地を活用してはどうかということで進めていたところではありますけれども、なかなか難しい問題があって、平成25年に策定した計画ではこのように位置づけがなされておりますが、住宅に限らず幅広く有効な資産として活用していく手だてを今後検討していくようにしていきたいと、このように思っております。

○議長（長内伸一君） 8番、森太郎君。

○8番（森 太郎君） 了解いたしました。前向きに検討していただければと思います。

それで、蟠溪地区になるのですけれども、これにつきましては蟠溪市街地の国道整備が今現在進行中ということもあって、ちょっと細かい部分までお聞きしたいと思います。国道453号の整備につきましては蟠溪市街地で行われているわけですが、その中で温泉水、それと地元湧水を生かすための施設整備は考えられなかったのかという部分でございます。それと、高齢者の冬期間における除雪対策として、温泉水を活用した流水溝の設置などは考えられなかったのか。それと、これ道路工事に必ずついてくるとは思うのですが、駐車滞留スペースの確保する考えはなかったのか。これ以前はトイレがたしかあったはずなのですけれども、そういう駐車滞留スペースを確保する考え方は。それと、区域内の町が所有している施設や町有地の活用する考え。それと、ここかなり過疎化が進んでいきますか、限界集落をもうとっくに超えているはずなのですけれども、定住につながる施策の展開の考え方。それと、先ほども答弁にあったのですけれども、地元のまちづくり研究会と行政の連携はどうなっているかということについてお聞きしたいと思います。

○議長（長内伸一君） これより休憩といたします。再開は11時10分といたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時10分

○議長（長内伸一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁、企画財政課長。

○企画財政課長（上名正樹君） ご答弁申し上げます。

何点かあったかと思いますが、順番にお答えしたいと思います。まず温泉水や地元湧水を生かすための施設整備は考えられないかということで、蟠渓地区につきましては以前には国道の整備と併せて泉源公園を整備するなどの案を基に検討を加えた経緯はありますけれども、地域の人口減少や高齢化により整備後の維持管理が地域では難しい旨のご意見もあり、現状では具体的な進展には至っていない状況でございます。また、蟠渓地区の活性化を目指し有志の方々が立ち上げた蟠渓まちづくり研究会の主体的な取組として、昨年10月下旬から蟠渓ふれあいセンターの中で温泉熱を活用したアスパラガスの伏せ込み栽培の試験が行われ、技術的な支援をしてきたところでございます。この取組は小規模な試験であったものの、冬の野菜生産の可能性を探ることができ、町としましては今後さらに発展的な取組となるよう研究会の皆さんと連携し、継続して支援してまいりたいと考えてございます。

それから、2点目、温泉水を活用した流水溝の設置についてですけれども、このことに関しましては温泉水という地域資源を活用した住みよいまちづくりにつながる方策として認識しておりますが、これまで検討した経緯はありません。ただ、今後検討していきたいという考えは持っているところでございます。

それから、駐車滞留スペースの確保ということですが、現時点では具体的には考えは持ち合わせておりませんが、1点目の国道整備に併せた施設整備とともに検討していきたいと考えております。

それから、区域内の町有地、町有施設を活用する考えですけれども、蟠渓ふれあいセンターは現在地域の方たちが地域行事やゲートボールで利用しているほか、大雨等の災害時の避難所としても活用しております。国道整備で新しくなった地域の環境において、ふれあいセンターをはじめ町有地等を活用した振興策を地域の皆さんと共に検討していきたいと考えております。

それから、定住につながる施策の展開、温泉活用の展開ということで、蟠渓地域における人口減少と高齢化は町内のほかの地域よりも進んでいるものと認識しております。蟠渓地域において直接的に定住につながる住宅などのハード整備は難しいと思っておりますが、総合計画に位置づけている町並み美化や温泉、水資源を活用した施策を進めていきたいと考えております。

それから、最後だと思っておりますが、地元まちづくり研究会と行政との連携については、蟠渓地域の研究会の方たちとは不定期ではありますが、お話をさせていただいております。今後も継続して蟠渓地域の振興について連携していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 8番、森太郎君。

○8番（森 太郎君） これちょっと先ほど、温泉水を活用した流水溝の関係についてでございますけれども、これ検討されるということでよろしいのでしょうか。というのは、やっぱり高齢者が冬期間に雪投げといいますか、除雪が大変な部分あるので、地先にもし流水溝があつて、排雪できるようなスペースがあれば、非常に地域の老人の方々も多分助かるのではないかなと思いますので、これはぜひ、これ流水溝のところに流水口を何とか……排水口、排水溝ですか。排雪溝を設置するような形でできれば実現していただきたいなと思っております。

それと、一番ちょっとがっかりしたといいますか、温泉水や地元湧水を生かすための施設整備、人口減少によって維持管理の問題があつてということの答弁でございますけれども、確かに施設を設置すれば維持管理はしなければならないのですけれども、いずれにしても維持管理の問題というのは極端に言えば後で考えてもいい部分もあるのかなと。というのは、物がなければ維持管理も何もしないわけです。ですから、ある程度道路施設として必要最小限の施設というのはやっぱり設置してあげたほうが後々の地域のためになってくるのかなと。というのは、高齢になった方が今住んでいるわけですが、その方たちから例えば世代替わりしていったときにその方たちは何でこの場所に何もいないのだろうというような話になりかねないと思うのです。と申しますのは、あの地域、今若干ではありますけれども、たしか移住といいますか、別荘も含めてですけれども、入ってきている方がいるのです。ですから、そういう方たちも含めて住みやすい環境づくりというのは必要なのかなと。私あの地域、仮に生かす方法とすれば、移住定住、これ当然住んでもらうというのが一番いいのしょうけれども、そうでなければ例えば別荘地としての開発をお願いするというのもいいのかなと。ですから、そういう方たちが入りやすいような環境整備を進めていくということも一つの方策なのかな。これ検討、当然相手がいることですから、ですけれどもやっぱりそういう検討が必要なのだろうなと思っております。

それと、先ほどまちづくり研究会との連携の中でふれあいセンターを活用したアスパラ栽培をしているということなのですから、これは具体的に、というのはあそこ多分普通財産ということではあるとは思うのですけれども、要は我々の意識としてはあそこの温泉はもう使わないという、要するに集会所だけというような感じで捉えておりましたから、その部分についての利用というのは問題ないのかという部分についてお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） まず、温泉水と湧水を活用した施設整備の中で、公園というか、滞留スポットの関係で検討したけれども、地元との検討をした中で維持管理が難しいということということでつきましては、実は第5次総合計画を策定する前のことでありまして、その後地域の意見を踏まえながら、経過はこのような形ですが、取り組む意

思がないということではないということで、またいろんなアイデアをお聞かせいただければと思っておりますし、現在道路整備によって随分町有地の敷地が道路敷地になったりですとか、そういう変容がありまして、果たして町有地がだとか、地権者さんを調べさせていただいて、改めてそういう作業に今取り組んでいるところでもありまして、あの地域を、一度過去にそういう経過があったので、何もしないということではなくて、総合計画の位置づけに基づいて先ほどの流水溝の検討も含めて、難しいとは思いますが、資源を活用した取組を検討していきたいと、このように思っておりますので、ご理解をいただければと思っております。

それと、研究会の取組として小規模な試験栽培を行ったことにつきましては、あくまでも自治会活動の一環という考え方の中で小規模な活動であり、非公式的なところもあって、こういう取組をしているということで、そのようにご理解をいただければと、このように思っております。

その施設の中を生産的な工場にしようとか、そういうつもりのところではなくて、あくまでも資源を活用して、農業利用ですとか多様な活用ができないかということでの話であるということをご理解いただければと思っております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 8番、森太郎君。

○8番（森 太郎君） 施設の利用については地域の、地域おこしの芽になるかどうかという部分の小規模な研究ということだと思あるので、これについては特に言うつもりはなかったのですが、ただ議会側としてはそういう説明全然受けていなかったこともありまして、例えば町内視察等があった場合にこういうこともやっているよというような部分は若干見せてもらってもよかったのかなという感じはしておりますけれども、あまりそれを細かく話し合っていくとちょっとあんばい悪い部分もひょっとしたらあるのかなという感じがありますので、それについては了解いたしました。

それと、流水溝の利用ということですが、排雪溝です。排雪溝の設置は、これはぜひ協議を強力に進めていただければなという感じはします。地域が高齢化になっているだけにやっぱりこれはほかの地域にはないあそこのまちづくりの特徴になってくるのかなという感じがちょっとしますので、できれば前向きに検討していただきたいと思えます。

それで、次の関係、これは次は項目的にいうとそんなにないので、仲洞爺地区と昭和新山地区まとめていきますけれども、まず仲洞爺なのですけれども、保養所設置に向けた環境整備をするよということで総合計画にも位置づけられていると思うのですが、まず環境整備がどういうふうになっているかという部分と昭和新山地区についてはジオサイト、フットパス管理の状況が今どうなっているかという部分についてを聞きたいと思えます。

○議長（長内伸一君） 答弁、企画財政課長。

○企画財政課長（上名正樹君） それでは、1点目のほうについてご答弁したいと思います。

が、保養所設置に向けて環境整備の中身ということですが、仲洞爺地区におきましてはもう既に首都圏の企業1社が保養施設と研修施設を建設しておりまして、町では水道の供給など企業と調整し、整備を実施しております。このたびの立地に伴い、今後仲洞爺の自然環境を生かした地域振興策も検討されていると承知しておりまして、新たな産業立地の受入れに必要なインフラ等の環境整備についても検討、調整していく考えでございます。

○議長（長内伸一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（三松靖志君） それでは、2点目の昭和新山地区におけるジオサイト、フットパスの管理状況については私のほうからご答弁申し上げます。

昭和新山のジオサイトにつきましては、民間施設を含め適切に管理されているものと認識しております。修学旅行受入れや民間団体によるジオツアーの実施など、そういったものによりソフト面においても活用が図られております。また、北海道が管理する有珠山南外輪長距離遊歩道に、フットパスでございますが、につきましては道により令和2年3月に階段の大規模修繕が行われてございます。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 8番、森太郎君。

○8番（森 太郎君） これについては、もう既に1社が入っておられるということで、進んでおられるということで地元にご貢献していただく部分期待しているところでございます。ジオサイト、フットパスについては状況ですから、それはそれで了解いたしました。

次に、2点目の地域の特性と歴史的背景、地区整備の方向性ということでございます。これについて細かい部分については答弁の中では一応スルーされてしまったような状態なのですけれども、私が質問したかった、質問の趣旨が第4次計画における地区整備の在り方を総括し、どのように5次計画に位置づけしたかの考え方をお聞きしたかったということでございます。第4次総合計画においては、財政状況の問題があったとは思いますが、結果的にかなりの部分が懸案事項として先送りされてきたように思われますが、これについての理事者の認識をお聞きしたいと思っております。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 私からご答弁を申し上げます。

まず、質問の趣旨をきちんと理解していなかったということにつきましては、ちょっと申し訳なかったと思っております。ご質問にありましたことについての認識につきましては、第3次のまちづくり総合計画、平成12年から21年についてなのですが、この期間は噴火災害の復興や合併協議などに直面した期間であって、皆様の理解を得て、平成17年度から22年度まで滝之町のまちづくり交付金事業が推進されたところであります。第4次の評価についてはここからお話しすべきかなと思って、認識として第3次についての認識を述べさせていただきましたが、ちょうどこの頃町政懇談会やまちづくり懇談会で大型事業、要するに滝之町のまちづくり交付金事業が終了した後は各地域の振興策の検討ですとか実施をしてほしいという切実な要望を各地域からまちづくり交付金事業を実施している

ときに受けていたと、このように記憶をしております。そうしたことを受けまして、この頃策定をしました公営住宅の整備計画の中で計画を変更して、久保内の地区に今南久保内にあるふれあい団地の整備を計画を変更して、定住対策の一環ということで久保内に計画を変えたのもこの頃であったかなと。このようなことを取りながら、平成21年度に策定をしましたご質問の22年度を初年度とする第4次まちづくり総合計画において、平成14年に策定しました住宅市街整備方針に基づき計画的に地区整備を進めると位置づけたと、このように認識をしております。第4次まちづくり総合計画に位置づけた地区整備の多くが実施されていないということについては議員ご指摘のとおりであり、人口の減少率だとか相当の地域間の格差が町内でも、小さな人口の町内ですけれども、生じて、現在も課題となっているという、このような認識を持っているということでありまして、ご答弁とさせていただきます。

○議長（長内伸一君） 8番、森太郎君。

○8番（森 太郎君） おおむねそのように私も理解しておりました。ただ、その結果それまでの予想を上回るスピードで過疎化、それと人口減少が進んでいって、本来であれば町内2番目の集落であります久保内地区でありますけれども、ここにおいて保育所の廃止、それから中学校の休校、それから小学校の休校などと状況が悪い方向に至っていると思います。ただ、そんな中、5次計画では主にどのような事項を問題点として捉えて、どのような解決を図りながら各地区の基盤整備を推進していこうと考えておられるのか、その辺についての考え方伺いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 先ほどの答弁と少し重なるところもあるかと思いますが、まず議員ご指摘のとおり、人口の減少率については相当の地域間の格差が生じているというふうに思います。このような認識を同じくするものであります。こうした経過を評価をした中で、第5次の総合計画では第4次の総合計画、平成22年度から令和元年度の総括として、中心市街地以外の顕著な人口減少などにより限界集落化への対応が強く求められており、第4次総合計画でも位置づけられた各地区のバランスの取れた地域づくり推進が必要であると、このように総括し、子供、孫の世代に「笑顔あふれる元気なまち そうべつ」を着実につなげていくため、各地域の特性を生かした持続可能なまちづくりに果敢にチャレンジすると、このように第5次の総合計画の中では位置づけ、方向づけされているところであります。この総合計画の位置づけに沿って各地域の特性や歴史を生かしたバランスに配慮した整備については基本計画の中にも位置づけられておりまして、組織的なことと予算づけも含めて具体的に財政状況を勘案しながら計画的に一つ一つ取り組んでいきたいと、このように思っておりますので、ご理解をいただきますようお願いしたいと思います。

○議長（長内伸一君） 8番、森太郎君。

○8番（森 太郎君） 方向性については了解いたしました。

それで、3点目の、今答弁の後半にもありましたけれども、バランスに配慮した地区整

備ということについての考え方ですけれども、これ先日町内各地区で実施された令和3年度町政懇談会の中でも第2期定住促進・公共施設有効活用計画の検討状況などについて説明されました、中学校の建て替え、それと改良住宅の建て替え計画等について説明されておりましたが、仮に町が主体的に進める大きな施策がこれ滝之町側に集中しているように見えるのですけれども、この辺についての理事者の考え方、認識について伺いたしたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） ご答弁申し上げます。

議員ご指摘のとおり、現在町が具体的に検討を進めているものについては、施策といたしましては第2期定住促進・公共施設有効活用計画に位置づけをされておりました中学校と建部改良住宅の整備などですが、これらの施策を優先している大きな理由は、学校統合を理由とした学校整備には有利な財源を充たしたいと、こうしたことがあって、その文部科学省等が示す基準等では年限がやっぱりありますので、この好機を逃してはいけないということで環境整備を行ってきた中で、道が開けてきたということが一つあるということでもあります。それと、町内の公営住宅の中で最も古い建部改良住宅をやっぱり優先させて、改良住宅行くたびに老朽化が激しくて、私も心が痛むようなところがあって、これを何とかしたいという思いもあり、そうしたことから、計画にしっかり位置づけられているものを、少し年次は遅れたかもしれませんが、全町的な財政収支改善に取り組み、改善してきたこと、こうしたことを捉えて優先順位を上げて取り組んでいると。これは、そういう現状であるということについてはご理解をいただきたいなど。各地域においてもご理解をいただきたいと、そのような思いであって、町政懇談会の際にもその辺につきましては最新の注意を払いながら臨ませていただいたつもりであります。地域整備については、先ほどの答弁と重なりますけれども、今後第5次総合計画での位置づけに基づき財政状況を勘案しながら計画的に進めていきたい、このように思っておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

○議長（長内伸一君） 8番、森太郎君。

○8番（森 太郎君） 限られた財源ですから、あっちもこっちもというわけにはいかない。これ理解いたしました。

それで、だんだん時間も押してくると思うので、次進めたいと思います。まず、これ4点目になりますけれども、人口減少が進んだ地域や限界集落化した地域への対応と。これ少子化、人口減少が進んで、限界集落化した地域の対応は答弁では第5次総合計画の策定では第4次計画の課題の解決に向けて施策が整理されているので、計画に沿って施策を展開していくという答弁でございます。ただ、第2期定住促進計画、公共施設有効活用計画の地区別人口の資料の中で、平成25年と29年の比較では特に蟠溪、弁景、幸内地区、それと東湖畔地区、それと立香地区では2割前後の減少が見られると述べております。これらに対応した特別な施策が位置づけられているかについて伺います。

○議長（長内伸一君） 答弁、企画財政課長。

○企画財政課長（上名正樹君） ご答弁申し上げます。

町では長年の課題である住宅不足の解消を目的に本年4月から民間賃貸住宅の建設助成事業の拡充を行ったところですが、人口減少が著しい久保内地区や仲洞爺地区等に賃貸住宅を建設した場合には助成額を2割増やすというような工夫もしております。今後も各地域の状況を勘案し、総合計画の位置づけに基づいてこのような施策も含め各種施策を計画的に展開していきたいというふうな考えでありますので、ご理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（長内伸一君） 8番、森太郎君。

○8番（森 太郎君） 優遇措置といいますか、助成制度を拡充して、なるべくそういう定住につながるような施策の展開をしていきたいと、これは分かるのですけれども、ただその呼び込みをするためのPR的な事業、その部分をやっぱり期待したいとは思っております。ただ、これいずれにしてもここだけの問題でない、町全体には言えることだと思うので、それについては了解いたしました。

それで、5点目の財政見直しについてお伺いいたします。5点目の財政見直しについてですけれども、答弁では平成28年から30年度まで約3億1,000万の不均衡が生じておっ、この改善に向け財政調整基金などの取崩しにより均衡を保ってきたということですが、この件については自分が令和元年第2回の定例会でも取り上げて、質疑を交わしてきたところですが、不均衡の要因として町決算の収入に大きい割合を占める地方交付税が減少傾向にあると。それと、近年の経常的支出が多くなっているということであって、町としては事務事業の評価の仕組みと、それと歳出削減に取り組む、それと有利な財源を見つける、それとふるさと納税の推進を行うと。さらには、町有林財産等の活用などに取り組んでいくということでもございました。ただ、そんな中、先日理事者の町政懇談会でも説明ありましたが、財政状況が現在改善傾向にあるということで説明がございました。これそういうことですので、中学校の建て替え、それと改良住宅の建て替え等の検討に着手するということですから、これ大きな勇断だと私は思っております。ただ、これまでの歴代の理事者というのは節約に努めてきたわけですが、ですけれども、大型事業ができるほど、私を感じるの歳入が大きく増えたとは思われないのですけれども、大型事業ができるほどになった理由と要因、もし具体的な数値が分かればお教えいただきたいと思っております。

それと、事業実施に伴う補助財源というのはある程度確保できるとしても関連する一般財源はあるわけですから、財政運営は楽観できるものではないと思っておりますが、この事業が動き出した場合にほかのまちづくり総合計画に位置づけられている事業の実施見直しと基金の活用についての考え方についてお伺いしたいと思います。これ町長がおっしゃっておられる基金減の財政運営という部分ですが、この基金減の財政運営は本当に可能かという部分についてお伺いしたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、企画財政課長。

○企画財政課長（上名正樹君） ご答弁申し上げます。

これまでも節約してきたが、大型事業がなかなかできないできているということで、歳入歳出について具体的な数字ということなのですけれども、やはり議員のご指摘もあったように、ふるさと納税につきましては大幅に伸びてきているということで、令和元年度は4,500万程度だったものが令和2年度には1億2,000万程度にも増えて、倍以上に増えて、3倍近くになっているということで、増えておりまして、そういった財源の確保ですとか、あとは以前は当初の予算編成の際に約2億円ほどの財政調整基金を繰り入れなければ予算を組めなかった状況でしたが、以前も予算査定の際に厳しく査定をして、予算を組んだのですけれども、そういう状況であったと。ただ、最近はより一層支出の抑制ですとか、あとは事務事業の見直しといいますか、組替えというか、工夫をすることによって財源を確保できないかという点で全職員がそういった考えを持って予算編成、予算要求をすることで、そういった面でも収支不均衡を少しでも解消できるように取り組んだ結果が令和2年度、令和3年度につきましては財政調整基金の繰入れを当初予算で1億切る金額で予算編成することができたということが大きいのかなというふうに思っているところでございます。

また、議員ご指摘のとおり、財政運営につきましては決して楽観できるような状況ではないと認識しておりますけれども、将来にわたって計画的な社会資本整備は非常に重要であります。今後も歳出の抑制、削減、それからより一層の財源確保等に取り組んで総合計画に位置づけた事業を着実に実施していきたいと考えております。また、基金についてですけれども、こちら基金は限られているものでございまして、令和2年度は増えましたけれども、事業の実施状況、財政状況等を勘案しながら各基金の設置目的に従って、必要に応じて活用していきたいというふうに考えております。また、できる限り財政収支の均衡を図って、基金についてはできる限り減らさないように努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 8番、森太郎君。

○8番（森 太郎君） 歳入が増えた個別の数値的な部分についてはこれやっぱり難しいですか。何となくニュアンスでは分かるのですけれども、何でどこが何ぼ増えたという部分がどうも私も見えづらい。資料見てもなかなか分かりづらいということで、これについてはもしそういう数字が分かればこの後の機会でもお示しいただければと思います。

それで、一応最後にしたいと思うのですけれども、まず今後国からは新型コロナ関連の感染症対策予算やコロナ関連の経済対策予算が示されて、これらに対応しているうちは関連の臨時交付金等の財源措置はされると思うのですが、いずれ終息したときには当然地方交付税に跳ね返ってくると。国民であれば、税金に跳ね返ってくるのだらうと思っております。そういうことが心配されるのですけれども、地方自治体の将来の財源見通しをどのように捉えておられるか伺いたしたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、企画財政課長。

○企画財政課長（上名正樹君） ご答弁申し上げます。

将来の財政見通しということで、現在コロナ禍もありまして、社会情勢が目まぐるしく変化する中で将来の財政見通しを予測することは非常に難しいことであると思っております。壮瞥町を持続、発展させ、次世代に着実に継承していくためにはやはり歳出削減、抑制、それから財源の確保を、そういったことを徹底して、安定した財政運営となるよう取り組んでいくしかないのかなというふうに考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（長内伸一君） 町長。

○町長（田鍋敏也君） 私のほうから総括的にご答弁を申し上げたいと思っております。

収支改善につきましては、具体的に数字でということでもありますけれども、一つ一つの事業に財源がないかですとか、工夫を凝らして予算査定段階で歳出の削減も含めて厳しく行っているということでありまして、歳出に手をつけていないということではなくて、行政改革の精神に基づきながら工夫して改善できるものは改善していると。そうした中で財源の……（録音なし）……

○議長（長内伸一君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時48分

再開 午前11時49分

○議長（長内伸一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長。

○町長（田鍋敏也君） 先ほどの答弁の続きをさせていただきますけれども、コロナに入っていたときにはありますけれども、具体的な例としては入湯税を、事業者の皆さんにご理解をいただいて、環境整備を行いたいということもありまして、引上げをさせていただいたり、先ほど課長から答弁がありましたとおり、ふるさと納税につきましても力を入れていきたいということで、そうした全国からのご支援もいただくような形で、そうした中でコロナの交付金を活用しながら一般財源も投入した中で、結果的に収支は均衡にはなりませんでしたが、ほぼ不均衡が解消されたということでもあります。それと、9月の決算審査特別委員会のお話申し上げましたけれども、予算の執行管理を一人一人が責任を持って適切にしていくことに努めているということも事実であります。歳入として予算を見たものが着実に入ってくるか、収入になるか、支出はその予算の範囲内にとどまっているか、予算執行が予算のとおり、難しいですけれども、突発事項がありますので、見た予算の執行管理を適切に支出も収入もしていくことによって年度当初に見た財政調整基金の繰入れが例えば9,000万円であったら9,000円で済むと、こうしたことをやはり徹底していく必要があるのではないかということで、この2年間取り組んできたところでありまして、このような取組の結果から数値的な改善につながってきたのかなと、

このように思っております、実際には300ぐらいの壮瞥町には事業がありますけれども、それぞれに有効に活用できる、工夫すれば財源が出てくるものではないかと。あるものもあるのではないかと、そうした視点で積み上げていった結果であると、このように思っているところであります。ですから、端的にこの収入が増えたからどうだということではなくて、年度年度の状況を踏まえて予算の執行管理をしっかりしていくことにこれからも取り組んでいきたいと、このように思っているところであります。

それで、財政については長くなりましたけれども、以上でありまして、まちづくりに関する壮瞥町全体のことにつきまして様々なご提案、ご意見をいただいたところであります。今後はコロナ禍によりまして社会経済情勢ですとか、いまだ先が見通せない状況ではありますけれども、子供から高齢者まで全ての町民の皆様が夢と希望を持ち、笑顔があふれ、人と地域が輝く元気なまちづくりをこれからも推進していきたいと、このように考えておりますので、ご協力をお願いできればと思っております。また、議員各位におかれましてはそれぞれ豊富な経験と識見を生かしまして、町民の皆様の意向、意見を踏まえてまちづくりへの思い、アイデアや将来ビジョンをお持ちだというふうに認識しております。第5次まちづくり総合計画の将来像である「笑顔あふれる元気なまち そうべつ」の実現に向けまして、行政とともに主体的な提案とまちづくりにつながる行動など皆さんにおかれましてはご理解とご協力をお願い申し上げます。これからもよろしくお願いいたします。

それと、先ほどのちょっと答弁の中で1点副町長から補足させていただきたいところがありますので、副町長から答弁を申し上げたいと思います。

○議長（長内伸一君） 副町長。

○副町長（黒崎嘉方君） すみません、お時間をいただきまして。質問の答えをぶり返すつもりではないので、ご理解いただきたいと思います。

蟠溪ふれあいセンターで行った実験のことなのですけれども、言葉や説明が足りていなかったことを、それから着手に当たって何も報告されていなかったことについてはおわびを申し上げたいと思います。多少ちょっと説明させていただきたいのですけれども、これはふれあいセンターというか、研究会の方々から、あの温泉今使っていないのですけれども、ちょろちょろ、ちょろちょろお湯が流れているという状況で、その流れているものを活用しまして、温泉水活用して、相談があったりいろいろ話したのはコーヒー豆作って、おいしい水あるので、そこで何かできないだろうかとか、そういう具体的ないろんなアイデアがあったのです。それをお話聞きまして、コーヒーというと長い間の永年性作物になってしまうので、ちょっとすぐは着手できないなと思ひまして、ほかに何かいいものないかな、すぐ短い期間でないかなと研究会の方々といろいろと知恵を出し合って、施設にも影響あまりない短い期間でまず何か作れるかなということを試してみようというような感じで始めさせていただきました。私と町長とも相談したのですけれども、短い期間の運用だし、我々の施設管理の範疇でいいよねという、ちょっと安直な考えだったことについては本当

申し訳ないと思いますけれども、僕も地域の方からそういう相談があると、前向きな話あると僕らの裁量でできることはやってみたいと思うほうなので、本当暴走したところもあるかもしれませんが、その辺はお許しいただければと思います。これからもそういう話があったときは、なるべく皆さんと相談してやりたいと思いますので。

それとあと、いろいろ施設整備の提案とか今回ご示唆いただきました。私もやはりあの地域を活性化するには何かしらが必要だなと実は感じていまして、ただ施設を整備することは補助金を持ってくると。建物建てるのは意外と簡単にできるとか施設を整備するのはできるかもしれません。ただ、やっぱり一番懸念されるのは、マンパワーがないということだと思います。そういったところについては、今地域おこし協力隊が最近うちのほうにも来ていて、3年後には起業していかなければならない。そういったところのマンパワーもどうそういうところに生かしていけるか、そういったことと併せながらよりよい地域づくりに知恵を絞っていきたいなと思っているので、皆さんのご支援もよろしく願います。今回のことはすみませんでした。

○議長（長内伸一君） ただいまより昼食休憩といたします。再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時00分

○議長（長内伸一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） 町有地活用及び公共施設整備における火山防災の視点について伺います。

今般第2期定住促進・公共施設有効活用計画に位置づけられていた壮警中学校の移転建て替えと移転後の跡地等を利用した建部改良住宅の建て替え事業を進めていく考えを示されていますが、火山との共生を余儀なくされている本町においては、公共施設整備や町有地利活用を進める際には火山防災の視点からも十分考慮されるべきものと考えますが、次の点について伺います。

1つ、公共施設整備及び町有地利活用の適否を判断する際に有珠山噴火防災マップ上の頂上噴火の危険区域予想図等をどこまで考慮すべきと考えるか。

2つ目、公共施設や町有地利活用の目的、性格によっても候補地としての適否の行政判断が分かれるものと考えますが、学校施設、交流施設、居住施設、宅地利用等についてそれぞれの判断基準等の考え方について伺います。

3つ目、まちづくり交付金事業における町道暁線の拡幅延長や現在進められております町道中島1号線の拡幅整備は火山防災上の観点から事業化されておりますが、今後の町有地利活用や公共施設整備に伴う避難道路整備の必要はないか伺います。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 2番、松本議員のご質問にご答弁申し上げます。

初めに、火山と強制し、噴火災害に強いまちづくりの基本的な認識について述べさせていただきます。近年我が国では自然災害が頻発しており、その対策を体系化し、総合的かつ計画的な防災行政の推進が重要となっております。災害対策基本法では、被害の最小化と迅速な回復や科学的知見等を踏まえて絶えず改善を図るといった基本理念に基づき市町村は住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため防災に関する計画を作成し、法令に基づき防災対策を実施する責務を有することが規定されております。また、同法では市町村の施策の推進に当たっては災害をなくすることに意を用いること、災害の防止に関する科学研究とその成果の実現や都市の防災構造の改善に努めることなどが規定されております。第5次まちづくり総合計画の土地利用基本構想では、平成12年の噴火災害を踏まえ復興計画や住宅市街地整備方針に土地利用の方針を定め、利用に関する調整を図り、基盤整備を行ってきた経過を踏まえた土地利用を進めると位置づけています。私としましては、本町のまちづくりはこうしたことを基本認識とすべきと考えております。

そこで、1点目の公共施設の整備等の際にハザードマップ情報をどこまで考慮すべきか及び2点目の施設や土地利用に関するそれぞれの判断基準についてですが、近年我が国で発生している自然災害の多くはハザードマップの想定のとおりか、または想定を超えた事例もあると承知しております。このことを踏まえると、科学的知見を集積したハザードマップ情報をまちづくりの基本に据える必要があると考えております。ご承知のとおり、有珠山周辺では過去の地質調査など科学的な知見に基づき平成7年10月に有珠山火山防災マップが発刊、配付され、平成12年有珠山噴火を踏まえ平成14年に改定され、全戸に配布されております。平成12年の噴火は小規模でありましたが、活動域が生活圏に隣接し、防災拠点を含め多くの公共施設や住宅、社会資本が被災しました。このことを教訓として、まちづくりの検討に当たっては常に長期的な視点に立ってハザードマップ情報を考慮すべきであると考えております。また、具体的な公共施設整備や町有地の利活用に当たっては、これまでもハザードマップ情報を考慮し、地域の町並み形成や施設の設置目的、立地場所の特性など長期的かつ総合的な検討の下で判断されてきたものと認識しております。これからも法令の規定、基本構想等の位置づけやこれまでの考え方にに基づき総合的な検討の下で適切に判断し、火山防災をはじめ災害に強いまちづくりを推進していく考えであります。

次に、3点目の今後の公共施設整備等に伴う避難道路整備の必要性についてですが、昭和52年の有珠山噴火後、道道洞爺湖公園線が伊達市まで整備され、平成12年の噴火後には国道453号、蟠溪道路の事業化や滝之町地区の拡幅、道道では洞爺湖登別線の滝見坂洞爺公園洞爺線の東湖畔トンネルなどが復興計画の位置づけと要望によって事業化、整備されているところであります。町道においても昭和新山第2線や暁線が整備され、現在滝之町中島1号線の整備を推進しているところであります。これからも国、道への整備に関する要望を継続するとともに、ハザードマップ情報や総合計画等の位置づけに基づき噴火時や災害発生時に迅速に避難ができるよう町並みの再編に伴う環境の変化にも対応した交通

ネットワークの形成に向け検討を加え、取り組む所存ですので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます、ご答弁いたします。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） このたびの一般質問を考えましたのは、11月8日に全員協議会が開かれまして、定住促進と公共施設有効活用計画に記載されております壮瞥中学校の移転のこと、それから建部改良住宅の跡地利用等の説明がございました。そのときに役場側等が、私を含め議員とのやり取りがあったわけですが、その際感じたことがありまして、いわゆる防災を念頭に置いた土地利用についての考え方に差があるということと認識の違いがあるということと、もっと言うと理解をもう少し深める必要があるだろうと、こういう思いに至りまして、質問考えたということでした。

早速進めてまいります。答弁にございましたように、一応資料もこうやって用意してまいりましたけれども、皆さんのお手元にも届くように手配させていただきましたが、有珠山火山防災マップであります。確認いたしますが、答弁にもございました。1995年、平成7年になるのですけれども、最初の火山防災マップが発刊されております。これは、町長もご承知のように昭和神山生成50周年国際ワークショップが本町で開催されまして、たしか町長も国際フォーラムの担当されて、事務局でしたか。随分奔走されておったという記憶がございまして、その際に専門家の方々、学者さんですけれども、そういった意見調整の中でそういったものを将来に向けてつくっていったと。これがベースになりまして、2000年、噴火の後、2002年になりますか、平成14年、これ有珠山火山防災協議会の名前ではないのでしょうか。伊達市、壮瞥、洞爺湖町でつくられたということになっています。今年21年度、この火山防災協議会において有珠山噴火20年経過事業として改定されていますよね。これもいいですね。何が聞きたいかと申しますと、この有珠山火山防災マップ、いろいろ呼び方がハザードマップとございますけれども、いわゆる、書かれているのは頂上噴火の際ですけれども、火砕流本体が届くであろう、火砕流本体に襲われる可能性のある地域、それが濃いオレンジ色で色塗られておまして……失礼。点、点、点となってますか、薄いピンクで。これが火砕サージに襲われる可能性のある地域、そのほかにも噴石が飛んでくる地域等が記載されているということであると思いますが、このマップ、改定を何回か続けておりますけれども、今のような内容で大きな変化はないのかどうか、この確認を最初にしたいと思いますが。

○議長（長内伸一君） 答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

何度か町民の皆さんに形を変えという形でマップをこれまで配ってきたわけなのですが、基本的に今おっしゃったような危険が想定されるエリアについては原則的には同じで、様式はある程度変えてきたということでございます。

以上です。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） 了解いたしました。

それで、答弁にございましたけれども、いわゆる公共施設及び町有地利用に関して答弁の中で第5次まちづくり総合計画、その中の土地利用基本構想の中にも触れているとおり、土地利用の方針については平成12年の噴火災害を踏まえ、復興計画や住宅市街地整備方針に基づいて行っているという町長の認識はお示しいただきました。その上で伺いたいと思うのですが、ここで言う復興計画であります、これは2001年、平成13年7月、壮警町がつくった壮警町復興計画、有珠山噴火災害に対する復興計画ということだと思いますが、この中で触れている防災マップによる土地利用と、この辺のことを表しているのだろうという理解でよろしいと思うのですけれども、ついでに言わせてもらいますと、この同じ年の3月に北海道のほうで、これもご承知だとは思いますが、これが壮警町の復興計画。これは道で示された同年3月の有珠山噴火災害復興計画基本方針、これが先にあって、この中にまず1995年の壮警町が主体でつくった防災マップがいかに避難地域の設定ですとか避難指示に役立ったかという評価の上で、またさらに深めた防災マップの作成が必要であると言っていて、その上で各市町の連携ということも言って、それからそれぞれの復興計画の早期の策定も言っているわけです。それを受けて壮警町でつくったと、こういう経過だったと思いますが、いわゆる土地利用については全く同じ内容で記載がされているわけでありまして、そこで触れてある、いわゆる町の復興計画でも、あるいは道の基本方針でも触れてありますのが防災マップによる土地利用。これは詳しく言いますと、聞き及びのある方もいらっしゃると思いますが、噴火口近くにA、B、Xゾーンがあって、大きくCゾーンというのがあると。そのCゾーンというのが、先ほど説明しましたけれども、火砕流本体が届く可能性のある地域と。これ全体がCゾーンという理解でよろしかったですよ。そのCゾーンというのはどういうふうにするのか、土地利用に関して。中長期的に学校、病院、社会福祉施設等の移転を進め、住宅については安全な地域への移転を視野に入れ、その在り方を検討すると、こんな形で表現をしたと。壮警町もそれに倣ってこのゾーニングをと言えればいいのでしょうか、区域設定をしたわけでありましてけれども、これもご承知のように2004年、道はこのCゾーンという表現を白紙に戻すという発表しております。そこでなのですが、先ほど言ったようなCゾーン、危険区域の設定について本町では現在もこれを念頭に置いて行う、あるいはその復興計画は現在も生きていると、こういう解釈なののでしょうか、それともそういった認識を継続していると、この辺のレベルなののでしょうか。その確認です。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 95年の防災マップの発刊から2000年の有珠山噴火に至る経過を今話されて、ご質問の中でされておりましたけれども、その前に95年の発刊の後に98年の3月と99年の3月に町独自で壮警町独自の防災マップも発刊し、全世界に配布をさせていただいております。それと、2000年の噴火の前の年、4か月前に第3次のまちづくり総合計画を策定を町ではしております。1999年の12月です。そのときに既に土地利用基

本構想の中でハザードマップというものが発刊されていることを受けまして、火砕流、火砕サージに配慮しながら町の顔となり、にぎわいと交流、若者定住の拠点となる滝之町地区の市街地整備を進めるとともに、国道453号の整備促進要望、若者など若者定住に向けた住宅地の整備を進めますと、このように総合計画で、第3次の総合計画の土地利用で位置づけております。そして、この総合計画につきましては、町民アンケート1回、フォーラムの開催、講演会の開催、地域別懇談会12回、世代別分野別懇談会6回、まちづくり審議会の委員会10回、総務部会、まちづくり審議会の、3回、経済部会が2回、2回の全員協議会の協議の中で、そうした中で議決を基本構想はされたものだと私は認識をしております。2000年の有珠山噴火に始まった土地利用の考え方ではなくて、こうした考え方を95年のハザードマップ、防災マップを発刊した後に町は持っていたということをまず確認をさせていただきたいと思っております。

その第3次の総合計画の基本計画の中で土地利用については公共施設、建物の整備における土地利用上の安全性の確保、事前評価の実施ということが文言として位置づけられております。そうして平成12年度を初年度とするまちづくり第3次の総合計画がスタートする直前に有珠山噴火という災害があったということでもあります。そうしたことから、先ほどおっしゃられたように、ハザードマップの重要性というものが改めて認識をされ、今道の策定した復興計画の基本方針をお示しになっていましたけれども、その前に2000年の12月に復興計画、復興の、道が策定する復興方針というものも策定されて、それを受けて2001年の3月30日に北海道が復興計画基本方針を定めて、今お手元にあったのがその計画だと思っております。ということで、それを受けて2001年の7月に壮瞥町の独自の復興計画を策定したということでもあります。

長くなりましたけれども、それでご質問のCゾーンにつきましては今松本議員からありましたとおり、2004年の2月に北海道と3市町が、伊達市、当時の虻田町、そして壮瞥町の3首長が廃止、白紙に戻すという決定をし、3月2日の第1回定例会での行政報告でいわゆるCゾーンは白紙に戻し、壮瞥町の定例会で今後は防災マップを基本に災害に強いまちづくりを幅広く考えていくことで北海道と3市町が合意に至った旨報告をしたということであり、3月26日に北海道、そして壮瞥町で住民の説明会、壮瞥温泉の研修センターで行われましたけれども、たしか松本議員も出席されたと思いますけれども、こうした経過がCゾーンにあって、基本的にはCゾーンについては存在していないと、このように私というか、そのような押さえであると思っております。そうしたことで、それではどのような土地利用を行っていくのかということにつきましては、先ほど第4次、第5次の計画にありますとおりの土地利用の基本方針に基づいて今様々な施設整備などの判断基準にしていると、このようにご理解いただければと思っております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） 古い時代の話もやり取りしていますので、確認も含めて言ってい

るわけでありますけれども、ちょっとまず北海道が示した復興計画基本方針と壮瞥町が作成しました壮瞥町復興計画における防災マップによる土地利用という中身は全く同じであるということで、それを否定ではなくて、事実なわけで、そう書いてあることを現在も復興計画にのっとしてやっているとおっしゃる土地利用についてはこれが生きているのかという確認だったわけで、これは生きているのか、それをそういう考え方について踏襲していくのだというようなことなのかと。Cゾーンがなくなったのは承知しているわけですが、その辺の捉え方はどうだったのでしょうかということの確認をしたかったわけですが。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 先ほども答弁をさせていただいたとおり、Cゾーンについては白紙に戻しているということでありますけれども、防災マップを基本とした災害に強いまちづくりを幅広く考えていくということは、その旨、北海道と3市町で合意に至った旨議会に行政報告をしておりますので、先ほど答弁したつもりでしたけれども、考え方についてはCゾーンは、先ほども申し上げましたとおり、認識は一緒だと思うのですが、ありませんけれども、防災マップを基本に災害に強いまちづくりを幅広く考えていくと。この考え方を基に第4次、第5次の総合計画の土地利用基本構想に位置づけているということであります。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） 第5次まちづくり総合計画も、それから第4次まちづくり総合計画でも土地利用に関して平成12年の有珠山噴火を踏まえ、先ほど言ったようなフレーズの繰り返しなのです。ですから、駄目と言っているのではないのです。それを継続して使うのだから、この復興計画自身も10年単位ですよ。平成13年から平成22年までという年限打っているのだけれども、だから土地利用についての、Cゾーンにこだわっているわけではないですけれども、ではCゾーンは何かといったら、先ほど言ったように、社会福祉施設や学校、病院等は移転を進める、住宅については安全な地域の移転を視野に入れた、その在り方を検討していくという、やっぱり防災をきちんと対処したまちづくりにしようという精神は継続しているのだ、ただゾーニング云々は白紙に戻ったのだという説明だけで十分かなと思って、質問したのですけれども、先進めますか。

案外分かっていないというのがCゾーンの中身といいますか、今さら白紙になったCゾーンも、ただこれ火砕流本体が到達する可能性のある地域ということなので、ぜひ、予習してきたので、説明しておきますけれども、皆さんにも地図が行っていると思いますが、分かりやすく言いますために洞爺湖温泉街の外れ、珍小島って分かりますか。あの辺りの湖岸をずっと壮瞥方面に来るのです、湖岸を。ずっと昭和新山の登山口を過ぎて、阿野稔さん宅と松本晃さん宅の間に川のない沢がありますけれども、昭和川というのでなかったかと思いますが、それを真っすぐ昭和新山のほうに上がっていきます。そして、昭和新山の麓、洞爺湖側をぐるっと円周して滝之町方面に下りていく。滝之町方面というのは壮瞥

川が入っていて、下水の最終処理場に行く道でよかったですか、あの辺。町道フカバ下立香線というのでしょうか、あの辺りです。あの辺りから長流川のほうに行きます。そして、長流川をずっと下っていくのですけれども、一度上長和で長くなります。伊達カントリーのほうにちょっと上がって、多分高台がカバーしている。そして、また下りて長和の37号線と海の間をずっと洞爺湖町方面に行きます。そして、洞爺湖の道の駅の海側を通過して、入江まで行きます。入江から山頂に向かって上がって行って、先ほどの珍小島のほうへ下りていくと。この内側が火砕流本体が到達する可能性のある地域、昔のCゾーン。ですから、ここについては先ほど言ったような学校、住宅、社会福祉施設、病院等の施設は移転するように、ないしは住宅施策についてはそれぞれが十分検討するよということの認識だったわけですが、これがCゾーンが消えたと。ただ、消えているけれども、その精神といいますか、考え方は継承されているのだなという確認がしたかただけなのですが。文言として、くどいですが、復興計画が残っているものですから、それは全部残っているのかという確認だったのですけれども。

次に、第5次まちづくり総合計画の記載に、先ほど言いました。土地利用について復興計画と住宅市街地整備方針に基づいてという、この言い回しなのですけれども、ではその住宅市街地整備方針というのは何かということなのですが、これはまちづくり総合計画には触れてございまして、平成15年、2003年に策定されていることになっているのですが、私ホームページからアクセスして、ここにたどり着かなかったのです。確認なのですが…ごめんなさい。一応調べる手だてとして、昔の「かけはし」という壮警の情報誌、「かけはし」の町政所信方針等を調べていきますと、2002年のときの所信表明でいわゆる滝之町周辺の防災まちづくりをしなければいけない。その上で市街地計画を進めるけれども、併せて町内全体の市街地整備方針を取りまとめたという考えが示されました。2003年の「かけはし」開くと、取りまとめましたになっていたのです。ただ、僕の資料では分からなかったもので、ネットで検索するとたどり着かない。聞きたかったのは、それって現存するのですかというか、見たことありますかという感じ。かすかな記憶言います。全員協議会の場でいわゆる1枚ずつ、そんなに厚い資料ではないですが、久保内地区、蟠溪地区、仲洞爺地区と分けて何か図示してあって、箇条書の説明書があったような気がするのですけれども、そのことを言っていらっしゃるのか、ないしは文書になって、きちんと管理されているものなのか、この確認まず、すみません、したかったのですけれども。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 住宅市街整備方針につきましては、これは先ほども説明を申し上げました第3次まちづくり総合計画と北海道が策定した復興方針並びに復興計画基本方針、そして壮警町が策定をいたしました復興計画、こうしたものを基本としながら壮警町の住宅市街地を対象に地域ごとの住環境の向上と問題点と整備課題を明らかにして、有珠山噴火災害に対応した土地利用や住宅市街地の整備、改善、住環境の向上を図るために策定をしたもので、ネットには残念ながら出ていないというふうになっておまして、気がつい

たところは昔の大事な計画ですとかについては復旧というか、アップするようにはしておりますけれども、これはないというふうに思っておりますが、2002年、平成14年の3月にこれはつくられたものでありまして、一部15年というふうに説明したところもあるかもしれませんが、正しくは2002年の3月に策定をしたものであって、こちらのほうにつきましては冊子になっておりまして、概要版もあるということで、これを基にかけはしトークですとかで説明をして、各地域の皆さんにお知らせもした記憶があります。それで、そのときに5つの地域に分けた地域づくりというのはこの住宅市街地整備方針に基づくもので、あるかないかだけ申し上げればよろしいのかもしれませんが、ちょっとその辺補足としてご答弁させていただきますけれども、滝之町も含めて、先ほど第3次の総合計画の中で土地利用に当たっては各地域の課題と評価をするというふうになっておりまして、その総合計画の位置づけに基づいて、そして噴火があったという事象を捉えて策定をしたものであります。これについては、当時の庁内での検討等で、策定過程につきましては議会等の皆さんとどの程度やり取りしたかはちょっと私記憶に、所管ではなかったのですが、ありませんけれども、そういったものであり、滝之町のまちづくり交付金事業の基本的な考え方になったものの一つであるというふうに押さえていただければと思っております。それと、先ほど各地域のバランスの取れた地区整備について森議員と一般質問を、質疑を交わさせていただきましたけれども、まちづくり総合計画、4次も5次も住宅市街地整備方針のプランというものがベースになって策定されていると、このように理解をいただければと思っております。計画については、長くなりましたけれども、ありますし、それが基本として考えているところも十分あるということでご理解をいただければと思っております。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） 改めて今度はぜひ議員の皆様にも、先ほどの森議員の質問もございましたし、それぞれの地域の特色のある発展、市街地整備についてもぜひ資料として頂ければありがたいかなというふうなことを要望を申し添えますが、論点は滝之町市街地の整備に進んでまいります。災害に強いまちづくりということで滝之町市街地を整備しようという方針が出されました。そして、それがまちづくり交付金事業、まちづくり交付金を活用した滝之町市街地再生事業であります。これが2004年でいいのでしたか、2004年から着手をします。その際に、これも確認でございますけれども、滝之町地区を3つのゾーニングをしまして、防災拠点定住ゾーン、それからふるさと交流ゾーン、それから心と体の健康ゾーンというのです。定住防災拠点ゾーンというのは今の情報館、それから消防庁舎、サムズのあの辺りのことです。ふるさと交流というのは旧役場庁舎、公民館、あの辺のことを言っている。保健センターがあったこの辺が、今ここです、心と体の健康ゾーン。ネーミングのよしあしは別として、そういうゾーニングをして防災に強いまちづくりもしていこう、もう一つは、これこの時期ご承知のように合併協議も既に始まっています、ピークか下り坂か、「かけはし」も合併の説明、行革の説明、第3次まちづくり総合

計画の説明、いっぱいあるのです、情報提供が。ですから、こういう土地利用なんていうのは本当ちょっとしか出てこない可能性もあった。そんなことで情報が錯綜しておりますが、そういう中でまち交事業とよく我々、まちづくり交付金事業の滝之町市街地整備事業ですけれども、これを進めるのにそういったゾーニングをしたということ。その中で、先ほど言ったように、消防庁舎、それから実際には観光防災情報館というのですよね、たしか。それと、サムズを構築してあそこに造る。ふるさと交流館って役場がなくなった後の土地利用しましょうという具体策はまだなし。ここに保健センターがあって、ここを心と体の健康ゾーンにしたのです。問題は、そのときの町の考え方として、山中町長でありますけれども、防災に強いまちづくりにおいては、その理念においては庁舎というのは防災拠点施設として捉えて、防災拠点の本部であるから、いわゆる防災定住ゾーン、今でいう消防庁舎の辺りに建てるべきであると。それを議会に提案といいますか、意思を表示されたのですけれども、結果からいうと議会の反対というか、の中でそれを行うことができず、現在地になっていると。ただ、そこに別にあつれきや対立やいろんなものがないとは言えませんけれども、議論の中で結局防災は必要である、これは誰でも認めるのだけれども、ついでに私は議会としてどうのこうのというよりも議会も町民ですし、これ庁舎の建設位置というのは特別議決で3分の2の同意が必要なのです。それは当然山中町長も知っておられたから、議会の同意がなければ最終的には断念する、そうなったのですけれども、議員も自ら足を運んで、多くの方々と意見交換して、どういう考え方なのかということ私も含めてしたのです。圧倒的に多かったのは、やはり防災は分かるけれども、いわゆる庁舎の位置というのはシンボルだし、利便性もあるし、町の顔として、それが滝之町という名前つくけれども、阿波国のほうに移転するのは、要するに8割が住んでいる滝之町住民の視野から消えることはあり得ないと、これが本音だったと思ひまして、私も反対をしたと。そんなことがあって、これこそ行政の判断、落としどころだと思ひますが、議論の中でここに決めるという前提として、条件として情報館に噴火の災害のときの本部機能を有するように機器の整備をした上で、一朝有事にはそこに移転することが可能、そういう条件付でここに建てましょうと、こういうのが行政判断として行われたわけでありまして。長くなりましたけれども、この確認、それでよろしかったでしょうか。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） まさしく合併協議も含めて当時、平成15年、16年、17年だったと思ひますが、最終的に平成17年、2005年の12月に第4回定例会で約2年間の、1年余りですか、約2年ぐらいになる議論を取れんさせる、そういう意味で行政判断が下されたということで、今経過を説明いただいた点につきましては、私の認識と全く一緒であります。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） そこで、当時の、別に批判ではなくて、山中町長の行政が考えた庁舎の位置としてはやはり火砕サージ到達区域を超えて安全な地域という説明で、その意

思が強かった。また、図を出しますが、こっちのほうがちょっと大切なのですが、火砕サージ到達区域というのはどうなっているかという説明します。皆さんの図でもちょっとちっちゃいので、分かりにくいですが、どこからいくかという、それでは洞爺湖、中島の方面から壮瞥温泉地区の阿野果樹園さん、阿野幹雄さんの果樹園とその隣接している別荘地ありますよね、カーブのところ。あの辺に真っすぐ来まして、そのまんま壮瞥高校に下りていきます、山越えて。壮瞥高校をクリアして、クリアというか、そのところから 453 号線のほうに、久保内のほうに進んでいきます、上のほうに。453 号をずっと行って、とうや湖農協の辺り、そこから、とうや湖農協から立香に向かう町道中島 5 号線でしたか、そこ緩やかに真っすぐ進むのです。そして、中島 1 号線との交点辺りから関内、長和方面に方向変えまして、長流川越えてずっと行きます。それで、一応チェックポイントはゆーあいの家から立香に向かっている町道滝之町下立香線でよかったですか、その入り口付近、そこ、すみません、道道滝之町伊達線の交点のちょっと下ぐらい、ここを通過して上長和に向かいます。上長和は、上長和と関内を結ぶトンネルありますよね。そのトンネルの入り口、ここ経過して、次伊達市の市街地のほう向かいます。伊達警察署の室蘭側を經由して伊達駅に行きます。伊達駅の……失礼。警察署は洞爺湖側だ。だから、外れている。伊達駅のほうには、伊達駅の室蘭側を通過するというふうに行っているのです。何となく分かりますか。洞爺湖側というと、これ完全に JR の洞爺駅の伊達寄りから虻田高校に行きます。虻田高校の豊浦側を通過して、有珠山の山頂側に向かいます。そして、園地というか、洞爺湖側は 270 号線の本町に向かうトンネル、三豊トンネルというのでしたっけ。その入り口を通過して、ずっと湖水に向かっていると。この内側が火砕サージ到達区域ということなのです。クローズアップしますと、壮瞥町の滝之町の点、点、点の火砕サージ到達が予想される区域というのが示されますが、ここで確認でありますけれども、端的に言って今回の壮瞥中学校、今建っています場所、グラウンド、それから今度移転しようと考えている壮瞥小学校の隣、もう一つは先ほど言った、ふるさと交流ゾーンと言いましたけれども、旧役場庁舎、公民館、あの辺り、これはこの図からいったら火砕サージ到達区域から外れていますから、いわゆるいろんな諸条件を付与して土地利用する必要のない場所であると、こういう認識ですけれども、これでよろしかったですか。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 今もう一回確認なのですが、どことどことこの土地なのですか。壮瞥中学校のところと……もう一回お願いできますか。

○議長（長内伸一君） 2 番、松本勉君。

○2 番（松本 勉君） 今回定住促進と公共用地の利活用で説明があった、ですから壮瞥中学校がありますよね。それが移転先するのが壮瞥小学校の隣接地、中学校がなくなった後の跡地についてということです。分かりますか。それと、旧役場庁舎の周辺、公民館も含めて、あのかいわいのことを言っております。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 先ほども申し上げましたとおり、先ほどもというか、森議員さんの質問にもお答えしたように、様々な諸条件ですとかを勘案しながら検討を進めていくということになるかと思えますけれども、さきの答弁でも科学的な知見を基にハザードマップ、防災マップというものがつくられているのですけれども、想定を超えたものもあるということでもありますので、何もしないで大丈夫だということにつきましてはこの場で断言することはできないのではないかと、このように思っております。しかし、一方で安全に配慮したということで、どのような町有地ですとか公共施設的な施設を整備していくかにつきましては、ハザードマップという情報と加味して、その立地する場所、先ほど答弁申し上げましたとおり、立地する場所の特性ですとか交通アクセスの環境がどうなっているかですとか、その施設の持つ意味合い一つ一つを加味して、そのときの英知を結集して、創意工夫を図りながら判断していく、こういう答えになるのではないかなと私は思っております。最初の質問にそれぞれの公共施設に判断基準を設けてはということですが、時代の変遷とともに町並みも変わったりしますので、そのようなことで一つ一つ検証していくべきではないかと、このように思っております。お答えとしては何もしなく無条件で、今おっしゃられた3地域はなくて、いろんな場面から検証を加えていく必要があるのではないかと、このような地域かなと思っております。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） 当然個別案件でそれぞれの諸条件を勘案するのは十分分かります。そのとおりでしょう。ただ、今回論点を整理して聞いているのは、いわゆる土地利用に関して当然危険区域は外すべきだ、それはどういった線引きがされているのか、これ自身も科学的な根拠に基づいて専門家の英知を結集して作成されたものだろうと。これは、壮警町土地利用に関してずっと明言化されているように、復興計画や、これ市街地整備計画でないですけれども、そこにのっている土地利用、継続して考えていきたいと思いますという事なので、少なくともこのサージ到達区域というのは示されていて、図示されていたら、これは今防災に関して皆無とは言いませんけれども、いわゆる……でははっきり言って、分かりやすく言うと暁団地の跡地利用、これは当然サージの中ですし、定住と有効土地利用のときも、佐藤町長ですけれども、議会と議論がありました。それは皆さん知っていますけれども、どう使うかと。新しい土地を求めるには財政的な負担が大きいと。では、今ある土地を有効活用しましょう。暁団地の跡地については、保育所という話もないではなかった、議会の中では、建て替えではないけれども、そこに町有住宅を造っていく。ただ、住宅施設だから、これは是非は非常にシビアな行政判断が要するというのは議会も知っていましたし、多分理事者側、担当者も相当お悩みになって、専門家に足運んだりされたと思うのですけれども、一定条件の下、書いていますよね。定住促進の計画にはありますけれども、有効活用と跡地利用の定住促進につなげるということで、諸条件、町有住宅である、入居に限定する、そして暁道路が、避難道路ができているということに基づいて、もう一つ言うと、これ意見のやり取りの中で出ましたけれども、資産形成ではない

と、個人の。公共のものだから、例えば噴火災害があったときの個人的な不動産の毀損と
いいますか、そういったものにはつながらないというようなことであるので、判断した。
当然 100%の防災とゼロの防災、安全があって、それはゼロが一番いいに決まっているけ
れども、行政の判断は、町長の言った言葉どおりかもしれませんけれども、線引きだけで
決まらなくて、いろんな諸条件で落としどころを示すのが町長というか、町の姿であらう
というふうに思いますし、この暁団地跡地の有効活用というのはそういう苦渋の選択、苦
渋というのか、落としどころを議論の中で示したやっぱり一つの例だと思っています。そ
ういう意味では、別に声出して大きく言う必要ないのですけれども、ただ確認がしたかつ
ただけです。土地利用に関して意見の違いがあるので、現中学校ないしは今度中学が移動
しようとしているところ、もう一つ、どのように活用するかは分かりませんが、役
場庁舎の跡地、これは暁団地をどうしましょうかというほどの悩みは必要ないですねとい
う言い方、表現変えれば。そういう意味合いで質問していたつもりなのですが。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 平成 25 年に議論のありました旧暁団地の跡地の活用について、2
月以降全員協議会が 2 回ほど開催されて、最終的には住宅市街地整備方針の第 1 期計画に
位置づけられていたということで、その間に土地利用に関しては町の防災学識アドバイザー
の意見も踏まえて、ここだけではないですが、町有地の全体のまとまった一団の
土地があるところの利活用について意見をいただき、議会にも説明されて、選択をされて
いったと。そして、判断をされていったということではありますが、どこの場所を選定する
に当たっても、私が言いたかったのは無条件で災害環境にはないということではなくて、
よく検証していくべきではないかということで、ちょっと答弁が分かりづらかったかもし
れませんが、その辺については考え方を異にするものではないのではないかと
いうふうに私は思っているところであり、ご理解をいただければというふうに思っております。

それと、先ほどあった中学校ですとか現小学校の場所ですとか、その 2 つについては、
先ほど森議員の質問にも担当課長からお答えしましたとおり、文教ゾーンと定住、先ほど
言った区分けの中で定住ゾーンに近接していると。滝之町地区では比較的な安全な地域と
評価できるのではないかとというふうに認識をしているところでありまして、こうした一つ
一つの評価に基づいて検討を進めていきたいと、このように思っておりますので、ご理解
をいただければと思っております。

○議長（長内伸一君） 2 番、松本勉君。

○2 番（松本 勉君） ママと考えた子育て応援住宅ございますよね。防災から離れて考
えたら、これは本当に壮警町として近年ヒットした行政施策ではないかと注目も集めまし
たし、他市町村も何かその後似たような施設整備をされているようでございますけれども、
このコティの場所というのは、振り返ってみますと僕の記憶では全員協議会とか一般質問
等であの場所が適否という話は聞いたことがなくて、聞いた記憶がなくて、ただ、今町長
のお話ですとあの場所の選定についても同様な防災含めた諸条件の議論があったものなの

かどうか、これ確認。別に細かいこと聞いているわけでもないです。あえて言えば、なかったのではないのでしょうか。なぜなら、そこはサーズ到達区域と、別に、くどいですがけれども、線引きの右、左、前か後ろかがいい、悪いではないのです。これ山中さん、当時もやり取りもしたけれども、それはここから線引いて10メートル後ろがセーフで、10メートル前がアウトと、そんな話でないのは僕も分かっています。ただ、考え方とすればより安全なほうがいいに決まっているから、それは分かる。その上で線引きだけやっていて、滝之町の半分をいわば死に地とは言いませんけれども、そういうふうに映るような行政施策は駄目でしょうという、ごめん、戻ってしまうけれども、そうではないからこそママと考えたコティについてはそういうことは最初から考えていなかった、むしろ安全だからということなのかと理解しているのですけれども、この辺もやっぱり協議、議論はあったというふうな理解でいいのでしょうか。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 個別にその施設について、コティについて議論があったかどうかは承知しておりませんが、ただ施設整備の一環で今の町職員と教職員向けの住宅をどこに立地するかということについて最初は合同事務センターという話から始まった話と承知しております、その議論の中で専門家からアドバイスをいただいて、そのアドバイスの下に判断されたというふうに思っております、個別にこの施設はということではなくても、トータルでいえば検証はされているものと認識をしております。

それと、災害対策基本法の基本理念ですとか、先ほどの最初の答弁で申し上げましたけれども、災害を減じていくことについてはやはり法の規定に基づいて行うべきかなというふうに思っています。ハザードマップに依拠するというのはそうした根底の理念にあることも併せてご理解をいただければなと思っております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） この辺で最後の質問にしようかと思っはいるのですが、3つ質問は考えていましたけれども、2つ目、3つ目は随分あっさりした答弁いただいたので、それはそれで。道路についても新しく避難道路が必要というふうなところは多分ないのでしょうか、ただ2点目のそれぞれの施設の目的や性格によって行政判断は分かれるところだろうというところは、町長もそれらしき答弁はされておりましたけれども、その辺をもっとかみ砕いて聞きたかったなというのがありますが、最後に答弁の中にも抽象的にならざるを得ない部分はいっぱいあるのですけれども、地域の町並みや施設の設置目的、立地場所の特性など長期的かつ総合的な検討の下判断されてきたし、今後もそのように検討していくと。否定はしませんけれども、最後になりますけれども、この辺のところ今後の公共施設の整備や町有地利活用の火山防災の視点、考え方を最後に確認して、くどいですが、長期的かつ総合的な検討の下、この辺をもう少し我々に分かりやすいようにかみ砕いたお話がいただければと思います。

以上。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 町道の整備について、3点目の質問については必要性あるところについてはある程度認識しているところでありますけれども、これらにつきましても先ほど申し上げました資料提供させていただき予定になっています住宅市街地整備方針の中でも、予定区画として理想的な道路としてはこういうところにあるべきだろうということを当時検討した資料がありますので、そうしたところを御覧いただければと思っております。それを基本にしながら今後まちづくりを考えて、一緒に議論をしていければいいのかなと思っております。その考え方を基に、くどいようですけれども、第4次、第5次のまちづくり総合計画の地域計画に取り入れているところがあるということでありますので、適宜整備に向けて、財政状況勘案しながらという言葉が必ずつきましますけれども、そのようにしていきたいと、このように思っております。

それと、やはり長期的な展望と総合的なと、言葉で言うのは難しいのですが、考え方としては現在までの町並みの形成の歴史と利便性を勘案して、将来を見据えて、20年、30年に1度噴火するような山を抱えている町としてこの立地がどうだったのかということが次の世代で問われないような、そういう展望を持っていくべきなのかなと、このように思っているところであります。町並みの在り方と減災を十分念頭に置いて、ただ減災ばかり言っていたら町並みについては形成、歴史を一気に変えることはできないということです。そういう意味では20年後、30年後、50年後の町並み、町をどうしていくかということを見据えながら一緒に考えてプランをつくり、それに基づき整備を進めていくということになるのかなと思っております。安全な地域に整備することは望ましいですけれども、現状の、何度も申し上げますけれども、町並み形成の歴史、そして諸条件などやはりいろんな判断が出てくるのかなと思っております。そのときにも次の世代に憂いを残さないような、そういう視点で議論をして、判断していくことが必要なのかなと思っております。3年ほど前になりますけれども、この計画をつくったときにも同じようなことが論じられればよかったのかもしれませんが、そうしたことで今後も進めていきたいと思っておりますので、また様々な意見交換をさせていただきながら判断をさせていただきたいと思っておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

○議長（長内伸一君） これより休憩といたします。再開は14時10分といたします。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 2時10分

○議長（長内伸一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

1番、菊地敏法君。

○1番（菊地敏法君） コロナ後を見据えた観光振興策について質問したいというふうに

思います。

壮瞥町の観光入り込み客数は平成 26 年度の 176 万人からインバウンドが急激に伸びたことにより平成 27 年度以降は 200 万人以上を推移していたものの、世界的な新型コロナウイルス感染症拡大の影響で昨年、今年と大きな打撃を受けました。観光白書によると、2020 年の訪日外国人旅行者数は 412 万人、前年度比で 87.1%減、消費額では 7,446 億円で前年度比 84.5%減、日本人の国内宿泊旅行延べ人数は 1 億 6,070 万人、前年度比 48.4%減、日帰り旅行延べ人数は 1 億 3,271 万人、前年度費 51.8%減となっています。観光地にとっては厳しい状況にあるものの、このところの感染状況や対応策により回復傾向にあるのではないかと思います。そこで、今後の観光振興策について質問いたします。

今後の振興策を考える上で、現状を正確に把握することが大事だと思いますが、コロナ禍での壮瞥町観光の実態を具体的にお聞きします。各対策、入込数、消費額、町全体の影響と。

コロナ後を見据えた既存の観光振興策と新たな観光振興策の考えをお聞きします。

以上です。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 1 番、菊地議員のご質問にご答弁申し上げます。

1 点目の現在の本町の観光実態についてですが、新型コロナウイルス感染症の長期化は地域経済や社会生活においてかつてない変容をもたらしており、とりわけ観光や交通、宿泊、飲食等の幅広い業種と密接に関連した観光業については外国人観光客や団体客が大幅に減少するなど経済的に大きな打撃を受けているところであります。このため、本町では国や道の方針と考えを同じにしながら、その対策として観光等事業者の上下水道料金の免除や商工業者の事業継続支援、プレミアム付商品券の発行、ビジット昭和和山キャンペーンの実施といった経営の持続化と安定に向けた支援を展開しているところであります。こうした中、本年度 4 月から 9 月までの半年間の観光入込数は 41 万 7,000 人で、コロナ感染症蔓延前の令和元年度に比べ 37%で、令和 2 年度に比べると 106%になりますが、回復傾向にはない状況となっております。こうした状況から、町内の観光消費額につきましては観光事業者を中心に大幅な減収となっていると認識しております。

次に、2 点目のポストコロナを見据えた観光振興策についてですが、長期化する新型コロナウイルス感染症は社会全体の行動変容をもたらし、観光産業をはじめ製造業などの企業活動に甚大な影響を及ぼしているところであります。こうした中、ポストコロナの観光振興の基本的な考え方ではありますが、コロナ禍で確かに観光客の大きな流れは一時的とはいえ失われましたが、美しい湖や四季の移り変わり、人の心や身体を癒やす温泉、豊かな農畜産物など地域の有する力は何一つ失われていません。このような豊かな資産を軸足に魅力的なdestinationづくりを進めることが重要と考えております。本町にはユネスコ世界ジオパークがあり、近隣には世界遺産に登録された北海道北東北縄文遺跡群、白老町のウポポイといった資産があります。これらの資産を活用し、連携して、道内や東北

地方、北関東地方の教育旅行の誘致などに取り組むとともに、町内の自然環境や公共施設等の潜在的な魅力を発掘し、スポーツやアウトドアツーリズムなどの環境整備が効果的と考えております。また、本町のリンゴやブドウを原料としたシードル、ワイン造りの取組や豊富な食材を生かした新たな食の開発といった魅力づくりを推進するとともに、道の駅の販売力強化や受入れ環境の整備など本町独自の魅力ある観光地づくりも重要と考えております。町といたしましては、短期的、長期的な視点から誘客を図るために必要な施策と事業を展開するとともに、ポストコロナを見据えた振興策について引き続き関係団体等と連携し、効果的な情報発信も含め推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（長内伸一君） 1番、菊地敏法君。

○1番（菊地敏法君） コロナ禍を乗り越えて、コロナ後を見据えた壮瞥町の持続可能な観光を考えたときに、やっぱり今一番大変なときだと思えますけれども、ピンチをチャンスに捉えて、このときに体制強化、組織づくり、仕組みづくりをしっかりと進めていくことが大事だなというふうに思うのです。それで、情報、人材、組織の3つの視点から再質問していきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

まず初めに、答弁の中で入込数の実態ということで答弁がありましたけれども、本年度4月から9月までの入込数で41万7,000ということで、知りたいのは前年度とその前の入込数を確認したいのと、それとパーセントでこれだけ減っているということでは示されましたけれども、数字全体では回復傾向にはない状況であるということでは回答、答弁だったというふうに思えますけれども、特に昭和新山地域はすごい落ち込みかなというふうに思うのです。それに比べて各スポットごと、観光地域ごと、例えば壮瞥温泉地域とか仲洞爺キャンプ場とかオロフレスキー場地域とか、あとは道の駅とか、そういう地域ごとの観光入込客数というのが違うと思うのです。その部分でちょっと細かくなりますけれども、各観光スポットごとの入込客数の状況を確認したいというふうに思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、商工観光課長。

○商工観光課長（三松靖志君） 観光入込客数、令和2年度とその前年度の入込客数の差と、それから地区ごとの個別の比較ということで私のほうからご答弁申し上げますが、令和2年度の年間入込客数は72万1,000人となってございまして、これは平成2年度からの入込客数データの中で過去最低の数字でございまして、令和元年度の年間入込客数は178万4,000人でございまして、ほぼ4割に減ってしまったということでございまして、ご質問のございました地区ごとの内訳といたしますか、どういう状態であるかといいますと、昭和山地区が一番入込が減っております、これは団体の減少、インバウンドの減少というのが特に顕著に現れるところでございまして、令和元年度が107万人程度昭和山に入っていたのが17万6,000人に落ち込んでしまったと。前年比16.3%程度まで落ち込んで、これが89万、約90万人近く落ち込んだ。これがこの100万近く落ち込んだ一番の大きな要因と考えてございまして、それから、入湯税で観光統計を出すのですが、町内全域、特にサ

ンパレスを中心とした洞爺湖温泉地区の宿泊実績がどうだったかと申しますと、令和元年度が25万人程度の宿泊だったのに対し、令和2年度が14万8,000人、これも6割程度でございます。新館がオープンしまして、富裕層を中心にそちらで挽回はできてはいるものの、総体として全体にやはり団体客の入り込みが落ち込んだと。この2つ、昭和新山と洞爺湖温泉地区でほぼ100万人近く落ち込んでいるというのが数字上の現実でございます。滝之町、あるいは仲洞爺、オロフレについてなのですが、道の駅そうべつ情報館iの入込客数が令和元年度は約34万9,000人に対して令和2年度が34万人、ほぼ減っていないと。先ほど町長より答弁申し上げましたプレミアム商品券による町外客の誘客や、あるいは本州との往来が自粛という中で道内客の取り込みもあって、比較的健闘した数字にはなっているものの、やや微減という程度でございます。また、その他の公共施設についてはほぼ前年と変わらない。やはり近郷近在、道央圏からのお客様をお迎えする点においては若干の減りは見られるものの、大きな変化は見られないというところでございます。仲洞爺キャンプ場については、1万9,000名ほど令和元年度はご利用があったのですが、昨年度は御存じのとおり閉鎖ということで、こちらは0%ということになります。オロフレキャンプ場はもともと夏期の利用が少ないのですけれども、これが70名程度だったのですが、緊急事態宣言明けに短期間で営業したところ、約4.5倍、330名ほどの利用があったということでございます。数字といたしましては、やはり団体客の昭和新山地区、宿泊客の影響が一番大きかったということが数字としてあらわになっていると、こういうことでございます。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 1番、菊地敏法君。

○1番（菊地敏法君） 状況的には分かりました。

そういう意味では情報、データというのが今後観光振興にそういう取組をしていく上では大事なかなというふうに思うのです。それで、限られた予算で効果的に、効率的にやる意味でもその時々観光のニーズ、ニーズは今多様化しているので、本当にどれが一番かということなかなか難しいかもしれませんが、壮瞥町としてこのニーズに当てていくという部分ではデータが必要だと思いますので、そのデータ収集、今現在データ収集をして、こう活用していますよということをしているのであれば、その状況をお聞きしたいのですけれども、なければいいのですけれども、何かそういう形でデータ収集して、分析して、こういうふうに活動していますということがあればお聞きしたいというふうに思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、商工観光課長。

○商工観光課長（三松靖志君） ご答弁申し上げます。

データ収集という点におきましては残念ながらアナログでございまして、聞き取り調査、やはり町内を回りまして、財団の駐車場であったり、あるいは宿泊の実績であったりというところから分析して、傾向を練ると。これ壮瞥町1町にかかわらず隣町の洞爺湖温泉と

の動向なども勘案しながら北海道等に傾向を報告する際には参考にいたしておるところでございまして、将来的にはそういった、今クレジット、キャッシュレス決済化で、決済した時点で性別から国籍、幾ら使った、どういうものを志向するかというのが分かる時代に突入しております。今の調査方法、データ分析というのもやはり限界があろうかと思いますが、これからそういった時代に変容していく中で違うデータの取り方というのにも必要なという点で、今のご質問の中で認識しているような次第でございます。申し上げたとおり、アナログなデータでありましても年間同じ条件でずっと取り続けて、先ほどの72万1,000人というデータになってしまったのですけれども、そこら辺は如実に現れているという点ではそのデータも大切にしながらほかのデータの取り方というのにも今後検討が必要かなというふうな認識でございます。

以上です。

○議長（長内伸一君） 1番、菊地敏法君。

○1番（菊地敏法君） 今後についてはアナログのデータも大事でありますので、アナログのデータを生かしながら、デジタルの時代でありますので、デジタルの情報もぜひ収集して、観光振興につなげて、活用して行ってほしいなというふうに思います。

それで、若干そのことについていろいろと調べてみたのですけれども、今も利用しているよというものもあるかもしれませんけれども、3つほど紹介したいと思いますけれども、経済産業省が開発して、内閣官房、まち・ひと・しごと創生本部事務局が運営しているRESASというのがあります。それが地域経済分析システムということであります。観光に特化したものではなくて、地域の経済を分析する、こういうシステムなのですけれども、こういうものとか、これは観光ですけれども、日本観光振興協会によって運営している観光予報プラットフォームというのがあります。これは、大きなそれこそデジタルの莫大な情報を入手しながら先までの観光の予報をする、そういうプラットフォームです。それと、北海道の観光振興課が提供している観光で稼ぐための手引書、今さら手引書なんて要らないよという、あるかもしれませんけれども、こういうものがあります。これも同じくデータを基にシミュレーションするような形でのものなのですけれども、これは基本から観光を、町の中心的な稼ぐ観光、新しく観光として進めていこうというときに使うものとして発表されていますけれども、これも役立つのではないかなというふうに思うのです。こういう部分では、こういうデータ収集とか分析とかという部分では、従来は高い予算をつけて専門家に委託するということが主だったかなと思うのですけれども、今は本当にこういうような形を、ツールを使って自前でいろんなデータを収集できるというふうに思いますので、今後も壮瞥町の観光の見える化をぜひ進めて行ってほしいというふうに思いますので、その点について再度お聞きしたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、商工観光課長。

○商工観光課長（三松靖志君） 貴重なご意見を賜りまして、今の経産省のシステムという部分についても承知はいたしておりましたのですが、なかなかそういった地域の観光に

落とし込んでの分析というところまではまだ進んでいなかった。それから、これ2つご紹介いただきました観光旅行プラットフォーム予報ですか、それと観光を見える化するための手引書という、恥ずかしながらちょっとまだ承知していなかったということで、今後生かしながら、また議員もおっしゃられたとおり、既存データとの掛け合わせというのが一番大事になってくるのかなと思います。それと、そこにとらわれずいろんなデータの取り方というのも研究して、検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 1番、菊地敏法君。

○1番（菊地敏法君） よろしくお願いたします。

次に、人という観点、視点から質問したいと思えますけれども、その前に壮警町の観光の状況を含めながらちょっと質問しますけれども、北海道が発表している市町村別観光入込客数の20位までのランキングというのが発表されているのです。その中で壮警町は令和元年度は178万人で16位、令和2年度は20位に入らなかったのです。数字を見れば入らないと分かりますけれども、ちなみに壮警町は平成29年度が11位で219万人、平成30年度は14位で201万人ということであります。それずっと見ていくと、今までずっと入っていなかった東川町というのが入ってきたのです。これが114万人で17位に入ってきたのです。前年度も同じ114万、前年度は20位に入っていなかったのですけれども、前年度比でゼロ%になっていますので、同じ数字だというふうに思います。だから、軒並みほかのところは下がっても東川町は下がらないで、10位に入ってきたというふうな状況だったのでないかなと思うのです。そこで、東川町はどんな取組をしているのかなというふうに思って、調べたのですけれども、その中で特筆するところが日本一地域おこし協力隊を採用している町ということだったのです。だから、人パワーを大いにフルに活用している町なのだというふうな感じはしました。内容的には現在40名の地域おこし協力隊を採用していて、町内の民間企業にも派遣しているということです。それと、人パワーということでJETプログラム、これは外国指導等を行う外国青年誘致事業ということで、いわゆるALTの事業ですけれども、これは認識不足で、ALTだけではないのです、これは、ALT、外国語指導助手とSEA、スポーツ交流員とCIR、国際交流員というこの3つが事業の中にあるのですけれども、90%はALTだというふうになっていますけれども、この東川町ではALTが5名、SEAのスポーツ交流員が4名、CIR、国際交流員が11名いるということなのです。これも特筆するところだったのです。それと、企業連携ということで東川オフィシャルパートナー制度を設置して、26社の民間企業とパートナーシップを締結して、パートナー企業から地域活性化企業人として町に職員派遣をしているということなのです。これも企業から人を派遣してもらっていると。こういう意味では、人パワー、人の受入れに力を入れているということだというふうに思うのですけれども、こういう部分では壮警町も東川町のようなことはなかなか難しいかもしれませぬけれども、これを大いに参考にして進めていってほしいなというふうに思います。

ども、このことについてちょっとお聞きしたいというふうに思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 人材の確保と活性化に向けた施策を活用していくということでのご質問と思っておりますけれども、今菊地議員がおっしゃったように、上川管内の東川町においては総務省をはじめ様々な施策を活用していることについては承知をしているところであり、地域おこし協力隊の人数に象徴されるように、40人ですか、私が最初2年前に東川町の話をしたときには三十数名だったと思うのですが、そうした活用の事例を範として少しでも活性化につなげていきたいということで、令和2年度から皆さんのご理解をいただいた中で地域おこし協力隊もだんだん増やしてきているということでもあります。今いただいたJETプログラムはもちろんですが、CIRですとか、それらについても全部は承知しておりませんが、交付税ですとか特別交付税の算入がある。たしか地域おこし企業人も一定の財団からの助成があるものとしておまして、そうしたことを国の施策、制度を活用しながらマンパワーを、人材誘致を図りながらまちづくりをしていくことについてはこれからも取り組んでまいりたいなと思っておりますし、そのための環境づくりとしてせんだってはスポーツ推進の関係を中心にしながらも民間の方も一緒に東川町を視察しておりますし、またアウトドアネットワークの方々も中心にニセコ町もそうした面では様々な人材誘致に関わる施策、制度を活用していて、地域おこし協力隊も相当数がいるということもありまして、そうした実態をそこに至る経緯も含めて視察をして、いろんな情報を今研究しているところでありますので、環境が整ったものから活用していくような考え方に立って今後進めていきたいと、このように思っております。また、情報の先ほどのデータ収集も含めて、ちょっと私も知らないことがあって、ご示唆に富んだ質問いただいたことに感謝申し上げたいと思います。

以上、答弁といたします。

○議長（長内伸一君） 1番、菊地敏法君。

○1番（菊地敏法君） よろしく願いいたします。

次に、組織の観点からちょっと質問したいというふうに思います。先ほどの町長の答弁の中にも連携、観光、いろんな部分というのを、連携という言葉が出てきましたけれども、今現在観光の連携という部分でどのような取組をしているのか最初にちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、商工観光課長。

○商工観光課長（三松靖志君） ご答弁申し上げます。

周辺の市町との連携ということで今取り組んでいるものについては、北海道登別洞爺広域観光圏協議会というのがございまして、白老以西の3市4町で自治体や観光協会、その他関係機関が協議会を持ちまして、それぞれ負担金や国、道の財源を活用していろいろなプロモーションや取組をしております。もう既に10年以上活動をしておりまして、これが先ほど答弁にありましたウポポイや縄文遺跡の情報発信も含めまして連携しているのが

一番大きな取組でございます。また、最近ではジオパーク推進協議会が中心となったのですけれども、1市3町、伊達市、洞爺湖町、豊浦町、壮瞥町、ここで縄文世界遺産認定記念のスタンプラリーというのをやりまして、これは協議会ではないのですけれども、各所管の観光部署で連携いたしまして、ジオパーク推進協議会と共に取り組んだというような、そういった形で事あるごとに西胆振を中心に連携をしながら、東北北関東の教育旅行誘致なども含めながら今取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 1番、菊地敏法君。

○1番（菊地敏法君） 今年の2月にそうべつアウトドアネットワークが設立されて、その目的としてアウトドア活動による町民の心身の健康や生きがいをづくりを推進するとともに、ツーリズムの誘致や民間企業などとの連携を推進し、アウトドアを地域の観光や産業と結びつけ、交流人口の拡大による地域活性化を図ることを目的とするということで書いてありました。それで、事業の内容としてはアウトドアを通して観光という側面が私感じているところでは強いのかなというふうに思いました。壮瞥町の新たな観光の開発の先導役となるような、大変期待しているところではありますけれども、このそうべつアウトドアネットワークの今後の活動、どういう形で連携して活動を進めていって、最終的にはどのような形で活動を行っていくのか、展望があればお聞きしたいというふうに思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

そうべつアウトドアネットワークにつきましては、議員おっしゃるとおり、今年の2月に、令和3年2月24日に設立をしております。その前段でそうべつスポーツコミッション設立準備委員会を立ち上げまして、様々な準備委員会ですとか道内の視察、それからアウトドア講演会ですとかアウトドア体験会、様々な事業を通してこのそうべつアウトドアネットワークの設立に結びつけております。今後におきましては、本年度もスポーツ庁の補助をいただきながらこのスポーツ、そうべつアウトドアネットワークの支援をいただいて、事業を開催しているところでありまして、今年度も数回のアウトドアの体験会ですとか先ほどおっしゃいました東川町への視察ですとか、そういうことを行っております。昨年度の設立に当たって、改めて町内のアウトドアの資源の豊かさを感じ、それからとりわけ体験会などでは町民の皆さんが地域の自然を再確認し、楽しんでもらうと。今後の参加の基盤ができたという部分がございます。これをさらに町外に広げていくような取組も今後考えていきたいと。実際に今年度もモニターツアーとして雪合戦の体験ツアーなんかを開催してございます。そういった取組の中、今後町内の自然資源を活用したアウトドアの普及、それからそうべつアウトドアネットワークの町内外の関係者ですとか民間企業、アウトドア事業者との連携強化、それからアウトドアツーリズムの普及、アウトドアブランドの連携ですとかガイドの育成などを展開していきたいというふうに思っております。最終的には官民連携で新たな産業の創出、そういったことを模索していきたいというふうなことで、

今その基盤づくりを行っているというところでございます。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 1番、菊地敏法君。

○1番（菊地敏法君） 最後の質問にしますけれども、これからの観光は団体ツアー型から個人、小グループ型の観光に変化して、今インターネットの普及により旅行先の情報が手軽に入手できるようになりました。自らの旅のスケジュールを組み立てるようになって、今までと違って高付加価値のある、その場所に行かないと体験のできない体験型、滞在型観光がコロナ禍を契機にますます需要が高まっているのではないかなというふうに思います。その受入れ態勢や環境整備、また仕組みづくりを担う組織、今そういう部分で組織が各地でDMOという形で観光地域づくり法人が立ち上がっていますけれども、そのDMOの基礎的な役割、機能として挙げられているのが多様な関係者との合意形成と。各種データ等の持続的な収集、分析、データに基づく明確なコンセプトに基づいた戦略、それと地域の魅力の向上に資する観光資源の磨き上げや域内交通を含む交通アクセスの整備ということとか、関係者が実施する観光関連事業と戦略の整合性に関する調整、仕組みづくり、プロモーションということが挙げられています。この質問をするときにDMOの基本という形で本を読みました。本を読む中で壮警町にはすごくハードルが高いなど。これは無理なのかなという思いで最後まで読みましたけれども、それでもやはり壮警の持続可能な観光を見据えたときにはこのDMOの組織を立ち上げる環境づくりを今からしていくべきだと。それが先ほどの壮警アウトドアネットワークになるのか、今現在の観光協会になるのか、それは分かりませんが、そういう体制づくりを今から整えていくべきだというふうに思いますので、切にDMOの立ち上げを目指して進めていくことを願って、質問とさせていただきます。

○議長（長内伸一君） 答弁、商工観光課長。

○商工観光課長（三松靖志君） ご答弁申し上げます。

先ほどの視察の話で出ていた東川町では地域おこし協力隊が社長になって、4人で4万円のツアーを受け入れて、機能しているというようなお話も報告を受けてございます。DMOというのは、観光庁が認定する登録制度でございまして、地域の稼ぐ力を生み出そうという。それで、観光地域づくり法人、デスティネーションマネジメント、もしくはマーケティングオーガニゼーションというのですけれども、目的地に選んでいただくための施策と調査とをやる組織であるということで、民間が主体となって、行政が手助けをすると。ほかの弟子屈町や東川も含めた大雪辺りは、そういった仕組みづくりがうまくできているのかなというふうに私も調べまして、そういった手助けを行政が担っていくというのは非常に重要なことであろうと思います。法人になるために中核的な立場を主体となる、それがアウトドアネットワークなのか、あるいは違う団体なのか分からないですけれども、地域の宿泊や交通事業者なども含めて地域全体で呼び込もうと、そして稼いでいこうというようなことが求められており、それからKPIという事業目標数値を定めて、それから何

よりも安定的な運営資金の確保ということも要件に入っております。ただ、組織づくりということにはとどまらず、議員が最初におっしゃられた持続可能な観光につなげていくための認定審査があるということもございます。そうした観点から翻って当町を見ますと、ご指摘のとおりなかなかハードルは高いのですが、今はそのビジョンづくりと、それから人材育成の時期なのかなと。そういった試行を繰り返す中でアウトドアネットワークの中にはアウトドア資格を取る方も現れておりますし、個人客向けの取組というのは決してゼロではなくて、それが先ほどから申し上げている団体観光客の回復も含めた地域全体の稼ぐ力につながっていく一つの萌芽、芽吹きであるというふうに思っております。そういった意味では、今回のご指摘、ご質問を踏まえまして町としても何ができるか考えてまいりたいと、このように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 町長。

○町長（田鍋敏也君） DMOも含めまして今検討を進めていきたいというふうに思っております。ハードルは高くても理想は高く、先ほど冒頭ありましたように、ピンチをチャンスにという言葉は肝に銘じながら進めていければと思っております。それぐらい現在の観光も含めた地域経済という面では一面では新型コロナウイルス感染症というこれまで経験したことのない難しい局面にあるということでありまして、望ましい姿に変容していくと、こういう状況になっても観光客がなかなか、一定数を維持できるですとか、そうしたことを視野に入れて町内の自然、また食、そうしたものととも先ほどご提案のありました情報と人と組織、こうしたものをやはりつくっていくべきだなというふうに共感しておりますので、短期的、長期的な視点から観光振興にこれからも取り組んでいきたいと思っておりますし、アウトドアで立地を予定している企業が阿寒周辺で外国人等を対象にしたアドベンチャートラベルを先進的に取り組んでいて、アウトドアネットワークの取組と非常に通ずるものがあるということでありまして、そうした企業立地ですとか、2023年にはアドベンチャートラベルワールドサミット、ATWSというサミットも、本年秋に開催する予定がコロナでオンライン開催になりましたけれども、来年イタリアで開催されて、その後また北海道を会場に開催されるということがありましたので、そうした機会を捉えてこの辺の魅力を、この周辺の魅力を情報発信して、変容を遂げていくような一つのきっかけにしていきたいと、このように思っておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（長内伸一君） 続いて、6番、真鍋盛男君。

○6番（真鍋盛男君） 壮瞥中学校移転建て替え後の跡地利用についてと農産物直売所の委託内容について伺います。

まず、1つ目、壮瞥中学校移転建て替え後の跡地利用について計画の内容を伺います。

2つ目、農産物直売所は現在指定管理により運営管理されていますが、指定管理者との協定書では施設使用料を町に支払うこと、また道の駅トイレの維持管理も指定管理者が行

うことになっていると聞き及んでいますが、そのようになった経緯について伺います。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 6番、真鍋議員のご質問にご答弁申し上げます。

1点目の壮警中学校の移転建て替え後の跡地利用についてですが、町では定住人口の減少抑制と公共施設の有効活用を推進するため平成30年3月に第2期定住促進・公共施設有効活用計画を策定したところであります。この計画では、整備後40年余が経過し、老朽化している壮警中学校を有利な財源を活用し移転、建て替えすることを基本的な考え方としており、現在計画の位置づけに基づき整備に向け、具体的な検討を進めているところであります。また、中学校の移転後の跡地の活用については、立地条件等を勘案し、住環境整備に活用していくことが望ましいことから、建部改良住宅の建設用地一部は町民会館跡地に建設及び宅地分譲用地として活用していくこととするとされた計画の基本的な考え方と位置づけに基づき現在検討を行っているところであります。

次に、2点目の農産物直売所の委託の内容についてですが、道の駅そうべつ情報館は平成19年11月開設当初から指定管理者制度を導入し、運営しています。ご質問の行政財産使用料につきましては、地方自治法第238条の4第7項に基づく壮警町行政財産使用料徴収条例の規定に基づき年額を算出し、納付いただくものであります。公衆トイレの維持管理経費の負担につきましては、指定管理者の公募要領においてトイレの維持管理に付随する業務を位置づけているものであります。これらの事項も含め、詳細につきましては公募選定後町と指定管理者の双方の協議を行い締結した協定書に基づき運営しているところであります。施設は現在指定管理者である有限会社そうべつフレッシュプラザ、特定非営利活動法人そうべつ観光協会、町の商工観光課、西胆振行政事務組合消防本部壮警支署がそれぞれ役割を分担しており、今後も望ましい管理運営について情報交換を行い、適切な運営に努めていく所存ですので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます、ご答弁といたします。

○議長（長内伸一君） これより休憩といたします。再開は15時10分といたします。

休憩 午後 3時00分

再開 午後 3時10分

○議長（長内伸一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

6番、真鍋盛男君。

○6番（真鍋盛男君） 私は、今の中学校校舎、体育館も含めて取壊しでなく、二次利用をすべきという観点から再質問させていただきます。

現校舎、適正な管理を行えば建造物としてあと何年使用できるかということをお伺いします。

それと、防災備蓄センターの使用の現状を見ると、いざ有事があるときには各地からの支援物資を受け入れ、町内に点在する避難場所への支援物資を分配、配付する拠点になるものと考えております。現状では、そういう機能をすぐに果たせるような状況にないと思

います。町で管理しなければいけない町の所有物、それから各種団体の預かりをして保管している物品の保管状況等も伺います。

また、建部団地改良と、撤去後空き地になるのですけれども、その跡地の利用というのは今回の町政懇談会等でも示されておりませんが、その計画があれば計画をお知らせお願いいたします。

○議長（長内伸一君） 答弁、建設課長。

○建設課長（澤井智明君） それでは、ご答弁申し上げます。

2点だったかと思えますけれども、壮警中学校の既存の施設、二次利用した場合あとどれぐらい使えるのかというところがございますけれども、こちら考え方はいろいろあると思いますが、壮警中学校自体は鉄筋コンクリート造ということで、公営住宅とかであれば、同じ鉄筋コンクリート構造であれば70年というのが言われておりますが、議員ご指摘のとおり維持管理を適正にしていかなければ劣化部分が破損するとかというおそれはございますけれども、一般的には耐用年数は70年と言われております。

あと次、改良住宅の跡地利用ということでございますけれども、それにつきましては今壮警中学校ですとか建部改良住宅の整備事業を行うに当たっては滝之町地区の土地利用というのは大きく変化していくということになりますので、跡地の活用について検討していくというか、その基となるのが先ほど来言っております第2期定住促進計画に基づくものを基本として考えているところがございますけれども、建部改良住宅の跡地の活用につきましては、まず候補地というのが基本計画に基づくものをベースとはしておりますけれども、一応多様な選択肢ということで幾つか候補地も併せて今検討している最中がございます。それぞれ検討しているところにつきましては、今までも協議会の中でご説明をしておりますけれども、計画の中で位置づけられている壮警中学校と旧役場庁舎以外にも一応建部改良住宅の跡地も建設候補地として考えているところでもありますし、新たな用地取得も今検討しているところがございますけれども、それにつきましてもそれぞれの特性を整理した上で今比較検討資料を作成しているところがございます。その資料の中にも仮に建部改良住宅が空き地になったときにはこういう活用できるのではないかというものについては整理していく予定ではございますけれども、今現在のところは具体的なお示しできるような考え方は持ち合わせていないというのが現状でございます。ということで、今候補地を検討して資料作成しているところがございますけれども、その内容につきましても庁内でその資料をもって庁内協議を取り進める予定ではございますので、その協議の過程において議会の皆様へも説明する機会を設けて、ご意見伺いたいというふうを考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 暫時休憩します。

休憩 午後 3時17分

再開 午後 3時18分

○議長（長内伸一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

ご質問の2点目について、備蓄センターの状況と災害時の対応についてということで質問いただきましたが、確かにいろいろな物品がちょっと持ち込まれていた時期があったことは事実でございます。今年の春から夏にかけて不用品は一部整理をしたというか、廃棄をして、それから他団体の物品が置かれたものについては持ち帰るといいますか、取り下げていただいたり、そういう作業して、今は本当に災害時に使うものを必要最小限に整理をして置いているということと一部は例えば山美湖に避難所開けたときにはこれを持っていく、改善センター開けたときはこれを持っていくという形で仕分をして、担当ではなくても誰でも運び出せるような、そういうような整理に今切り替えているところです。なお、例えば温泉管とかかなり大きくてどうやってもほかに置きようがないものについては、それも最小限で一部置いておりますので、それはご了承いただけたらというふうに思っています。

それから、ではいざ災害のときに確かにいろいろな物品が支給されたり、来て、それが入り切らないのではないかとということ懸念していただいているのですが、実際どの程度の量が来るかにももちろんよります。ある程度まではもちろん収容はできますけれども、それをオーバーするようだと、何らかの代替施設が必要になってくるかなというふうに考えています。現在最近の動向でいうと近隣の市、町と例えば災害の物品をある程度共有できるような、そういうシステムがつかれないかと、そんなようなことを、共同管理です、そのようなことをこれから議論していこうと、そんなような今話が進み始めているという状況であったり、あるいは今年の夏にセコマさんと防災協定を結んで、必要なときに必要な分だけを供給いただくと。ですから、あらかじめどんと大量に来るということができるだけ回避できるように、そういう取組も今進めています。あとは、それでもなおかつオーバーするようであれば、そのためだけに備蓄倉庫を増築するというわけにもいかないもので、例えば現状でいえば旧久保内の保育所ですとか、そういった空いている施設がございますので、その都度その空き状況を、空いている施設を活用しながらいただいた物品を適切に管理できるように対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 6番、真鍋盛男君。

○6番（真鍋盛男君） そこにも、役場の近くの古い木造の倉庫の中にも多分何か物品が収納されていると思いますし、今後旧町民会館の除却も予定されていると思います。その中にもだけれども、それなりに結構な物資が保管されているのではないかと想像しますが、まずはだけれども、建設課長の先ほどの説明でもまず適正な管理がされれば70年は大丈夫だよと、耐用年数あるよ、使えるよという説明でした。それからいくと、まず20年以上

は使用に堪えるということです、校舎のほうで。体育館のほうはもっと構造が簡単で、頑丈にできていると思います、校舎のほうよりも。だから、体育館のほうはまだ長く使用できるのではないかと考えます。結構体育館も物資の保管庫とか、そういうふうな使用の仕方をすると十分なスペースが確保できるものであると考えます。状況を、その役場のそばの木造の倉庫なんかもいつ潰れてもおかしくないぐらいの状況になっているのかなと。多分 70 年ぐらいたっているのかな、想像で。そんなようなところに、大事なものだから、保管しているのだろうけれども、やっぱりもっと安全に保管できる場所を確保して、きっちと保管しておくのが妥当だと思いますので、そして現校舎を体育館も含めて除却して、ここは建部団地を建てる予定でしたっけ。でなかった。宅地分譲地だったかな。どっちだったかちょっとあれなのですけれども、1億8,000万除却費用かかるのです。そのことを考えたら、建部団地は旧役場庁舎、それから町民会館の跡地、それからグラウンド、両方の面積があれば面積的には十分確保できていると思いますし、宅地分譲するという話でございませけれども、単純に例を言うと久保内から以東の蟠溪地区、それから久保内を見ると久保内にはプール、使われなくなった町民プールですか、があります。それから、同僚議員の質問の中にもあった旧久保内小学校のグラウンド、それから蟠溪に行っても蟠溪の小中学校の跡があって、トイレとか、それからゲートボール場があったところが、また道路拡張によって面積は減っただろうが、まとまった施設をどうのこうのという部分には利用しづらい状況になってしまったのですけれども、一般住宅を建設するとかなんとかにはまだまだ十分なスペースが確保できていると思います。地域振興策としての考え方としてもそういう町有の施設を、土地をだけれども、有効活用することがよろしいのではないかと思います。あえてだけれども、そしたら今から行政側が今言った久保内のプールの跡地とか何かに利用して、何か施設をつくるとかなんとかというのはやっぱり対費用効果等々も考えたら結構難しいものがあって、なかなかそこに投資するというのは難しいと考えます。現状移住する人がだけれども宅地がない、住宅がないという状況の中で、そしたら場所的に多少問題あるかどうかというのは来て住む人が判断することであって、窓口を、地域振興という方面からも考えて、そういう大規模に利用しづらい場所は町の宅地、分譲地として用意しておくことが必要でないかと思います。そうすることによって大金をかけて中学校の現校舎を全壊しなんかなくても十分な宅地分譲地が確保できるのでないかと考えていますが、そこら辺はどのように考えますか。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） まず、現段階で進めるに当たっては、計画的に何事も物事を進めていかなければいけないということで考えますと、平成 30 年 3 月に策定されたこの計画をまず基本にした検討をするべきではないかという判断に立っているということでありまして、そのときの計画につきましては成案の段階で何度か意見交換をさせていただいたものだとは承知しておりますけれども、空き校舎というか、壮瞥中学校の老朽化に伴い小学校の隣接地に一体的な整備をするべきですとか、第 2 期の定住促進計画が建部改良住宅の

整備とともに位置づけられているものと思っております、そのときにこういう議論があつてよかつたのではないかなというふうに思っているところでありますけれども、考え方としては計画に定めたものを肅々と取り組んでいきたいと。それが計画的なまちづくりになるのだろうと私自身思っていて、除却に対しましても耐用年数については学校施設も公営住宅も変わらないかもしれませんが、老朽化に伴って施設の維持管理費がやっぴりかさんでいるという現状があつて、将来を見据えた場合に財源が確保できるときにしっかりと除却をして、次の活用を図っていくという考え方については、考え方で進めるということについては計画どおりに現段階では進めていくべきではないかなと、このように思っているところであり、その辺はご理解をいただければというふうに思っておりますが、いろんな全員協議会の中でもお話を伺っておりますので、また再検討することはやぶさかではありませんけれども、こうした考え方に基づいているということでもあります。また、全庁的に空き地ですとか町有地を活用していくことについては継続して検討していくつもりでありますので、その辺についてもご理解をいただければと思っております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 6番、真鍋盛男君。

○6番（真鍋盛男君） 計画をしっかりと練って立てた計画ですから、これに沿って実行していくということも大事だとは思いますが、計画もだけれどもちよろちよろ、ちよろちよろ曲がっていてもそれは何にもならないし、駄目なことだと思うのですけれども、ただ将来的な住民にツケを回すことも考えたりして、人口減少がずっと日本中唱えられている中で、実際出された推計でいくとそう遠くないうちに壮瞥町の人口は1,700切って1,500程度になるようなデータも出ているので、そこら辺も勘案していくと公営住宅、それから民間住宅もそうなのですけれども、分譲地もそれほどだけれども必要ではないような状況が来ることは目に見えていると思います。過剰な投資をする必要がない。一回計画は計画としてだけれども、現状見てだけれども、もう一回計画を練り直してみたらどうかとは思いますが。それができるかできないか、見直す気持ちがあるかないかを伺います。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 人口データの推計では、確かに我が国全体でも減少傾向にあるということで、それは理解いたしますけれども、ただそれを是にするわけではなくて、いろんな手だてをやっぴり講じて独自の定住対策に取り組んでいくことが大切ではないかということで、そうした考え方に基づいて定住促進と公共施設の有効活用計画が策定されているものと、このようにご理解をいただければと思っているところであります。そして、ここで策を講じていかなければ、例えば中学校の校舎をでは30年後、40年、現中学校の校舎は30年後、40年後どうするのかと、こういうことを考えた場合に有利な財源を活用できる可能性があるときにしっかりと将来を見据えた判断をしていくべきではないかなと、このように思っておりますが、計画については議員協議会でも同じ趣旨の話でご意見を賜っておりましたので、改めて検討を加えていきたいと思っておりますけれども、策定段階でこ

のような考え方に基づいて策定されていることもご理解をいただければと思っております。
以上です。

○議長（長内伸一君） 6番、真鍋盛男君。

○6番（真鍋盛男君） 話は理解します。ただ、建設課長の言う耐用年数というのは法定ということで基準であって、本当に適正な管理がなされた場合は100年もそれ以上ももつ可能性もないわけではないのです。そこら辺もちゃんと加味に入れてほしいなと思います。

次に、情報館の運用についてですが、情報館の運用、農産物直売所、フレッシュプラザが実際サムズの運営を行っておるわけですが、この情報館の委託契約の中でフレッシュプラザとの契約はほかの温泉施設だとかオロフレスキー場とか堆肥センターとの委託契約の内容とは全く違っている内容です。そこで、情報館の使用でフレッシュプラザが支払った使用料金をお知らせ願いたい。

それから、水道光熱費、情報館一体で消防、それから観光協会、それからフレッシュプラザ、3者が入って、水道光熱費はその中で案分化して支払っているという話を以前聞いたような記憶があるのですけれども、そこら辺はきっちり分けれるシステムがあるのかなのかということもお伺いしたいです。

もう一点、情報館の国道側にある公衆トイレ、24時間営業で運用しているのですけれども、その管理もフレッシュプラザが経費を含めて全て任されているという話なのですが、本当でしょうか。

○議長（長内伸一君） 答弁、商工観光課長。

○商工観光課長（三松靖志君） ご答弁申し上げます。

1点目の指定管理者でありますそうべつフレッシュプラザが現在まで支払った使用料ということでございますが、行政財産使用料という形でいわゆる建物、敷地を使用させていただくことについて町が行政財産使用料を収受してございます。平成19年11月から使用が開始されておりますが、令和2年度までの使用料は通算で1,475万1,183円でございます。年平均大体105万円ぐらい頂戴しているということでございます。

次に、電気代、水道代の負担案分についてでございますけれども、情報館の施設の水道系は消防については消防、壮警支署が直接払ってございます。それから、指定管理の業務をお願いしている1階のトイレ、それから農産物直売所の水回りのこの2か所については指定管理者でありますそうべつフレッシュプラザが直接お支払いいただいている。それから、2階のトイレ及び2階の給湯室につきましては町のほうがそれぞれ負担しておるところでございます。合計4か所の支払いが生じているということでございます。また、電気料につきましては、建物全体の電気料というのは一括でまず請求が来ます。これを町が全て一括で支払いを行いまして、消防、指定管理者、町の3者が立会いの下、月初めにそれぞれの分担する箇所の個別の電気メーターの電力計を確認いたします。そして、そこから案分して算出した電力量に応じた料金を3者で確認いたしまして、町より消防、指定管理

者に電気代を請求すると、こういうことになってございます。ご参考までに令和2年度の電気料金は総額706万1,000円を町が払いまして、比率でいいますと消防が97万8,000円で約14%、それから指定管理者が213万5,000円で約30%、町は395万2,000円で56%となっております。

それから、24時間の公衆トイレの管理についてなのですが、これは公募要項、指定管理者でございますので、募集をいたしまして、する際に公募要項にトイレの管理も記載されてございまして、そちらに基づいて管理をお願いしているというようなことでございます。

以上です。

○議長（長内伸一君） 6番、真鍋盛男君。

○6番（真鍋盛男君） 町が管理する公衆トイレというのはほかにもありまして、僕の記憶では蟠溪にもあったのですけれども、今撤去して、なくなっていますよね。そして、久保内に1か所残っていると思うのですけれども、そこは地域自治会に清掃委託していて、料金を支払って維持管理しているし、当然だけれども、町が水道代、それから電気代も持っているのだと思います。この公衆トイレという意味合いからいくと、委託契約の中で行政側と、それから受ける業者側とでの協議の中でだけれども、判こをつけてだけれども、実行されているので、とやかく言ってもしょうがないことなのかなとは思いますが、ただ公衆トイレという意味合いの中からいくと、フレッシュプラザ全体が、1個がだけれども、トイレの運用費用を全て持つというのはどうなのかなと思います。

それと、観光協会が入っているのですけれども、観光協会の入ったすぐのロビー、そこもだけれども、観光協会が維持管理する範囲になっているのかもちょっとお伺いします。

○議長（長内伸一君） 答弁、商工観光課長。

○商工観光課長（三松靖志君） ご答弁申し上げます。

指定管理者制度というのは、多様化するニーズに対応するために公の施設の管理に民間のノウハウを活用しながら住民サービスの向上と経費の節減を図るための制度ということでできました制度でございます。したがって、公共が直接手を下すよりもその施設を活用しながら民間のノウハウでサービスを向上するための制度でございまして、先ほどの行政財産使用料といいましても満度にはいただいているわけではございませんで、例えばトイレの管理の部分、それからそこでかかるであろう清掃用具であるとかトイレットペーパーの需用費であるとか駐車場の除雪であるとか芝生の草刈りであるとかと、そういったものの部分を、かかるであろう部分を減じて、それを双方合意の下で協定書に結んで、委託契約ではなくて、指定管理者への相互の協定書という形でやってございます。ですから、行政も民間事業者もそれぞれの持ち味を發揮しながらこういった制度で運用しているということでございます。

それから、2点目の観光協会の管理の部分なのですが、くつろぎスペースというロビーについては観光協会がその管理を行うと。ただ、清掃につきましてはこれは町の

ほうが委託をして、その清掃業務をお願いしているということでございます。

以上です。

○議長（長内伸一君） 副町長。

○副町長（黒崎嘉方君） ちょっと話を整理させていただきたいのですけれども、まず指定管理事業として、指定管理者として募集する際に提示している条件がございまして、まずは1つは壮瞥町の農業者等が生産した農産物や加工品の紹介、販売、それから農業に関する情報の発信を行うとともに、道の駅機能としてのトイレ及び駐車場を24時間開放し、かつ憩いの場及び町内情報発信イベントの実施等を目的として設置する情報館の機能をより効果的に達成するために募集してやるよということでございます。先ほど商工観光課長が言っているように、そういうことの募集要件に手を挙げて募集されて、それらを審査委員会で承認して、協定を結ばれているというものであるということをご理解ください。

それから、行政財産の使用料というふうにしか言っていませんけれども、議員言われるとおり、例えばオロフレスキー場はでは使用料払っていますかと。払っていません。こちらは、行政財産で払っている分は実は目的外使用という判定を従前からされている。農産物の直売所ですということ建てている部分で使っていますので、その部分でこれはここの、発足当時からそうやって決めていることですから、その是非は今問われてもちょっとあれなのですけれども、農産物、農業者が作ったものを売る部分は目的どおりなので、いいのですけれども、例えばよその町で作ったお土産を売っているとか、そういう部分は目的外使用なので、そこは行政財産いただきますということになっています。それが幾らか算定されて、それは売上げ比率で決まってくるのですけれども、そこから先ほど言っているトイレの管理とかも委託、やってもらっているんで、その部分の費用を算定して、その部分は減じた形で目的外の部分の残りを支払っていただいているということで、それも織り込み済みで契約というか、協定結ばれているということをご理解していただきたいなと思います。

○議長（長内伸一君） 6番、真鍋盛男君。

○6番（真鍋盛男君） お互いの契約内容というか、それもある程度分かって話ししているのですけれども、使用料の基準になる金額というのがありますよね。それは幾らになっているのですか。

○議長（長内伸一君） 答弁、商工観光課長。

○商工観光課長（三松靖志君） ご答弁申し上げます。

指定管理者選定、協定を結ぶに当たって行政財産使用料というものを決めてございまして、大体土地及び建物というのが……ちょっと

○議長（長内伸一君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時46分

再開 午後 3時48分

○議長（長内伸一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○商工観光課長（三松靖志君） 失礼いたしました。行政財産使用料の割り出し方についてご説明したいと思います。

全体に係る経費として土地、建物とか光熱水費、電気代という部分があるわけなのですが、これらのうち農産物直売所で売り上げた農産物の割合というのがどの程度あるかということ、農産物、例えばリンゴ1個売ると、100円で売るとするとサムズの売上げとしては15%、15円ということになります。これらを積み重ねていきますと、目的外の使用料というのは総体の6割ぐらいになります。ですから、建物に係る行政財産使用料と電気代に対して6割分だけいただきますということで算定したのが約300万程度でございます。それに対しまして、今度をお願いしている減ずる部分でございますが、トイレの管理業務、それから光熱水費、それから駐車場の除雪業務等で206万程度、この分を減免すると。差引きしまして92万6,000円ということが基本の考え方でございます。

以上です。

○議長（長内伸一君） 6番、真鍋盛男君。

○6番（真鍋盛男君） そしたら、サムズの売上げの金額の15%が使用料として徴収する、行政側が調整する対象になるよということ、基本。違うの。違うのかな。ちょっと理解不足かな。

○議長（長内伸一君） 答弁、商工観光課長。

○商工観光課長（三松靖志君） ちょっと説明の仕方が悪くてあれですけども、総売上げというのがございまして、そのうち農産物直売所の、壮瞥の農産品、リンゴだとかタマネギだとか、そういうものをどれだけ売ったかというのがその割合になります。その中の農産物以外のもの、これはよその土産でしょうかとか町の農産品に関係ないものかという売上げが大体6割あるということでございます。

以上です。

○議長（長内伸一君） 副町長。

○副町長（黒崎嘉方君） 1つだけ補足させていただきます。

どうしてそんなに6割と3割ぐらいしかないかと疑問に思うと思うのですが、農産物売っているのは農家からの委託販売みたいなもので、手数料として15%取っているだけで、売上げ、リンゴ500円そのものの代金が入っているわけではないので、結構売っているのだけれども、15%分の手数料しかもらっていないと、農家のために。土産品は自分で仕入れたものを売るので、要は高いです、金額。そのものが全部収入になるので、結局そんな、総体で見ると農産物は多分全体の中では予想の、町内の生産にひもつけされないような商品が6割売っていることになっていて、残りの4割が15%の手数料と、そんな仕組みになっているということをご理解いただければと思います。

○議長（長内伸一君） 6番、真鍋盛男君。

○6番（真鍋盛男君） いろいろこの農産直売所の委託というか、それは特異な形式であ

るというのは理解できました。殊さら町長もこの農産物直売所の評価は高く見ていると思いますし、今後も支援していきたいというようなことをおっしゃっていたと思うのですが、ただフレッシュプラザのほうからも売場面積の拡充とかなんとかという要望も毎年上がってきているのではないかと思いますけれども、発想を変えるとこの使用料取っているということで、この使用料をフレッシュプラザ、農産物直売所の管理、工事費というか、拡充の工事費に充てるというふうな考え方をすると、特別に有利な条件の事業を持ってこななくてもできるのではないか、可能ではないのかなと考えるのですけれども、そういう考えはならないでしょうか。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 行政財産使用料については平成19年の先ほど来開設当初から指定管理者制度を設けて、その中の仕様書の中に、公募要領の中に入れてあるものであり、その中にも公衆トイレの維持管理負担についてもされているということでありまして、負担というか、規定がされて、4年だったと思いますけれども、4年ごとの公募に対して、先ほど副町長が答弁申し上げましたとおり、一定の要件というか、仕様の中で両者公募いただいた後に審査会を行い、そして選定されて、協定書を結んでいると。こういう流れで4年に1度更新、4年ごとの更新がなされてきて、今日に至っているということでありまして、使用料をいただいておりますけれども、90万円程度でありまして、そうしたものを財源にして売場ですとか駐車場も含めてだと思っておりますけれども、応えていってはどうかという、そういうご提案だというふうに思っているところでありまして、今後地域計画、まちづくり総合計画等にもその辺は考え方が整理されていると見ておりますので、そうした財源も特定財源として考えていかどうかというのは今後検討していきたいと思っておりますが、いろんな財源確保を図りながらよりよい売場ですとか地域振興に資するような道の駅の整備について今後検討していきたいと、このように思っているところでありますので、ご理解をいただきますようお願いしたいと思っております。最初の答弁の繰り返しになりますけれども、現在4つの団体が入っていて、それぞれ役割分担をしており、今後も望ましい管理運営について情報交換を行いながら適切な運営に努めていきたいと、このように思っております。ご理解をいただければと思っております。

それと、1点目のほうで、中学校の校舎についてはまだまだもつのではないかとというご提案もあったところでありまして、検討を加えていきたいとは思っておりますが、60年、70年もたすためには大規模な改修ですとか、そういう費用もかかっていくわけでありまして、こうしたことを含めて検討されて、当時計画されたものと、このように認識しているところでありますので、その辺についてはご理解をいただきたいなと思っておりますが、こうしたことも含めて本日の質疑を通していただいたご意見については検討を加えていきたいと、このように思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（長内伸一君） 6番、真鍋盛男君。

○6番（真鍋盛男君） フレッシュプラザ、農産物直売所は頑張って売上げどんどん、ど

んどん伸ばして、地域経済、それから地域の農家、それから家庭菜園の方の経済的なものにも貢献しております。今の現状の売場の面積ではやっぱり売上げを伸ばすというものもなかなか難しい状況になっているということも聞き及んでおりますので、なるべくフレッシュプラザの要望が受けてもらえるようお願いをしまして、終わりたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 管理をいただいておりますフレッシュプラザ並びに納入の方々ですとか様々な人から同じようなご意見をいただいているところでもありますので、本日のいただいたご意見を基に検討を加えていきたいと、このように思いますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（長内伸一君） これより休憩といたします。再開は16時10分といたします。

休憩 午後 3時58分

再開 午後 4時10分

○議長（長内伸一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これにて一般質問を終結いたします。

◎議案第50号ないし議案第59号

○議長（長内伸一君） 日程第6、議案第50号ないし議案第59号についてを議題といたします。

理事者から提案理由及び内容について説明を求めます。

副町長。

○副町長（黒崎嘉方君） それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

令和3年第4回定例会に当たり提出いたします議件は、議案第50号から議案第59号までの合計10件であります。その内容についてご説明いたします。

初めに、1ページの議案第50号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

2ページになります。専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、次のとおり専決処分する。

令和3年度壮警町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について。

令和3年度壮警町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額3億1,403万2,000円に歳入歳出それぞれ330万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,733万2,000円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算

の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

専決処分の日付は、令和3年10月4日となります。

事項別明細書、歳出から説明します。7ページになります。施設費、施設費、建設改良費で330万円の追加となります。本年10月2日に滝之町第1浄水場取水ポンプのうち1台、ナンバーツーポンプになりますが、緊急停止し、原因等を調査した結果、修理することが困難な故障であることが判明したことから、住民生活に支障を来さないよう安定的な水道供給を図るため、緊急的に取水ポンプの更新工事を実施したものであります。

歳入では、町債、町債、衛生債で330万円の追加となります。簡易水道施設整備事業で電気機械計装設備更新工事に充当するものであります。

3ページの第1表、歳入歳出予算補正については、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略します。

4ページの第2表、地方債補正については、変更で簡易水道施設整備事業、限度額1億6,620万円を限度額1億6,950万円とするものであります。

次に、8ページになります。議案第51号 伊達市区域外道路の路線の認定変更の承諾について。

伊達市が本町行政区域を含む伊達市道の路線の認定変更することを承諾することについて、道路法第8条第4項の規定により議決を求める。

本件につきましては、北海道が実施する道営有珠山麓地区畑地帯総合整備事業で平成28年度から令和3年度に整備した伊達市道山中通り線の道路改良工事について伊達市が路線の認定変更を行うものであります。また、本町の承諾が必要な区間につきましては、路線名が伊達市道山中通り線、起点が壮警町字昭和新山128番地2、終点が壮警町字昭和新山547番地1、延長は542.2メートル、幅員が5メートルから6.8メートルとなっております。当該市道につきましては、伊達市を起点とし、行政区域を越えた壮警町に終点を設定しているもので、伊達市道として認定されているところではありますが、このたびの道路改良工事により壮警町側の終点の位置が変更になったことから、伊達市から当該市道の路線の認定変更を行うに当たって道路法第8条第3項の規定による壮警町の承諾を求められましたので、同法第8条第4項の規定により承諾するための議会の議決を求めるものであります。

次に、10ページになります。議案第52号 壮警町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について。

壮警町一般職の任期付職員の採用等に関する条例を、別紙のとおり制定する。

本条例につきましては、多様化、高度化する行政課題に対応していくため、専門的な知識や経験を有する人材について任期を定めて採用することができるとする地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律等に基づき本町においても任期付職員制度を新たに導入するため、制定するものであります。

11 ページを御覧ください。条例の概要であります。本条例は、第 1 条から第 7 条までの 7 条立てとなっております。第 1 条では、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律及び地方公務員法に基づき任期付職員制度の採用等に関し必要な事項を定めることを目的としております。

第 2 条では、任期付職員を採用することができる条件等を規定しております。

第 1 項では、高度の専門的な知識、経験、または優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要な場合としており、第 2 項では公務の能率的な運用を確保するために採用できる場合として、1 点は専門的な知識、経験を持つ職員の育成に相当の期間が必要で、かつ確保が困難な場合、もう一点は専門的な知識、経験を必要とする業務が一定期間に限られる場合、さらに専門職の正職員を他業務に従事させる際に代替職員の確保が困難な場合、いわゆる民間実務経験者等を一定期間に限って活用する場合の 4 点を規定しており、その任期はいずれも法律上 5 年以内となっております。

第 3 条では、前条以外にも一定期間に終了が見込まれる業務や一時的に業務量が増加する業務等に充てるため採用できることを規定しており、その任期は法律上 3 年以内となっております。

12 ページの第 4 条では、第 3 条の規定による任期付職員の任期を特例的に 5 年まで延長できることを規定しております。

第 5 条では、任期付職員の任期は法律の範囲内で更新することができ、その場合は当該職員の同意を必要とすることを規定しております。

第 6 条では、給与に関する特例について定めており、任期付職員の給料月額是一般職の職員の給与との権衡を考慮して規則で定めることを規定しております。

第 7 条では、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めることを規定しております。

また、附則で、この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行することとしております。

なお、本町における任期付職員の採用についてですが、現在防災体制の強化を目的として第 2 条第 1 項に基づく退職自衛官の採用を検討しているところであります。ただし、第 2 条第 2 項及び第 3 条に基づく採用については現段階では予定はなく、今後必要性が生じた場合に備えて制度化するものであることを申し添えます。

次に、13 ページ、議案第 53 号 壮警町生き生き広場設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の制定について。

壮警町生き生き広場設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

本条例につきましては、近隣市、町等の同種施設の運営状況を勘案するとともに、各施設の利用促進や適正な利用料金の設定、維持管理体制の改善等を目的に一部公共施設に係る条例について所要の改正を行うものであります。

14 ページになります。条例の概要であります。第 1 条は壮警町生き生き広場設置及び管理に関する条例の一部を改正するもので、北海道の公衆浴場入浴料金統制額の引上げに

準じて、同条例第 17 条別表に規定するゆーあいの家の利用料金のうち大人の利用料金を 420 円から 450 円に、大人回数券料金を 4,200 円から 4,500 円に改定するものであります。

次に、第 2 条は壮警町農村環境改善センター設置及び管理に関する条例の一部を改正するもので、少人数グループの宿泊利用において適正な利用者負担を求めることなどを目的として、同条例第 17 条別表に規定する利用料金のうち一般料金の改定及び高校生料金の新設並びに 1 グループ当たりの基本料金制の導入等の改定を行うものであります。

次に、第 3 条は壮警町野営場設置及び管理に関する条例の一部を改正するもので、北海道の公衆浴場入浴料金統制額の引上げに準じて、同条例第 18 条別表第 2 に規定する来夢人の家の利用料金のうち大人の利用料金を 420 円から 450 円に、大人回数券料金を 4,200 円から 4,500 円に改定するとともに、15 ページになりますが、近隣施設の利用料等を勘案して、仲洞爺野営場の利用料金のうちテントサイト利用料金及び専用サイト内に車両を乗り入れる場合の利用料金等を改定するものであります。

次に、第 4 条は壮警町パークゴルフ場設置及び管理に関する条例の一部を改正するもので、コースを良好な状態に保つための保守管理時間の確保などを目的に同条例第 9 条に規定する開場時間を午前 9 時から午後 5 時 15 分まで、6 月から 8 月については午前 8 時から午後 6 時まで改定するものであります。

次に、第 5 条はオロフレスキー場設置及び管理に関する条例の一部を改正するもので、同条例第 10 条別表に規定する利用料金等について、一層の利用促進を図るため他の道内スキー場の動向や利用者ニーズを勘案し、2 時間券料金を新設するとともに、既存の利用区分体系を整理するものであります。

16 ページになります。次に、第 6 条は久保内ふれあいセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正するもので、北海道の公衆浴場入浴料金の統制額の引上げに準じて、同条例第 17 条別表に規定する利用料金のうち大人の利用料金を 420 円から 450 円に、大人回数券料金を 4,200 円から 4,500 円に改定するものであります。

また、附則第 1 項で、この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行し、第 5 条の規定については公布の日から施行することとしております。

第 2 項では、経過措置として、改正前の各条例に基づき発行されたゆーあいの家、来夢人の家、久保内ふれあいセンターの入浴回数券は、改正後の各条例に基づき発行された回数券とみなすこととしております。

なお、別に新旧対照表を添付しておりますので、後ほどご照覧ください。

次に、17 ページになります。議案第 54 号 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための壮警町国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための壮警町国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

18 ページになります。本条例につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われる国民健康保険被保険者の傷病手当金の支給に関するものでありますが、このたび国から条例の適用を令和 4 年 3 月 31 日まで延長する旨通知がありましたので、附則第 2 項に規定する失効日、令和 3 年 12 月 31 日を令和 4 年 3 月 31 日に改めるものであります。

また、附則で、この条例は、公布の日から施行することとしております。

なお、別に新旧対照表を添付しておりますので、後ほどご照覧ください。

次に、19 ページになります。議案第 55 号 令和 3 年度壮警町一般会計補正予算（第 8 号）について。

令和 3 年度壮警町一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額 40 億 1,713 万 1,000 円に歳入歳出それぞれ 1,362 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 40 億 3,075 万 4,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 2 条、債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

第 3 条、地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

事項別明細書、歳出から説明します。29 ページになります。総務費、財政費、町有住宅管理費で 30 万円の追加となります。町有住宅維持管理事業になりますが、本年 10 月末までに実施した修繕については例年に比べ修繕費用が高額となったことから、今後の予算不足が見込まれており、年度内に故障や破損による緊急対応が発生した場合に入居者の生活に支障を及ぼさないよう適切に対応するため計上するものであります。

企画費、企画費で 14 万円の追加となります。初めに、地域公共交通対策事業になりますが、新型コロナウイルス感染症の影響により道南バスが運行する一部の便で運休や減便が発生したことなどから収支不足が増加したため、生活バス運行維持費補助金 5 万 8,000 円を計上するものであります。次に、地域情報通信基盤整備事業になりますが、北電柱の移設に伴い本町が共架している光ケーブルを移設する必要が生じたため、工事請負費 8 万 2,000 円を計上するものであります。

胆振線代替輸送業務費で 1,294 万 4,000 円の減額となります。胆振線代替バス運行維持費補助事業になりますが、初めに代替バス運行維持費補助金で 319 万 6,000 円の追加となります。新型コロナウイルス感染症の影響により道南バスが運行する一部の便で運休や減便が発生したこと及び胆振線代替バスの利用者が減少したことから収支不足が増加したため、代替バス運行維持費補助金を増額するものであります。次に、代替バス車両更新費補助金で 1,614 万円の減額となります。当初代替バスの車両の更新台数につきましては中型バス 8 台としておりましたが、胆振線代替バス連絡協議会において路線の見直しについて検討を行っている中で、今年度の更新台数を最低限必要となる 4 台に見直すことになった

ため減額するものであります。

民生費、社会福祉費、社会福祉総務費で452万2,000円の追加となります。介護保険特別会計繰出金になりますが、介護保険特別会計の補正に伴い整理するものであります。

後期高齢者医療費で1,154万7,000円の減額となります。初めに、後期高齢者医療療養給付費負担金の療養給付費負担金で1,094万円の減額となります。令和2年度療養給付費負担金の確定に伴い整理するものであります。次に、後期高齢者医療特別会計繰出金の事務費繰出金で26万9,000円、保険基盤安定繰出金で33万8,000円の減額となりますが、いずれも後期高齢者医療特別会計の補正に伴い整理するものであります。

心身障害者福祉費、心身障害者特別対策費で101万5,000円の追加となります。重度心身障害者医療費助成事業になりますが、入院件数の増加により重度心身障害者医療費請求書審査支払い手数料1万5,000円及び重度心身障害者医療扶助費100万円を計上するものであります。

30ページになります。児童福祉費、児童措置費で307万4,000円の追加となります。保育及び子育て環境整備事業になりますが、安定した保育体制を確保するため年度当初から保育士を募集していたところ、保育士1名を採用することができましたので、会計年度任用職員報酬105万6,000円を計上するものであります。また、管外入所負担金で201万8,000円の追加となります。本件につきましては他地域の保育所等に通所する児童に係る施設経費の一部を負担するものであります。当初2名の予定に対し、現在4名の児童が他地域の保育所等に通所していることから、必要な経費を計上するものであります。

農林水産業費、農業費、農業振興費で517万8,000円の追加となります。初めに、環境保全型農業直接支援対策事業になりますが、環境保全に資する取組面積の増加に伴い環境保全型農業直接支払交付金17万8,000円を計上するものであります。次に、情報通信環境整備対策事業になりますが、本事業は情報通信技術を活用して農業水利施設等の農業農村インフラの管理の省力化、高度化を図るとともに、地域活性化やスマート農業の実装に必要な情報通信環境の整備に係る調査を実施し、整備計画を策定するものであります。町としましては、本町農業農村の持続的な発展に向けて付加価値の高い農業経営の展開や地域に即したスマート農業技術の導入を推進する観点から当該事業の実施について要望していたところ、このたびモデル地区に採択されたため、計画策定に必要な情報通信環境整備計画策定業務委託料500万円を計上するものであります。

商工費、商工費、商工業振興費では、財源の変更となります。当初新商品開発販路開拓支援補助金に地域づくり総合交付金を計上していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響から事業要件を充足できないため交付申請を取りやめることとし、道支出金60万円を減額するとともに、一般財源に同額を追加するものであります。

観光費では、財源の変更となります。当初洞爺湖園地管理事業に公益財団法人北海道市町村振興協会と公益社団法人北海道観光振興機構からの補助金を計上していましたが、今後採択が見込めないためその他118万円を減額するとともに、地域づくり総合交付金90万

円と一般財源で28万円を追加するものであります。

土木費、道路橋梁費、道路橋梁維持費で2万6,000円の追加となります。道路橋梁維持経費になりますが、初めに手数料では41万1,000円の追加となります。本年7月に町道ホロト久保内線沿いの民地法面の立木が道路上に倒木する事案が発生し、町において対応したところですが、その際に民地所有者が今後の倒木のおそれを考慮し、当該民地の立木を伐採することとしたため、町でも隣接する道路敷地内の立木を調査したところ、倒木のおそれがある立木を確認したことから、町道の通行の安全確保や施工の効率化などの面から民地の伐採作業と併せて実施することが適当と考え、当該作業に要する経費を計上するものであります。次に、除雪機械等購入費では38万5,000円の減額となります。凍結防止剤散布機の購入に係る事業費の確定に伴い整理するものであります。

水道費、水道費で9万8,000円の追加となります。簡易水道事業特別会計繰出金になりますが、簡易水道事業特別会計の補正に伴い整理するものであります。

住宅費、住宅管理費で170万3,000円の追加となります。町営住宅維持管理事業になりますが、初めに修繕料で60万円の追加となります。本年10月末までに実施した修繕については例年に比べ退去修繕費用が高額となったことやこれからも最低3件の退去修繕の予定があることから、今後の予算不足が見込まれており、さらに年度内に故障や破損による緊急対応が発生し、既定の予算では早急な対応ができない場合は入居者の生活に支障を来すおそれがあることから、今後の円滑かつ迅速な対応に必要な修繕料を計上するものであります。次に、ボイラー購入費で110万3,000円の追加となります。給湯用ボイラー購入費になりますが、コロナ禍の世界的な影響から製造業では部品や商品の調達難が生じており、発注から納品までに数か月程度見込まなければならない状況となっております。こうした中、本町においては近年老朽化した給湯ボイラーの故障が多く発生しており、特に冬期間については突然の故障の際にも入居者の生活に支障を来さないよう早急な対応が求められております。このため、コロナ禍における日常生活における手洗いやうがい、入浴等の基本的な衛生対策を励行し、感染予防の推進や生活環境の安全、安心を確保する上で給湯設備の果たす役割は重要であるため、不測の事態に備え、給湯用ボイラーを5台購入することとして、備蓄確保するものであります。

31ページになります。教育費、高等学校費、地域農業科実習費では財源の変更となります。壮警高等学校においては、令和2年度からメロンやミニトマトでJGAPを取得しておりますが、審査機関の今年度の審査経費について農業生産工程管理推進事業補助金の交付決定があったので、道支出金12万9,000円を追加するとともに、一般財源で同額を減額するものであります。

保健体育費、保健体育総務費で669万1,000円の減額となります。ホストタウン推進事業になりますが、本件は東京オリンピック・パラリンピック競技大会に係るフィンランド共和国競歩チームの事前合宿の受入れに要するものであります。初めに、新型コロナウイルス感染症検査委託料で304万5,000円の減額となりますが、選手団の人数減、交流会の

中止等によるものであります。次に、宿泊等コーディネート委託料で364万3,000円の減額となりますが、選手団の人数や合宿期間の日数等の減によるものであります。さらに、外国語翻訳機借り上げ料で3,000円の減額となりますが、実績による整理となります。なお、本事業の実施に係る経費のうち羽田空港における選手団と一般客との動線分離や移動に係る経費等について一部補助対象外経費となったため、一般財源87万5,000円を追加しております。

新型コロナウイルス感染症対策費、新型コロナウイルス感染症対策費、新型コロナウイルス感染症衛生対策費で1,253万2,000円の追加となります。初めに、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業になりますが、3回目のワクチン接種に係る業務に必要な経費であります。その内訳になりますが、接種業務を補助する会計年度任用職員2名分の報酬で120万5,000円、当該職員の期末手当で21万9,000円、社会保険料で24万1,000円、集団接種問診従事者報償金で30万5,000円、会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償で3万4,000円、接種業務に係る消耗品費で40万円、住民周知に要する封筒の印刷製本費で3万9,000円、接種券の郵送に係る通信運搬費で3万8,000円、北海道国民健康保険団体連合会の審査支払い手数料で12万円、雇用者傷害保険料で3万8,000円、なお傷害の「シヨウ」は「傷」という字の誤りでございます。3万8,000円、医療機関への接種体制維持確保事業委託料で300万円、被接種者の会場送迎に係る被接種者送迎委託料で143万円、会計年度任用職員の法定健康診断委託料で3万8,000円、健康管理システムの改修に伴う西いぶり広域連合負担金（電算）で18万7,000円を計上するものであります。次に、新型コロナウイルスワクチン接種事業になりますが、医療機関へのワクチン接種委託料で523万8,000円を計上するものであります。また、伊達地区自動車整備協同組合様から創立50周年を記念して新型コロナウイルス感染症防止対策に活用することを目的として10万円の指定寄附をいただきましたので、新型コロナウイルス感染症衛生対策費に追加するとともに、一般財源で同額を減額する財源の変更を行っております。

新型コロナウイルス感染症経済対策費で1,621万7,000円の追加となります。子育て世帯への臨時特別給付金給付事業になりますが、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、子育て世帯を支援する観点から令和3年9月分の児童手当の受給世帯等を対象に子供1人当たり5万円を支給するものであります。その内訳になりますが、対象世帯への通知等に係る通信運搬費で3万2,000円、銀行振込に係る手数料で9万3,000円、総合行政システムの改修に伴う西いぶり広域連合負担金（電算）で9万2,000円、対象世帯に支給する臨時特別給付金で1,600万円を計上するものであります。なお、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加交付決定や道のプレミアム付商品券発行支援事業費補助事業補助金の交付決定に伴い、新型コロナウイルス感染症経済対策費に係る財源の変更を行っております。その内訳になりますが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については令和3年1月から3月までの国庫補助事業地方負担分の後期高齢者医療給付費等負担金分として算定され、配分を受けた7,000円と感染拡大の影響を受けて

いる事業者の支援分として配分を受けた342万3,000円の合計343万円を国庫支出金に追加しております。さらに、道のプレミアム付商品券発行支援事業費補助事業補助金については、壮瞥町プレミアム商品券事業に充当することとして99万6,000円を道支出金に追加しており、これに先ほど説明した新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で追加交付決定された343万円を合わせた合計442万6,000円を一般財源で減額しております。

26ページになります。歳入では、国庫支出金、国庫負担金、民生費負担金で74万9,000円の追加となります。教育保育給付費負担金になりますが、保育及び子育て環境整備事業の管外入所負担金に係る国庫負担金であります。

衛生費負担金で523万8,000円の追加となります。新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金になりますが、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る国庫負担金であります。

国庫補助金、民生費補助金で1,621万7,000円の追加となります。子育て世帯への臨時特別給付金給付事業に係る国庫補助金であります。子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金で1,600万円、それから子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費補助金で21万7,000円となります。

衛生費補助金で729万4,000円の追加となります。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金であります。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で343万円の追加となります。事項別明細書歳出で説明しましたが、追加の交付決定を受けたため計上するものであります。

道支出金、道負担金、民生費負担金で28万2,000円の追加となります。後期高齢者医療費に係る保険基盤安定拠出金で25万4,000円の減額となります。令和3年度負担金の確定により減額するものであります。また、教育保育給付費負担金で53万6,000円の追加となります。保育及び子育て環境整備事業の管外入所負担金に係る道負担金であります。

27ページになります。道補助金、民生費補助金で50万7,000円の追加となります。重度心身障害者医療費助成事業補助金の医療費で50万円、事務費で7,000円を計上するものであります。

農林水産業費補助金で513万3,000円の追加となります。初めに、北海道環境保全型農業直接支援対策事業補助金で13万3,000円の追加となります。次に、情報通信環境整備対策事業補助金で500万円の追加となります。地域活性化やスマート農業の実装に必要な情報通信環境の整備に係る計画策定に要する計上であります。

商工費補助金で129万6,000円の追加となります。地域づくり総合交付金で30万円、プレミアム付商品券発行支援事業費補助事業補助金で99万6,000円の計上となります。

教育費補助金で743万7,000円の減額となります。東京オリンピック・パラリンピック競技大会のホストタウン等における新型コロナウイルス感染症対策補助金になりますが、

実績の確定に伴い整理するものであります。

財産収入、財産売払収入、不動産売払収入で 240 万 9,000 円の追加となります。立木売払い代になりますが、令和 3 年度に実施した町有林間伐による木材量の確定に伴い整理するものであります。

寄附金、寄附金、一般寄附金で 10 万円の追加となります。伊達地区自動車整備協同組合様から創立 50 周年を記念して新型コロナウイルス感染症防止対策を目的として指定寄附をいただいたものであります。

繰入金、基金繰入金、国鉄胆振線代替輸送確保基金繰入金で 1,294 万 4,000 円の減額となります。

財政調整基金繰入金で 803 万 5,000 円の減額となります。

諸収入、貸付金元利収入、就農研修貸付金収入で 96 万円の追加となります。就農研修貸付金返還収入になりますが、本年 4 月から町内で新規就農を目指して就農研修を開始していた就農研修者が自己都合により 5 月に研修を中止したところではありますが、当該研修の中止に当たって研修開始の際に貸し付けていた就農研修貸付金の全額について返済があり、5 月に収入をしていたものの、予算措置がなされておりましたので、このたび予算上の整理を行うものであります。

28 ページになります。雑入、雑入で 117 万 6,000 円の減額となります。その内訳になりますが、雇用保険被保険者負担分で 4,000 円の追加となります。またいきいきふるさと推進事業補助金で 68 万円、地域観光振興事業補助金で 50 万円の減額となりますが、いずれも採択の見込みがないため減額するものであります。

町債、町債、土木債で 40 万円の減額となります。凍結防止剤散布機購入事業の確定に伴い整理をするものであります。

32 ページからの給与費明細書につきましては、後ほどご照覧いただきたいと思います。

20 ページからの第 1 表、歳入歳出予算補正については、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略します。

22 ページを御覧ください。第 2 表、債務負担行為補正では、いずれも令和 3 年度から令和 4 年度の期間において、幌別硫黄鉱山坑廃水処理業務委託料、限度額 3 億 3,486 万 2,000 円、中学生フィンランド国派遣事業委託料、限度額 1,932 万円の 2 件について追加するものであります。

23 ページになります。第 3 表、地方債補正では、変更で凍結防止剤散布機購入事業、限度額 710 万円を限度額 670 万円に変更するものであります。

次に、34 ページになります。議案第 56 号 令和 3 年度壮警町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について。

令和 3 年度壮警町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額 4 億 6,380 万円に歳入歳出それぞれ 1,134 万 6,000

円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,514万6,000円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

事項別明細書、歳出から説明します。38ページになります。国民健康保険事業費納付金、医療給付費分、一般被保険者医療給付費分で377万4,000円の追加となります。事業費納付金（一般被保険者医療給付費分）になりますが、令和3年度事業費の確定に伴い整理するものであります。

後期高齢者支援金等分、一般被保険者後期高齢者支援金等分で42万6,000円の追加となります。事業費納付金（一般被保険者後期高齢者支援金等分）になりますが、令和3年度事業費の確定に伴い整理するものであります。

基金積立金、基金積立金、基金積立金で714万6,000円の追加となります。令和2年度事業費の確定に伴う繰越金を国民健康保険事業基金に積み立てるものであります。

歳入では、繰越金、繰越金、繰越金で1,134万6,000円の追加となります。令和2年度の繰越金を計上するものであります。

35ページの第1表、歳入歳出予算補正については、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略します。

39ページになります。議案第57号 令和3年度壮警町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について。

令和3年度壮警町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額5,210万円に歳入歳出それぞれ53万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,263万3,000円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

事項別明細書、歳出から説明します。43ページになります。納付金、後期高齢者医療納付金、後期高齢者医療納付金で53万3,000円の追加となります。その内訳になりますが、後期高齢者医療納付金の事務費負担金で26万9,000円の減額となります。令和2年度事務費負担金の確定に伴い整理するものであります。また、保険料等負担金で80万2,000円の追加となります。令和3年度保険料等負担金の確定に伴い整理するものであります。

歳入では、繰入金、一般会計繰入金、事務費繰入金で26万9,000円の減額となります。令和2年度事務費負担金の確定に伴い整理するものであります。

保険基盤安定繰入金で33万8,000円の減額となります。令和3年度保険料等負担金の確定に伴い整理するものであります。

繰越金、繰越金、繰越金で114万円の追加となります。前年度の繰越金となります。

40ページの第1表、歳入歳出予算補正については、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略します。

◎会議時間の延長

○議長（長内伸一君） 本日の会議時間は、議事の都合によってあらかじめ延長します。

◎議案第50号ないし議案第59号（続行）

○議長（長内伸一君） 提案理由及び内容について継続いたします。

副町長。

○副町長（黒崎嘉方君） では、引き続き説明させていただきます。

次に、44 ページになります。議案第58号 令和3年度壮警町介護保険特別会計補正予算（第2号）について。

令和3年度壮警町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額4億1,249万3,000円に歳入歳出それぞれ3,617万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,866万6,000円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

事項別明細書、歳出から説明します。49 ページになります。保険給付費、介護サービス等諸費、介護サービス等諸費で3,341万8,000円の追加となります。介護サービス等諸費になりますが、当初見込みよりも施設介護サービス利用者が増加しているため計上するものであります。

高額介護サービス等費、高額介護サービス費で50万円の追加となります。高額介護サービス費になりますが、当初見込みよりも施設介護サービス利用者が増加しているため計上するものであります。

特定入所者介護サービス等費、特定入所者介護サービス費で225万5,000円の追加となります。特定入所者介護サービス費になりますが、当初見込みよりも施設介護サービス利用者が増加しているため計上するものであります。

48 ページになります。歳入では、国庫支出金、国庫負担金、介護給付費負担金で904万4,000円の追加となります。介護給付費負担金になりますが、介護サービス等諸費等に係る国庫負担金の計上であります。

支払基金交付金、支払基金交付金、介護給付費交付金で976万7,000円の追加となります。介護給付費交付金になりますが、介護サービス等諸費等に係る支払い基金交付金の計上であります。

道支出金、道負担金、介護給付費負担金で452万円の追加となります。介護サービス等諸費等に係る道負担金の計上であります。

繰入金、一般会計繰入金、介護給付費繰入金で452万2,000円の追加となります。

基金繰入金、基金繰入金で832万円の追加となります。

45 ページの第1表、歳入歳出予算補正については、説明した内容の再掲でありますので、

説明は省略します。

次に、50 ページになります。議案第 59 号 令和 3 年度壮瞥町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について。

令和 3 年度壮瞥町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額 3 億 1,733 万 2,000 円に歳入歳出それぞれ 1,226 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 2,959 万 7,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 2 条、地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

第 3 条、地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

事項別明細書、歳出から説明します。56 ページになります。施設費、施設費、建設改良費で 1,226 万 5,000 円の追加となります。道道洞爺湖登別線水道施設移設工事になりますが、現在北海道が洞爺湖温泉及び壮瞥温泉地区で実施している道道洞爺湖登別線道路改良工事に関連して、道路改良工事の支障となる水道施設の移設工事に必要な経費を計上するものであります。その内容についてであります。本年度の道路改良工事は用地補償等を予定し、取り進められていましたが、予算措置や工事進捗管理の状況などからこのたび急遽道路工事を発注することとなったもので、これに関連して水道施設に係る移設補償契約及び移設工事の今年度中の発注について道から要請があり、町としましては早期な完成を要望している事業であることから、今回補正予算を提案し、移設工事を取り進めることとしたところであります。また、工事着手時期は道路工事と合わせることであり、令和 4 年 5 月頃を想定しております。

歳入では、繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金で 9 万 8,000 円の追加となります。

諸収入、雑入、雑入で 476 万 7,000 円の追加となります。道道洞爺湖登別線水道施設移設補償費であります。

町債、町債、衛生債で 740 万円の追加となります。簡易水道施設整備事業で道道洞爺湖登別線水道施設移設工事に充当するものであります。

51 ページの第 1 表、歳入歳出予算補正については、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略します。

52 ページの第 2 表、繰越明許費では、施設費、施設費、道道洞爺湖登別線水道施設移設事業で 1,226 万 5,000 円となります。

53 ページの第 3 表、地方債補正では、変更で簡易水道施設整備事業、限度額 1 億 6,950 万円を限度額 1 億 7,690 万円に変更するものであります。

以上が今定例会に提出いたします議案の内容でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

説明は以上でございます。

○議長（長内伸一君） これにて提案理由及び内容についての説明を終結いたします。

◎散会の宣告

○議長（長内伸一君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

12月9日の議事日程は、当日通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

（午後 5時03分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

令和3年壮瞥町議会第4回定例会会議録

○議事日程（第2号）

令和3年12月9日（木曜日） 午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第50号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 3 議案第51号 伊達市区域外道路の路線の認定変更の承諾について
- 日程第 4 議案第52号 壮瞥町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第53号 壮瞥町生き生き広場設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第54号 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための壮瞥町国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第55号 令和3年度壮瞥町一般会計補正予算（第8号）について
- 日程第 8 議案第56号 令和3年度壮瞥町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 9 議案第57号 令和3年度壮瞥町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第10 議案第58号 令和3年度壮瞥町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第11 議案第59号 令和3年度壮瞥町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第12 意見案第4号 地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書
- 日程第13 各委員会の所管事務調査について

○出席議員（9名）

| | | | |
|----|-------|----|-------|
| 1番 | 菊地敏法君 | 2番 | 松本勉君 |
| 3番 | 佐藤恣君 | 4番 | 加藤正志君 |
| 5番 | 山本勲君 | 6番 | 真鍋盛男君 |
| 7番 | 毛利爾君 | 8番 | 森太郎君 |
| 9番 | 長内伸一君 | | |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

| | |
|-----------|--------|
| 町長 | 田鍋敏也君 |
| 副町長 | 黒崎嘉方君 |
| 教育長 | 谷坂常年君 |
| 会計管理者兼 | |
| | 小野寺寿勝君 |
| 税務会計課長 | |
| 総務課長 | 庵匡君 |
| 企画財政課長 | 上名正樹君 |
| 企画財政課参事 | 市田喜芳君 |
| 住民福祉課長 | 阿部正一君 |
| 産業振興課長 | 木下薫君 |
| 商工観光課長 | 三松靖志君 |
| 建設課長 | 澤井智明君 |
| 生涯学習課長 | 河野圭君 |
| 選管書記長(兼) | 庵匡君 |
| 農委事務局長 | 齋藤誠士君 |
| 監委事務局長(兼) | 小林一也君 |

○職務のため出席した事務局職員

| | |
|------|-------|
| 事務局長 | 小林一也君 |
|------|-------|

◎開議の宣告

○議長（長内伸一君） これより本日の会議を開きます。
（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（長内伸一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（長内伸一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において
1番 菊地敏法君 2番 松本 勉君
を指名いたします。

◎議案第50号

○議長（長内伸一君） 日程第2、議案第50号 専決処分の承認を求めることについてを
議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより議案第50号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第50号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認する
ことに決定いたしました。

◎議案第51号

○議長（長内伸一君） 日程第3、議案第51号 伊達市区域外道路の路線の認定変更の承
諾についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 51 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 51 号 伊達市区域外道路の路線の認定変更の承諾については原案のとおり可決されました。

◎議案第 52 号

○議長（長内伸一君） 日程第 4、議案第 52 号 壮警町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。

2 番、松本勉君。

○2 番（松本 勉君） 何点かあるのですけれども、全員協議会のときにも説明いただいていますし、議案説明もありましたけれども、退職自衛官を採用を想定といいますか、検討しており、必要に応じて法律に基づいて任期付職員制度を新たに導入するという説明がありましたけれども、条文の中で要するに高度の専門的な経験、知識、または優れた見識を有している方ということで想定されて、第 2 条です。それで、専門的な知識、経験を持つ職員が確保できない場合等々、るる書いてございまして、その方が任期、法律上 5 年以内となっていますという規定をされています。第 3 条で一定期間に終了が見込まれる業務や一時的な業務量が増える業務について採用することもできる、これは法律以内 3 年とすると。第 4 条でしたか、その期間を、3 年の期間の職員、5 年まで延長することができる。5 条では、任期付職員の任期は法律上の 5 年、法律の範囲内、これは 5 年及び 3 年をいうのでしょうか、更新することができる。よく分からないのは、多少分類してありましたけれども、3 年の職員と 5 年の職員の違いと。これ一律の 5 年の職員で 3 点ぐらい挙げておりますこういった方を採用するという一本で通用するのではないかというふうに素朴に感じたのですが、これはいかがなのでしょう。

それと、これ法律用語なのか、権衡、耳にしたら心身の健康としか取れませんけれども、いわゆる均衡というらしいのですけれども、バランスというのですか、おもりとはかりという意味らしいです、僕調べたら。初めて聞きましたので、例えば変ですけれども、専決事項の処分の際に現在は議会に諮る時間的余裕がないためと説明されていますけれども、十数年前までは暇と書いていとまと。議会に諮るいとまがないためとっていて、現代用語としてはふさわしくないかなと思っていたら、いつの間にか時間的余裕がないのでと変

わったのですけれども、その辺の意図、ついたことはないのですけれども、この辺も皆さんが分かる言葉で、むしろ均衡のほうに分かるのではないかと私は感じたのですけれども、いかがなものでしょうか。

それと、これは中身に関係ないかもしれませんが、あえてお伺いしたいのは高度な専門的な知識や経験云々というところで、退職自衛官という方、一応想定されているわけですけれども、全員協議会の折にはたしかいわゆる防災担当等の職の話をされておりましたけれども、それはそれで否定するものでも何でもないのですけれども、例えばですけれども、これよく長内議長が個人的な見解を以前も述べたと思うのですけれども、いわゆる鳥獣被害、鹿を中心にどんどん増えているということなのですけれども、ほぼほぼ限界に来ていると、電気牧柵では。そうすると、やっぱり銃による減少を図るという。ただ、高齢化が進んでいる、人も減っていると。現職の自衛官ではやってはまずいと、法律上。退職した場合は問題なければそういった業務も考えられないのかなとふと思いついたのでありますが、いかがなものなのでしょうか。

○議長（長内伸一君） 答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

まず、1点目は制度が条によって年限が変わっていたり、結局は更新できるから、5年に統一されたり、そういうところがちょっと分かりづらいというご指摘かと思いますが、基本的に今回の条例につきましては、いわゆる任期付職員法という法律がありまして、そこに、その条文をそのまま引用しているのが現状です。ほかの町の事例を見ても同様だったので、そのまま採用といたしましょうか、取り入れているので、多少ちょっと分かりづらいところが発生しているかとは思いますが。ただ、制度上は、運用上は特に5年、長期に採用される方については専門知識が高度であったりとか、どちらかというレベルをぐっと上げていて、そういうような方を対象にしておりますし、3年の場合には、知識はもちろん必要ではあるのですが、例えばそこに重きを置くのではなくて、短期間、一時的な対応に重きを置くというのがこちらの条例でいう3条の対象になります。具体的に言うと、例えば3年で終わる何らかの事業、大きな事業がある。それ想定するために職員を採用して、その業務に当たらせるとか、あるいは3年間だけ人員的にちょっと非常に厳しい状況が想定されるとか、結果それをやった上で、さらにその方の状況であったり、あるいは業務の状況を見て、法律上はさらに2年間延長するということは本人の同意を得れば可能ですよというふうになっているので、同じように当町においてもできるように制度を整えておくという趣旨で今回提案をさせていただきました。提案説明にあったように、第2条の一番最初の高度な専門的知識を有する方ということで、ほかの町も参考にしながら当町としては退職自衛官を今は想定していると。それ以外については、現段階では採用の予定というのはございません。あくまでも長期的にこのような制度がいつも運用できるように整えておくというのが今回の趣旨でございます。

それから、2点目の権衡という言葉、確かに一般的にはあまり聞かない言葉なのかもし

れませんが、行政の中でいうとよくある、よく使っている表現で、要は今回の方、こういう方については中途採用になっていきますから、ではその方の給与を新採用に合わせるわけにもちょっといかないし、かといって年齢層に合わせていきなり高い給与というわけにもいかないの、同等の同じような業務の方、あるいは年齢もある程度加味、あるいはこれまでの経験もろもろ加味して、給与額を設定しますという趣旨ではあるのですが、特段権衡という言葉で内容がちょっと問題があれば、もちろん修正をするべきところではあるのですが、現段階ではちょっと分かりづらい表現かもしれませんが、誤った表現ということではございませんので、基本的にはこの文言を用いてというふうに考えています。

それから、すみません、鳥獣の件に関しましてはちょっと私もあまり詳しくはないのですが、ただ基本的に鳥獣被害、鳥獣用の銃の免許であったり、そういったものが必要でしょうし、仮にこの方が、実際に退職自衛官を採用したとしても、自衛隊の中での業務としてやって……銃は撃ったことがある方が来るかどうか分かりませんが、あくまでもそれは業務であって、一度退職して、それから採用ということですので、基本的にはそのまま引き続きで銃等を取り扱うというのはちょっと私の知識の限りでは難しいのかなというふうには思っておりますし、もちろんいろんな業務をしていただくことはやぶさかではありませんが、まず一義的にはやはり防災に関わるところ、そこが主たる業務だと思いますので、まずはそこに専念をしていただくような形で現段階では考えているということでございます。

以上です。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） 文言は別としましても、年限についても了解をいたしますけれども、権衡の続き、これ表現の仕方云々ではなくて、一般職とのバランスを図って、あと任期つきで採用する方の経験や知識やもろもろのという、そのもろもろが随分複雑過ぎて、どういったことを実際しんしゃくして裁量として決めていくのかということがいまいちびんとこないわけですが、ほかの多分自治体の実態も調査されているということでもありますから、あるいは当然その背景に退職自衛官の方々が若くして退職される方が多いので、その後の身の振り方というのは社会全体にも自衛隊のほうからも依頼があったり、あるいは私ども以前やっていた、以前ではない、実行委員長を務めておりましたけれども、雪合戦実行委員会のスポンサーのサッポロビールさんも毎年そういった方がいらっしゃったので、お話も聞いたこともございますし、ヘリコプターに乗っていた方がビールの営業しているというのもすごいなと思いましたが、それはそれで民間の方とのお付き合いもある。自治体も自衛隊とのお付き合い、当然必要だということも分かるし、社会的背景も理解しているつもりなのですけれども、ですから、言葉としてはちょっと不適切かもしれませんが、自衛官もいっぱいいらっしゃって、退職する方がどんな知識を持っているか知りませんが、いきなりでは防災といっても防災の前面で動いたことあるかもしれないけれども、例えば条例をつくったり、いろんなことアイデアを出したりというのは果た

して直結するものかどうかがちょっと分からない。むしろ、例えとしては失礼かもしれないけれども、そういう経験の、この話ですけれども、鳥獣被害対策に使えるような方みたいなのが本当にいらっちゃって、特技を生かしてくれるのなら、それは地域にとっては非常にいいのではないかと素朴に感じたから、質問しているのですけれども、こちらからいわゆる自衛官の方々でも、防災なら防災で構わぬのですが、そういう知識、経験の方をリクエストといいますか、逆に要請できたりするのでしょうか。

○議長（長内伸一君） 答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

今これまで自衛隊の中のそういう退職者のあっせんといいたいまいしょうか、そういった部署がございまして、そちらの方といろいろ情報交換等しているのですが、基本的には当町といたしましては防災業務に当たってもらうということは明確に考えているので、当然そういった資格であり、経験というものを求めていますし、それが絶対条件だというふうに考えます。その旨を先方にも伝えております。実は自衛隊の中でもやはり近年災害が全国的に増えているということで、退職された方が全国の自治体に採用されるというケースが年々増えているというふうに聞いております。それを踏まえて、自衛隊というか、内閣府のほうで地域防災マネジャー制度というのを設けて、一定の資格であり、一定の職位であって、それから一定の現場の経験であって、プラス行政と自衛隊を出てから防災業務に当たるためにそういった養成研修みたいなものを作って、それらを全部クリアした方にだけ防災マネジャーという資格をお渡しをしていると。ちょっと話はずれるかもしれませんが、そういった方を採用される自治体に関しては給与の一定額を特別交付税でカバーすると、そういうような制度を運用されています。当町においてもお金の話はさることながら、やはり防災の最前線でエキスパートとして即戦力として働いていただくということを想定していますので、この防災マネジャー制度を持っているということを条件に先方と協議というか、それを現在は行っているというところでございます。

すみません。ちょっと追加いたします。採用に当たって、通常は同様に求人票というものの当町のほうから自衛隊さんに対してお出しをします。そこにいろんな条件を付すのですが、当然その中に今申し上げた防災マネジャー制度を持っている方ということで、それは条件として明確に打ち出しているというところでございます。

以上です。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） 3回あるので、3回目の。

分かりました。制度も理解、分かりましたけれども、求人を出す場合に、当然条件ですから、労働条件として給与も提示することになります。ということは、求人、受ける側は、リクルートではないですけれども、同じような防災担当の職員で洞爺湖町が例えば 30 万円、壮瞥町が 29 万円なら選択肢というのはそちらに行ったりすると、そういうこともあるのかどうなのか分かりませんが、およそ防災マネジャーの資格を持ったこういう経

験の方は、あるいは現役のときの職位といたしましたか、それも関係するのかもしれませんがけれども、そういうおよそといますか、それは内々に提示されているものなのです。要するに給与です。給与額というのは、こちらが悩まなくても何となく向こうからそういうお話しが事前にあるのかどうか、こういうようなことを確認したいのですが。

○議長（長内伸一君） 答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

自衛隊側のほうから幾らでなければ駄目だよとか、もちろんそういう話はありません。ただし、一般的にこれまでもそういった自衛隊を退職されて、行政に入られた方というのは多々いらっしゃいますので、一般的な事例としてこれまでの方でいうとこれぐらいの、この年齢の方、こういう役職の方でこれぐらい、そういうような情報のご提供はございますし、当町としても、実は胆振管内の中で今現在で4人ですか、4自治体に退職の自衛官の方が採用されています。もう辞められた方もいたりするので、採用経験のある自治体でもっとあるのですけれども、そういったところに話をお聞きして、最初の採用の段階でどれぐらいの給料を支払われているかということも情報収集をしまして、やはり当然情報は共有されるのだらうなということは想定していますので、あまり極端に低いとか極端に高いとか、そういったことはあまりすべきではないかなというふうに思いますので、それらも加味して妥当な給与額を算定をして、採用に当たっていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） 何点かありますので、質問3回に限られておりますので、最初にまとめて質問したいと思います。

1点目のこの提案、これは平成14年に制定された法律に基づいて提案されているということは理解します。そこで、今の答弁聞いておきますと、いろいろと調べているということですので、お聞きしたいのですけれども、この法律に基づいて北海道内で一般職として採用するとして条例を制定している市町村、どの程度あるのかな。また、今の答弁では管内で4名という言葉がありました。そこで、管内でこの制度で任用職員として採用している職務内容、もしも承知していれば伺いたいと思います。

次に、採用の件ですけれども、退職自衛官の採用を検討しているという言葉がありましたけれども、壮警町は現段階でどのような防災対策の強化を、目標といたしますか、しているのか、そして目標にしているけれども、現在こういう点が欠けているという欠けている面があれば、それも説明願いたいと思います。

次に、壮警町では平成25年度から防災学識アドバイザーとして委嘱して、今年で8年目になります。この防災学識アドバイザー委嘱についてどのように評価しているか。8年間過ぎたのですから、どのように評価しているか。そして、今回採用するであろう自衛隊退職者と防災学識アドバイザーとの関係をどのように考えているかについて伺いたいと思

ます。

それから、給与については先ほどいろいろありましたから、それは省きますけれども、先ほど松本議員が言われたように、権衡ですか、そういう言葉が使われ、私も疑問に感じたのです。それで、道内の条例を制定しているところの条例をずっと探してみました。そうすると、ありました。隣の伊達市です。伊達市がこの言葉を使っているのです。そして、伊達市の条例とちょっと違うのは、第2条の1段目がちょっと違って、あとほとんど伊達市の条例と類似しておりました。そういう面で、やはり誰が見ても分かりやすい言葉、それが町民の皆さんにも理解されるのでないだろうか。そういう面で、やはり権衡という言葉は本当にいいのか。私もいろいろと辞書を引きながら調べてみました。そういう面でこの言葉、果たして一般的に理解される言葉かどうかということに疑問を感じました。

それから、関連して伺いたいと思います。壮瞥町では過去に、たしか土地関係の登記の件でなかったかと思いますが、道から派遣職員をいただき、期間延長たしかしましたよね。そして、壮瞥町の職員の育成にも尽くしてもらうのだということがたしかあったと思いますけれども、専門職員を迎え、町職員の育成成果はどうであったか、どのように評価しているかについても併せて伺いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時28分

○議長（長内伸一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） 私が先ほどの質問の最後に申し上げた件については質問を取り下げたいと思いますので、よろしくご配慮ください。

○議長（長内伸一君） 答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

まず、このような任期付職員の条例の制定している自治体数ということですが、これについてはこちらのほうでは把握しておりません。ちょっと誤解のないように改めてご説明するのですが、退職自衛官を採用する制度としてこの制度を使われている自治体が多いことは事実なのですが、必ずしもそのためだけに任期付職員条例をつくっているわけではなくて、特に近年会計年度任用職員ができて、そういう短期間の、短時間であったり、そういう職員の採用の仕方というのは大分変わったのですが、もともと法律でできたときはそういう制度もなくて、ですから本当に短期間、1年限りだったりとか3年の年限で採用する、本当に今でいう会計年度任用職員のような採用の仕方としてこの条例をつくっている町も全国には多々あります。たまたま当町においては今具体的には退職自衛官の採用を考えているというお話をしたまでなので、ですからこの制度の活用の形態というのは多分

全国的に非常に幅広くあるので、そういう意味も含めてあえてその数を確認をするという作業は特には行っておりませんでした。

それから、管内の採用の話についても基本的には同様です。当町としては今具体的に考えているのは自衛官ということなので、自衛官の採用の状況がどうかというのは調べて、先ほど申し上げましたが、この管内でいうと今現在で採用を聞いているというのは登別と伊達市と。登別市、伊達市、厚真町、安平町、こちらでは今も採用しているはずなのですが、過去に採用していて、今は採用していないとか、そういう自治体も多々ございます。この条例を少なくとも近年運用していないのは、本当にお隣の洞爺湖町ですとか豊浦町さんと室蘭市ぐらいでしょうか。ちょっと条例を見た限りでは、制定されていないように見受けられました。

それから、この採用するに当たって、当町でいう退職自衛官を採用した場合の目標であったりとか防災業務で欠けている点というお話でしたが、明確に欠けているという点は今の段階ではないかなというふうに思います。ただ、むしろ今後、今もそうですし、今後もそうですし、近年の日本全国の防災体制、各自治体の状況なんかを見るに現状維持でいいということでは多分ないだろうというふうに考えますし、欠けているまで言わないのですが、やはり向上させていくべき点というのは当町においてももちろん多々あると思います。火山防災はもちろんそうですが、近年の状況でいえばそれだけが災害ではございません。いろんな意味で防災機能というもの、当町の防災機能を向上させていくと、それが今回の目標でございます。

それから、防災学識アドバイザーとの関わりということですが、御存じのとおり、防災学識アドバイザーの岡田先生に関しては長年このアドバイザーに任命される前から当町の火山防災において極めて重要な活躍を、貢献をさせていただいておりますし、その後も、アドバイザーとなってからもいろんな面で助言等、あるいはちょっと近年やっていませんが、講演ですとか、そういう防災普及啓発、そういったものに関しても多大なご貢献をいただいているというふうに評価をしています。また、今年3月、火山活動が、幸い収まりましたけれども、あった際にもさすがにこの当地までは岡田先生来れませんでした。メール、電話等でいろんな助言をいただきました。それが当町の災害、火山対応の大きな支えになっているということは事実でございますから、そういう意味で相応の評価はしているというふうに考えます。

それから、防災学識アドバイザーと今回の採用した場合の関わりということですが、岡田先生は特に火山を筆頭とするそういったものに関する権威というか、学識者であって、片や今回採用する方についてはもともとが自衛官ですから、災害対応の現場です。当然火山に限らず、当町はさすがに津波はないですが、その他の災害に対する見識、経験、そういうものを持っていると思います。ですから、一口で災害、防災と言えども同じくりなのかもしれませんが、これまでのそれぞれが取り組まれたものというのは恐らく違う内容だと思いますので、双方のいいところ取りと言ったら表現悪いですが、知識、経験を当町の防

災に活かしていくという意味では同じ防災ではありますけれども、違う立場でということ
で当町としては考えているというふうに思います。

それから、権衡に関してなのですが、ご指摘はよく分かるのですが、行政ですから、当
然法に基づいて、法に準じて様々な条例等制定しております。分かりづらいというご指摘
はもちろん受けますけれども、ではだからといって全てをかみ砕いて表現を変えるという
のは行政としては適当ではないのかなというふうに考えますので、基本的にはこの条文の
ままで進めていきたいというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 52 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 52 号 壮警町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定につ
いては原案のとおり可決されました。

◎議案第 53 号

○議長（長内伸一君） 日程第 5、議案第 53 号 壮警町生き生き広場設置及び管理に関す
る条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。

8 番、森太郎君。

○8 番（森 太郎君） この条例改正につきましては、改正そのものには異議ございませ
ん。ただ、法改正の施行日が基本的には来年 4 月 1 日であるのですけれども、第 5 条の規
定のみ公布の日からとなっておりますが、この公布の日からとした理由についてお聞かせ
願います。

○議長（長内伸一君） 答弁、商工観光課長。

○商工観光課長（三松靖志君） ご答弁申し上げます。

公布の日がオロフレスキー場の改正条例の点についてだけほかよりも早くなっている
というご質問でございますが、私どもといたしましてはオロフレスキー場についてはこのた
びのほかの公共料金の改正と異なり、シーズン開幕前の改正であることや、また当該スキ

一場については町において昨年度実施した第五次行政改革実施計画の中間評価と見直しの中で施設設置の目的と役割に基づき最大限の活用を図る方法を官民連携で検討、施行に取り組むこととし、次期行政改革策定時の令和4年度に評価することとしたところであります。スキー場を運営する指定管理者のオロフレリゾートでは、こうした見解を踏まえ、そうべつスポーツコミッションとの連携によりスポーツアクティビティの施行等を行うとともに、オロフレの活性化を考える会と地域の施設利用の活性化について意見交換を実施するなどして、昨シーズンは若者の集客を図る雪マジ 19 をはじめ、シニアや地元中高生、子供のリフト無料乗り放題、さらにはバナナボートの企画等、様々な取組にチャレンジし、コロナ禍前の平成30年度実績と比較しましても輸送人員で94%、入場者数78%、リフト売上げ82%の実績を上げるなどコロナ禍にあっても集客の確保を図ったということはさきの定例会でもご報告をいたしたところでございます。このようにオロフレリゾートでは最大限の活用を図る上での試行錯誤をいろいろな方の知恵を借りながら、皆さんそれぞれなりわいを持つ忙しい身にありながら、今シーズンのさらなる利用の促進に向けて多様な余暇の過ごし方などに対応した2時間券の設定など道内のスキー場の状況なども踏まえ、熟慮を重ねた上で開幕が差し迫った中での提案となったものでございます。また、利用料金につきましては、条例を上限に指定管理者のオロフレリゾートが町長と協議をして設定することとなっており、このたびの改正により利用者ニーズを損なわないよう十分に配慮して設定することといたしております。いずれにいたしましても、オロフレスキー場の四季を通じた活性化に向けて現場を預かる方々の並々ならぬ思いとそれを支えようとする方々の創意工夫を切にご理解いただきますことをお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 8番、森太郎君。

○8番（森 太郎君） 改正に至った経過というのは十分理解するわけでございますけれども、この件に関して協議する時間は十分あったと思われるわけです。ですから、できれば早い段階から議会とも情報共有に努めていただいで、協議をしながら進めていただければと思います。その辺についてのご見解、伺いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 私のほうからご答弁を申し上げます。

このたびのオロフレスキー場の設置等に関する条例の施行日の設定についてですけれども、議員ご指摘のとおり、議員の皆様と早期に協議するとともに、利用者の皆様に対しては十分な周知期間を経た上で施行する日などをすることについては、少々配慮が至らなかったということでありまして、そういう面が少なからずあったかなと思っております。ご理解をいただきたいという気持ちと、今後このようなことがないようにおわびを申し上げまして、配慮していきたいと、このように思いますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） 全体というよりは個々の料金の改定について特に異論がないというわけでもないのですが、例えば例に取って仲洞爺の野営場、キャンプ場利用料金についてだけ質問させてもらいますと、全員協議会等の説明も聞いておりますし、近隣といいますか、近間のキャンプ場の利用料金等も参考にされているという話でありましたけれども、あえて言わせてもらおうと、まだまだ安いのではないかということを感じて質問しております、と申しますのも最近のキャンプ利用者のニーズの高まりもさることながら、公費を投じて、言い方変ですけれども、このコロナ禍においても受付所を設置したり、環境改善は随分費用を投入しておりますし、また利用者の安全を図るという意味で倒木防止の間伐といいますか、そういったことも随分コストをかけてやっているということもございます。また、洗い場を改修してみたり、トイレを替えたり、今度はもう予算出ていますけれども、売店と言えればいいのでしょうか、そういった施設も変えると。利用者に喜んでもらい、多く来てもらうという趣旨もあるでしょうけれども、環境整備、当然町としてお金を出しているのですけれども、だから上げるということを直接的に言うのではなくて、そのように環境保全、環境改善したことに対するいわば、例え変ですけれども、ゴルフ場でいうとグリーンフィーというような言葉があって、何かさもさも利用料ではないような、環境に対してあなた金払えというような形の金の取り方というか、表現ちょっとまずいかもしれませんが、環境負荷に対する負担があっても僕は当たり前だと思っております、それで高くて来なければ、表現ちょっとあれですけれども、ですから多少自信を持って料金設定していいのではないかという意見で申し述べておりました、別に今決まったことを上げるということは言う気はないのですが、そういった意味合いで料金設定を検討してもいいのではないかというのが一つと、議長のお許しをいただいて、関連で質問させてもらいますが、今回議案にのっていませんけれども、壮瞥温泉地区の船揚げ施設の料金についてなのですけれども、今年上げて、利用者は変わらないぐらい来ていただいたということも分かるのですけれども、洞爺湖町の旧洞爺村地区にある船揚げ施設と料金が違いますよね。違います。それぞれが意思決定をしてやっているのでしょうか、先ほど言った環境負荷に対する利用者の負担といいますか、そういった意味合いではもっと高くても構わないし、実はご承知のように湖でできる水上レジャーの場所って本当に限られていまして、ですからこれ以上小さいトラブルや利用者のマナーの悪さというのは目をつぶる程度ならいいのだけれども、まだまだ発生しかねないと。そういった意味からすれば、料金を出してもちゃんと安全に遊びたい人たちが集ってくればいいのであって、そしてそういう人たちはごみも散らかさないかもしれませんし、いずれにしてもそういった環境負荷に対する利用料をペイするという自覚持ってもらう意味では、洞爺湖町にあります団体とも協議して、料金設定は同じでもいいのではないかと。たしかうちのは少し安いではなかったでしょうか。ですから、その辺は協議されて、同一にするというような意味合いのほうがむしろいいのではないかとこのように感じておりました、この際関連でお伺いしたかった、こういうことでございます。

○議長（長内伸一君） 答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） 1点目の野営場の件に関しまして私のほうからご答弁をいたしますが、ご指摘のとおり近年設備投資を積極的に行っておりまして、プラスコロナ対策ということで人件費が、単価がではなくて、人数の増員が必要になって、経費が増えたりというところはあるのですけれども、実際この金額に折り合うまでに指定管理者とも、指定管理者がやはり実際にお客さんと対面していますので、肌感覚といいたいでしょうか、そういったところをつかんでいらっしゃるだろうということで、そういった方々ともいろいろ協議をして、折り合いがついたところがこの金額というところでございます。町としては、確かに近隣の施設に合わせてそれぐらい設備投資しているのだから、同じ額にしようかという案も実はあったのですけれども、どんなに設備投資しても設備的に近隣の対照にしている施設よりは劣っているということは明らかでして、片や初期投資費が全然違うので、そこに追いつこうという考えではありませんが、やはり利用者側の目線も考えたときどうしても対比をしてしまいますので、それらも、そういう想定も加味をした上で折衷的な額で今回は提案したということでございます。ただ、ではこれをもって未来永劫もう変えませんという考えではもちろんありません。そんな単年でころころ変えるようなものでももちろんございませんが、今後の投資の状況、利用の状況、何よりもこのコロナが収まって、どれだけ利用者が本当に帰ってくるのか、その辺の状況も見ながら継続的に検討はしてまいりたいと思っておりますが、まずは来年度に関してはこの料金で進みたいというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（三松靖志君） 2点目の洞爺湖園地船揚げ施設の料金についてのご質問でございますが、関連のご質問でございますが、確かに旧洞爺村地区の財田地区の船揚げ施設と当町の洞爺湖園地船揚げ施設とは料金にはちょっと差がございます。具体的には財田のほうはプレジャーボートが1日1艇8,000円でございます。対しまして当町では4,000円と。あと、水上バイク等については半日の場合は財田のほうは3,000円で、当町は1日4,000円ということで、そういった区分によって多少のばらつきはございますけれども、総じまして財田のほうは高い料金を収受しているというところでございます。環境負荷の軽減の観点からこういったものを統一すべきという点については、当町としましても同じ考えでございますが、今後そういったことを協議しながら、できれば洞爺湖で水上レジャーを楽しむ方は統一料金でというのが望ましい姿かと認識しておるところでございます。総務・経済合同常任委員会の所管事務調査で船揚げ施設の町内視察の際にもご説明申し上げましたが、そういったご意見を頂戴しながら今後そういった環境整備について、船揚げ施設の料金改定についても検討してまいりたいと思っておりますが、大きな違いとしましては財田地区は全てインターネット予約でございますし、ゲートで全て出入りを管理しているという点、それからキャパシティも、収容能力も大きく異なります。当町はまだそこま

でトイレの整備も含めまして、やはり今年4,000円に値上げしたところ、非常に趣旨を理解していただいて、ルールを守ってくださる方は増えたのですけれども、今後そういった環境整備がどれだけ必要なのかと。いわゆる利用者からしてみたサービスの対価と申しますか、という点についてそこに近づけていくようなことをこれから検討して、議員のご指摘、ご質問にあったような形に近づけていきたいと。そのための検討をこれから始めていきたいと、このように考えているところでございます。

以上です。

○議長（長内伸一君） 6番、真鍋盛男君。

○6番（真鍋盛男君） この中でテントサイト、それからオロフレスキー場の利用料金の中で就学前児童の規定がないのです。どのように捉えたらよろしいのか。

○議長（長内伸一君） 答弁、総務課長。

〔発言する者あり〕

○議長（長内伸一君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前10時51分

○議長（長内伸一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

野営場のテントサイトの料金に関してなのですが、小学生、中学生、あるいは中学校卒業以上という表現があって、未就学児はどうかということなのですが、基本的に未就学児に関しては現在も無料ですし、来年度、改正後も無料ということで考えております。キャンプ利用形態として未就学児のみの利用ももちろんございませぬし、あえて料金形態までちょっと今回変えて混乱といひましようか、複雑にするということは考えておりませぬでしたので、今回は見送っているということでございます。

○議長（長内伸一君） 商工観光課長。

〔発言する者あり〕

○議長（長内伸一君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前10時54分

○議長（長内伸一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁、商工観光課長。

○商工観光課長（三松靖志君） オロフレスキー場の料金につきましては、私のほうからご答弁申し上げます。

改正後は小人は小中学生とするということで、未就学児については記載はございませぬ

が、オロフレスキー場のほうでも未就学児は無料ということで、町長と協議の上、改めてそこは明示するというようなことでございます。

以上です。

○議長（長内伸一君） 6番、真鍋盛男君。

○6番（真鍋盛男君） ほかの部門では、だけれども未満児は無料だとかというのがちゃんと明記されているので、はっきりとさせるためにやっぱり未満児、就学前児童はだけれども無料だとかなんとかとちゃんと明記する必要があるのではないのでしょうか。

○議長（長内伸一君） 答弁、商工観光課長。

○商工観光課長（三松靖志君） 区分のことで明記する必要があるのではないかということなのですが、別表の中で今回区分の整理を小人、大人ということで、これで分かりやすく示した形でございます。小人というのは小中学生であって、大人というのは高校生以上ということで、改正前のシニアも含むというような整理でございまして、それに、その範囲から外れる者については無料ということで解釈ができるということであります。ちょっとほかの条例との明記をすべきかどうかという部分については、オロフレのこのスキー場に関しては別表の整理のところで全てくくれるというような形でこのように改正させていただきたいというご提案を申し上げました。スキー場の運用の中ではその辺りは遺漏のないように広報、周知を行うというようなことで指導してまいりたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

テントサイトの未就学児の利用料に関しては、現状でも記載をしておりません。もちろん条例にうたっておりませんので、料金の徴収もしておりません。確かにそのようにできる限り詳しく条例のほうに記載をしておいたほうが分かりいいのかもしれませんが、現実の運用としてそこで大きな問題が出ているわけでもなく、また条例上も間違いではございませんので、基本的にはこの条例に関しては、野営場に関してはそのまま継続をしてというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 7番、毛利爾君。

○7番（毛利 爾君） 私のほうから1つ。

改正後今までなかった2時間券というのが追加されまして、利用しやすくなったなと思うのですが、この前もちょっと説明いただきましたけれども、改正前のシニアのシーズン券のところでは、大人が2万9,700円で、シニアの場合はこのときは2万2,000円と大人よりも割引になっておりました。今回そのシニアの部分がなくなりましたので、60歳以上の方が値上げされたのではないかなという感覚をお持ちになると思うのですが、このところの、なぜこうなったかもう一度改めて説明願います。

○議長（長内伸一君） 答弁、商工観光課長。

○商工観光課長（三松靖志君） 先ほどもご答弁申し上げましたが、小人、大人というく

くりで、シニアは大人の中にくられるという中で、町長と協議の上、個別に料金を設定するというので、シニアのシーズン券につきましては今年度も去年と同じ料金で予定してございます。したがって、それによって不利益を受けることはないと認識しております。ただ、条例上の整理でシニアのシーズン券のみ別表に示しているというのはちょっとおかしいということで、それは条例の中にあります町長との協議事項の中でその年のシーズン券ないしは割引券、そういったものを全て協議の中で決めていくことができる。そのためにくりを小人、大人という2つに、そちらで分かりやすく整理したと、こういうことでございます。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） これより休憩といたします。再開は11時10分といたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長（長内伸一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

7番、毛利爾君。

○7番（毛利 爾君） 確認なのですが、今シーズンはシニアの料金はそのままだと先ほどおっしゃっていましたが、そうすると来年からはまた町長との協議によって変わるということになるのでしょうか。それとも、このままシニアのシーズン券をずっと続けていくということなのか。そのときに、ここでは項目として消えていますけれども、利用者には分かるようにはスキー場のほうでは掲示が何かされるようになっているのでしょうか。それをお聞きします。

○議長（長内伸一君） 答弁、商工観光課長。

○商工観光課長（三松靖志君） ご答弁申し上げます。

オロフレスキー場設置及び管理に関する条例の第10条の2項に利用料金は別表に掲げる範囲内において、先ほどの表でございますが、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定めるものとする。範囲内においてでございますので、これ以下ということ今回示したものでございます。町長との事前協議を行って、来年度もそうかという、町もこれオロフレリゾートの出資者でございますので、来年度以降もこの料金で、少なくともそういった不利益を被らないような形でやってほしいということは申し入れていくつもりでございます。

あと1点が……町長と協議した料金については、オロフレスキー場に看板を設置して分かりやすい、それからホームページなどで明確にこれは案内してまいりたいというふうな形でございます。

以上です。

○議長（長内伸一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 53 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 53 号 壮警町生き生き広場設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎議案第 54 号

○議長（長内伸一君） 日程第 6、議案第 54 号 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための壮警町国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 54 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 54 号 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための壮警町国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎議案第 55 号

○議長（長内伸一君） 日程第 7、議案第 55 号 令和 3 年度壮警町一般会計補正予算（第 8 号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。最初に、事項別明細書、歳出についてページごとに受けます。一般 4

ページ。

3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） これは、企画費について伺います。

企画費の胆振線代替輸送業務費、負担金及びこの補助金のほうですけれども、今回代替バス運行維持補助金が319万6,000円の増と車両更新で1,614万円の減額が提案されております。昨日の提案説明では、新型コロナウイルス感染症の影響で道南バスの運行の一部運休と減便の発生、また胆振代替線の利用者の減少を挙げていましたが、ただ言葉だけの説明でなく、運休だとか減便、利用者の減少数をやはりきちっと数字で示すことが理解されるのではないかな。ただ単に言葉だけで減便しましたでは、ちょっと説明不足でないかなと私は思います。そこで、このコロナの影響による、壮警だけで319万6,000円の追加ですけれども、この胆振線代替バス連絡協議会、これは伊達、壮警、喜茂別、京極、倶知安の5市町で組織しておりますので、全体の増加額と構成する5市町のそれぞれの補助金額はいかほどかについてももしも資料が現在手元があれば伺いたいと思います。

また、代替バスの更新、8台から4台にした。最低限度の更新の努力、これは私は評価してもよろしいと思いますし、ただ単に8台が4台になって、壮警が1,614万円の減額ですといっても当初予算では3,672万円を見ていたので、1,614万円を差し引くと2,058万円です。これは、やはり壮警町の負担になると思います。そういう面で、この4台の購入金額と構成する5市町のそれぞれの補助額がもしも手元に資料があれば説明願いたいなと思います。

以上です。

○議長（長内伸一君） 答弁、企画財政課長。

○企画財政課長（上名正樹君） ご答弁申し上げます。

まず、提案理由説明にありました一部の便で運休や減便、それから胆振線代替バスの利用者が減少したという部分ですけれども、道南バスに確認しましたところ、運休、減便につきましては苫小牧市内の路線バスで平日についても土日、祝日のダイヤで運行したことによる減便であったり、あとは都市間バス、具体的には伊達札幌間が廃止されたこと、それから室蘭札幌間、室蘭千歳間が減便になったこと、こういったことが挙げられます。

それから、5市町の負担額ですけれども、まず維持費のほうですが、まず5市町それぞれの負担額にいけますが、壮警町が1,319万6,000円ということで、それから伊達市につきましては2,095万7,000円、それから倶知安町、957万3,000円、京極町が905万6,000円、それから喜茂別町が1,190万2,000円、合わせて令和3年度は6,468万3,000円となっております。令和2年度との比較になりますが、令和2年度は5市町合わせて5,121万8,000円でしたので、それとの差額が増えているということになります。

それから、車両更新についてですけれども、こちらにつきましては8台から4台にしたことにつきましては基金もそれぞれの市、町がなくなってきているということで、経費のほうを削減できないかということで、伊達市のほうからデマンド運行の検討したいという

ことで提案がありまして、今年度8台丸々更新するのではなくて、デマンド運行するための検討の時間が欲しいということで、8台から4台に減らして今回更新をしているのですが、また来年度必要であればその台数を更新することになると思いますけれども、現在は伊達市のほうでデマンドの検討ということで現在進めておりまして、来年度試験運行をまずしてみようという形で検討しているようです。その辺については当町についても一緒に協議しながら進めていきたいと考えておりまして、それでバスの金額なのですが、7年に1回更新をするものでございますが、7年前は8台更新しまして、1台当たりの車両の税抜き価格でいいますと1,765万円でした。そして、今回更新4台なのですが、車両1台、税抜き価格で2,100万円ということで、335万円1台当たり上がっております。これは、一般の車もそうですけれども、モデルチェンジだとか、あと標準装備が変わったりとかして価格は上がっていると思ひまして、バスについてもそういった要因もあって上がっている部分、それから7年前は8台更新したことによる割引率、そして今回4台ですので、その割引率についても若干違いがあるということで、1台当たりの単価自体は上がっているということでございまして、バスの車両更新自体の各町の負担についてちょっと押さえておりませんが、そういう形になっております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） 私ちょっと認識不足で、こんな質問すると笑われるかもしれませんが、先ほどコロナの影響によって道南バスの運行の一部運休だとか減便があった。それはこの胆振線の、私たちが負担している胆振線でなくて、何か苫小牧市だとか、いろんな例を挙げておりましたよね。その減額になったものをなぜ胆振線の皆さんが、関係市町がそれを負担しなければならない。ちょっと私には理解できないのですが、何かそれは理由があるのですか。伺います。

○議長（長内伸一君） 答弁、企画財政課長。

○企画財政課長（上名正樹君） ご答弁申し上げます。

この道南バスの代替線バスもそうですし、あと湖畔線とかの生活バスもそうなのですが、道南バスに支払う負担金の算出の根拠としまして、道南バス全体の経常費用、経常的にかかる費用、それから実車の走行距離、道南バス全体のバスの走行距離、それを割り返して、1キロメートル当たりの単価を算出します。その単価を出して、その単価を基に生活バスであったり、胆振線代替バスの当町が走っている路線の距離を掛け合わせて経常経費、経常費用というものを出します。そして、出された経常費用から代替バス、生活バスの経常収益、運賃収入とか、それを差し引いたものが赤字額となって、それを各負担割合に応じて各市、町が払っていくという形ですので、この道南バス全体の路線の減便がここの補助金の金額に関わってくるという形になっております。

ちょっと先ほど答弁漏れしたかと思うのですが、胆振線代替バスの人数につきましては令和3年度は12万5,810人ということで、令和2年度は14万6,323人で、比較し

ますと2万人ほど減少しているという形になります。

以上です。

○議長（長内伸一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 続いて、一般5ページ。

2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） 農業振興費に関してですけれども、情報通信環境整備対策事業、道から500万補助金をいただいて、有利な財源確保に努めたということで評価をいたしますが、それで情報通信環境整備対策事業ということで補助いただいて、壮瞥町にも壮瞥町農業ICT活用推進協議会でしたか、そういったものも設立されて、取り組んでいるということも理解しているのですけれども、補助金がついて、このたび計画を策定すると。モデル地区に指定されて、計画を策定すると。それにそのまま500万が使われるわけなのですが、その辺は承知いたしますけれども、改めて本町の規模、状況、農業の実態を踏まえて、いわゆるICT活用も含めたスマート農業の今後の図といいますか、そういったものをどのように描こうとされるかということを協議会等で議論されるのかもしれませんが、町としてはどの辺のスタンスといいますか、考え方でそれを推し進めていくのかというような考えがあおりであれば、お伺いしたいということでございます。

それと、お金がついて、計画策定するのはよろしいことだと思いますけれども、その先の、関係するのですけれども、どういったことにつなげるかという部分の、また虫のいい話かもしれませんが、そういった事業推進に関する支援なども継続してもらえるなんていうことはないのでしょうか。

○議長（長内伸一君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（木下 薫君） ご答弁申し上げます。

今回の情報通信環境整備対策事業に関しましては、この事業のそもそもの目的は本町、農業、農村の持続的な発展に向けて付加価値の高い農業経営の展開や地域に即したスマート農業技術の導入を推進する観点から応募してきたところ、採用されたというところなのですが、人口減少ですとか高齢化により農村地域がどんどん疲弊していく中で、こういったIT、ICTの技術を導入することで少しでも負担を減らしながら、また効率よく農業を進めていくということにつなげていきたいというのが計画策定の趣旨となっております。そのために今後既に昨年設立しましたICTの協議会ですとかとも連携しながら、どういうことができるかというのを農業者さんとヒアリング等により勉強しながら、技術を導入していけるような計画を策定したいというふうに考えておりました。策定後の展開といたしましては、これハード事業になりますが、役場が担う部分と必要な受益主体となる農業者さんがちょっと負担いただかなければならないというのは当然出てくるかと思うのですが、それにつきましてはハード事業として2分の1の負担で行うことができるというふうに考えております。ただ、具体的に2分の1をどういうふうに負担するかという部

分についてもまだ今後の検討課題というふうになっております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） 概略といいますか、大きくりは理解していますし、全員協議会等でもその説明いただいているのですが、ちょっと話ずれますけれども、議会終了後にいわゆるモニタリングのように……ごめんなさい。名称忘れてしまったけれども、一般住民の方との意見交換とかさせてもらっているのですけれども、結局行政用語ですとか僕らも含めてなかなか分かりづらいところがあるという指摘もありまして、あと答弁も含めてなのですが、今の答弁、駄目ではないけれども、もっと具体例として絵を描く場合にこういうものがという、例えば前回副町長の説明あたりではもうちょっと具体化、それも出てこないのですけれども、具体例を挙げて説明があったと思うのですけれども、いわゆる公の、今回議事録に残る場面でせつかく承知されているそういう例示ができるのであれば、そういったことも含めてどんな絵を描きたいかということを検討する。例としてこんなことがございますと言っていたほうが、そういう答弁のほうが分かりやすいのではないかと、思って、再質問させていただきます。

○議長（長内伸一君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（木下 薫君） ご答弁いたします。

もう少し具体的にというご質問だったかと思えますけれども、そもそもこの事業の根底にあるのが農業インフラの設備を監視する保守点検の部分について軽減するためのいろいろな対策を取るとというのが、それがまずベースになっておりまして、それに付随して必要な農家さんの、例えば気象観測システムを導入して、天気だとか気温だとか風速、風向、あと日射量ですとか、そういったような気象データを農家さんに提供するだとか、また場合によってはハウスを管理している農家さんの環境制御をできるようにしてもらうだとか、田んぼの水の水位を遠方でも見れるようにして、ちょいちょい田んぼに見に行かなくてもよくなるような、そういうような技術がいろいろあるのですけれども、それをどこまで導入できるかということについて検討していくというような形になると思えます。

以上です。

○議長（長内伸一君） 副町長。

○副町長（黒崎嘉方君） 私から少しまた説明させていただきます。

この事業だけ取ると何をやるのかイメージがつかないと思うのですけれども、前回の協議会でも若干申し上げましたけれども、私たちとしましてはこの事業を一つのきっかけにして壮瞥の農業、農村の将来像をしっかりと描いていきたいなど。そういうために、今ICTとかスマート農業という言葉が独り歩きしているのですけれども、この町の中ではそれをそのまま使えるかということ、非常に私が客観的に見るとなかなかまだまだ何歩か先に進んでいかないと全国レベルには遠いなというような気持ちもあります。そこで、今できることは何かということ、こういう時代の流れの施策をうまく活用しながら町の将来像を描

いていって、その中でまずできることはといたら、先ほど言っていた気象条件とかもアメダスが設置されていないものですから、正確な数字が分からない。営農するために積算気温だとか平年気温の変化とか、そういうものは本当に大切なものなのです、実は、苗床作るのでも。そういうものをしっかり把握できるような見える化、農業経営が見える化していこうというのが一つ大きな目的でございます。それを実現するための無線通信設備をこの事業でどういうふうにこの町に設置していったらいいかというのがこの事業の一番の主力でございます。あと、水管理の問題もあります。今いろいろ水路が雨降ったらあふれてしまうとか、いろいろあります。そういったことも監視したり、鳥獣害の監視システムなんかも今あります。そういったもので、マンパワーが減っていく中で機械でどれくらい補えるか、省力化できるか、そういった方向性も示していって、それと併せてこういう取組を農家の生産者の方全体の理解も得ながら、どういう将来の農業にしていくか、そういう理解を得ないとまず僕らが思っていることは実現できないと思いますので、計画策定に当たってはそういうところをワークショップなんかを開きながらしっかり議論して、どういう将来にしたいか、どう省力化を図るか、どうやって収益力を上げるか、そこをポイントに、農家の方の力もいっぱい借りながらでなければできないと思いますけれども、そういう計画をまずつくっていききたいと。将来に備えていききたいと思います。今までいろいろ農業の改革事業というのはたくさんやってきていますけれども、ほとんどこの地域ではあまり上手に活用……活用はしていますが、上手には活用していない。そこをもうちょっとこの事業を使ってステップアップして、将来、20年後ぐらい、何とも言えないですけども、20年ぐらい先を見据えて、今30代の人の中核になったときにこうあるべきだという姿を描いていきたいというのが私どもの心で思っていることでございます。そういったほうに、大きなこと言っていますけれども、議員の皆様のお力もお借りしたいと思っていますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） 一番上の児童福祉費について伺いたいと思ひます。

管外入所負担金が今回今まで2名だったのが4名に増えたので、2名分を補正する。これに異議はありませんけれども、この背景について伺いたいと思ひます。町の受入れ態勢が整わないので、2名の方が管外、町外の施設でお世話になっているのか、また親が例えば伊達に勤めているので、送迎などを考えると、例えばの話です。伊達にお世話になったほうがいいというような家庭の事情なのか、これどちらでしょう。これについてまず最初に伺いたいと思ひます。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

管外入所負担金のご質問なのですけれども、背景ということなのですけれども、こちら当初2名だったものが4名だということになるのですが、この事情は町が受入れできないとかということではなくて、家庭の事情でございます。もうちょっと詳しく言いますと、伊

達に……家庭の事情ということで、今まで伊達に通っていた方が転入されてきて、そのまま継続して通われているというような事情で、町の受入れ態勢とかいう問題ではございません。家庭の事情であります。

以上です。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） 事情は分かりました。

そこで、これは予算審議には関係ないことで、関連で質問したいのですが、よろしいでしょうか。間もなく令和4年度を迎えます。そこで、入所希望者、もう大体取りまとめているのではないかと思いますけれども、入所希望と受入れ態勢、これは特に事業に携わる会計年度任用職員の採用などは順調に、まだやっているかどうか分かりませんので、こんな質問するのですけれども、その取組状況、これについてやはり親が一番心配しているところではないかなと思うのですけれども、この状況について現段階の状況を説明願いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

まず、保育所の申込み状況といいますか、ということだったのですが、大変申し訳ないのですけれども、今現在何人希望しているというのはちょっと把握はしていないのですけれども、今聞いているのは今現在、今年度は50名の入所がある状態です。来年度においても、私今ちょっと数字を把握はしていませんが、大体同じ程度の申込みがあるのではないかなというふうに考えております。受入れ態勢ということなのですけれども、会計年度任用の保育士、今実は7名体制で運営を行っております、そのうち6名の方は継続ということが決まっております、1名だけは退職希望ということなので、その1名について募集を今上げている状況です。ただ、まだ今募集期間中ですので、決まっておりますが、今の現段階ではそのような状況になっております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） そうすると、7名体制であればよろしいということですね。そういう面で、やはりこの受入れといいますか、来ていただくように最善の努力をして、そして親が安心して保育をお願いできるような環境づくりをぜひ実現していただきたいという要望です。

以上です。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

町といたしましてもできる限りといいますか、そのようなよりよい環境で子供さんたちを迎え入れるようにスタッフ一同準備して、運営に当たりたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（長内伸一君） 一般5ページ、ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 続いて、一般6ページ。

3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） コロナ関係で伺いたいと思います。

前にもいろいろ補正して説明あったのではないかと思いますけれども、私ちょっとその点詳しく承知しておりませんので、接種体制維持確保事業委託料という名目で300万円計上しておりますけれども、この事業を委託して、受託者はどのような業務をするのでしょうか。これについてちょっと説明を求めたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

この事業は、接種をそうべつ温泉病院にお願いをするのですけれども、その関係でお医者さんですとか看護師、薬剤師の方をお願いするための委託となっております。なので、受託者はそうべつ温泉病院ということになります。

以上です。

○議長（長内伸一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 次に、歳入について、一般1ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 続いて、一般2ページ。

2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） 細かいことなのですが、確認をお願いします。

教育費補助金で、説明では財源の移行、一般財源が12万9,000円減額になって、この道補助金がついたという名前の農業生産工程管理推進事業補助金、壮警高校に対してといたしますか、ついておりますけれども、どんな趣旨の補助金かという、こういう質問でございます。

○議長（長内伸一君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

こちら歳入の12万9,000円ですけれども、壮警高校ではメロン、ミニトマトにおいてJGAPを取得しております。JGAPは、隔年で中間審査と認証審査を審査機関において審査する必要がありますので、その審査手数料ということで歳入の12万9,000円、そのまま補助金を申請したところ、歳入、補助金が当たりましたので、歳入で見たというところでございます。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） 了解しました。

もう一つあるのを忘れておりました、立木の売払い代なのですが、説明で令和3年度の木材量、要するに売り払いした町有林の売払い量、木材量が確定したので、数字を計上いたしましたということなのですけれども、具体的に町有林はどこで、具体的な木材量と申すのですか、間伐、伐採した後の積算、どのぐらいだったのかということをお伺いします。

○議長（長内伸一君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（木下 薫君） ご答弁いたします。

今回間伐を行った場所は久保内、久保内といいますが東湖畔林道沿いになるのですけれども、地番でいうと75の1の場所、町有地になります。一応こちらのほうは昨年資源量調査ということでどれぐらいの間伐材が出るかどうかという予備調査をするのですけれども、その時点でベースに予算策定して、それから実際切って出てくる木というのは量が全然違うのですけれども、全然違うというか、違ったのですけれども、今回に関して言いますと、当初予定していた量が550立方メートルの材が搬出されるという試算だったものに対して、実際出た量が1,336、3倍近くの量が出たというところで、その分最終的に収益も多くなったということになります。

以上です。

○議長（長内伸一君） ほかにありませんか。

3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） 一番下の諸収入についてちょっと伺いたいと思います。

就農研修貸付金返還収入ですけれども、昨日の説明では予算計上に至るまでの経緯は分かりました。その中で5月に収入をしていたものの、予算措置されていませんでしたので、このたび予算上の整理を行うものですとの説明でしたけれども、5月に返還されたものが今議会提案まで、6月の定例会もありましたし、また9月の定例会もありました。町の会計上、こういう場合どの程度の期間にこのような予算措置をきちっとするというような決まりがあるかどうか、これについて伺いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（木下 薫君） ご答弁いたします。

今回の返還に関しましては、おっしゃられましたように、5月に受けておりました。確かに6月なり9月議会でも補正といいますか、科目の設定は可能であったのですけれども、ほかにも研修されている方がいたりとか様子を見ていたりとか、そういうことでちょっと遅くなってしまいました。その点については、以後気をつけてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（長内伸一君） 副町長。

○副町長（黒崎嘉方君） すみません。私から少し言わせていただきたいのですけれども、いろいろ私がちょっといなかった時期もありまして、気づいたというか、あれどうなったのということで今回予算措置させていただきました。反省点としては、就農研修者が何年かいる、貸付け対象で残っている期間は返還があるかもしれないので、この科目で1,000

円というお金を受ける可能性もあるということで本来なら設置しておくべきだったなと実は思っていて、次年度以降そんな研修生が残っている間はいつでも、あまりこういうやめていただくこと自体が何かよくないので、そういった研修体制の在り方もこれを契機に見直していきたいなど。今関係機関と相談しながら受入れ態勢もちょっと考えていこうかと思っているのと、それからそういう期間についてはそういうことの不測の事態に備えて、税金なんかではそういう措置されていますので、1,000円というのですか、具体的に言うと科目を起こしておいて、いつでもできるような体制を今後は取りたいなと思っていますので、よろしくをお願いします。

○議長（長内伸一君） ほかありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 続いて、一般3ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 次に、給与費明細書について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 次に、第1表、歳入歳出予算補正について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 次に、第2表、債務負担行為補正について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 次に、第3表、地方債補正について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 次に、条文及び補正予算全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第55号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第55号 令和3年度壮警町一般会計補正予算（第8号）については原案のとおり可決されました。

◎議案第56号

○議長（長内伸一君） 日程第8、議案第56号 令和3年度壮警町国民健康保険特別会計

補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第56号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第56号 令和3年度壮警町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

◎議案第57号

○議長（長内伸一君） 日程第9、議案第57号 令和3年度壮警町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第57号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第57号 令和3年度壮警町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決されました。

◎議案第58号

○議長（長内伸一君） 日程第10、議案第58号 令和3年度壮警町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

5番、山本勲君。

○5番（山本 勲君） 確認だったのですけれども、高額介護サービス費で50万、利用者が増えたということと特定入所者介護サービス費でも利用者が増えているということだったのですが、サービスの内容をちょっと確認したかったです。質問します。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

サービスの内容ということだったのですけれども、介護サービスには通所で通うサービスですとか、あとは訪問してもらうサービスですとか、あと大きいのが施設サービスといまして、施設に入所しているサービスって一番大きいのです。この3つ共通して言えるのですけれども、施設サービスというのはどうしてもやっぱり大きくなって、経費が多くなっております。施設に入所するサービス。ご質問としては、いろいろサービスある中で施設に入所しているようなサービスが増えているということでご理解いただければと思いますので、よろしく申し上げます。

今サービスは施設のサービスということだったのですけれども、高額サービスというのにはある一定の金額を超えた場合支給されるという制度がありまして、そのことでもあります。サービスの内容としては、施設サービスということになっておりますし、あと特定入所者サービスにつきましては、同じ施設の中でも食事ですとか生活に係る部分についての経費でありまして、それもやはり同じように施設入所が増えると増えていくという形で連動しているといえますか、合わせて増えているという形になっております。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） 今回この保険給付費、これがやはり当初予算から見ると1割くらいずつ増えております。例えば保険給付費で3億458万2,000円が今回3,341万8,000円というふうに約1割の負担が増えております。そこで、昨日の説明では利用者が増えたという、施設介護利用者が増えましたよということなのですけれども、何名程度当初見ていた人数よりも増えたのか。また、介護サービス諸費でも同じように人数が増えましたよということの説明でしたけれども、おおよそでいいのですけれども、どの程度の数が増えたのか。これ手元に資料があれば、説明を求めたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

介護サービス等諸費についてなのですけれども、施設介護サービス費が増えたというご説明させていただきましたが、令和3年度当初予算のとき実は1か月71人程度だろうということで予算立てをしております。今現在実績の見込みとしましては、やっぱり当初予算も増えていまして、今現在では月で82人の見込み、今現在で。なので、1か月単位でも大体10人以上は増えているというような状況で、それで介護給付費が増えるのですが、それと連動しまして、先ほど言った高額介護サービスですとか特定入所者サービス費とかと

というのが連動して上がっているという形になっております。

以上です。

○議長（長内伸一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 58 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 58 号 令和 3 年度壮警町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）については原案のとおり可決されました。

◎議案第 59 号

○議長（長内伸一君） 日程第 11、議案第 59 号 令和 3 年度壮警町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

2 番、松本 勉君。

○2 番（松本 勉君） 道道洞爺湖登別線の道路改良工事に伴う水道施設の移設工事がありますが、そもそも道道洞爺湖登別線の洞爺湖温泉から壮警温泉に至るサンパレス工区で通称よろしかったですか、その工事に伴う。今年度は、令和 3 年度、道路改良工事について関してはですけども、用地補償等を予定しており、取り進められておりましたが、予算措置や工事進捗管理の状況などから道のほうから道路工事を発注することになったということで、急遽町としても水道施設の移設工事を行う予算化をして、実際は来年度に入ってから仕事をすると、こういう説明なのですが、いま一つ、随分遅々として進まないという印象を地元住民は持っていますけれども、いろんな諸事情で。ただ、今年度予定していた用地補償、それから工事の進捗についてどのように動きがあるということなのかお伺いしたい。

それと、道の要請で道路の道道整備に伴う壮警町が行わなければならない水道施設の移設なのでですけども、全体事業で 1,200 万強なのでですけども、道の補償費が 470 万、この辺はどのように理解すればいいのかと。よろしくをお願いします。

○議長（長内伸一君） 答弁、建設課長。

○建設課長（澤井智明君） それでは、ご答弁申し上げます。

道道洞爺湖登別線、通称サンパレス工区と言っておりますけれども、3年度の事業のまず内容についてですけれども、当初お話を聞いていたのがサンパレス工区内での用地交渉を3年度中に全て終わらせて、工事については令和4年度以降ということで、今年度当初はそういう形で動いていたのが現状でございます。その用地補償につきましては、当初からの説明のとおり、令和3年度中には終わる見込みだということでお話を聞いておりますけれども、北海道のほうの予算の関係で工事ができる予算がつきそうだとということで、今年の10月に入ったぐらいですか、道のほうからご相談がございまして、サンパレス工区の中で工事やれる見込みができてきたので、その場合には専用している水道も一緒に移設しないと道路工事の支障になるということだったので、スケジュール的には2月ぐらいまでには何とか水道の補償、移設を終わらせたいということで、工事の発注についても3月中には、水道の移設、発注していただけないかというご相談がございました。この事業自体も、先ほども言われたとおり、なかなか進んでいないというようなイメージも持たれているところでもございますし、町としましては少しでも早く事業完成していただきたいということもございましたので、一応このような形で水道移設も円滑に行えるように道の要望に沿って今回予算措置をさせていただくというものでございます。

それと、財源といいますか、補償の考え方なのですが、基本的には専用物件で道路工事に支障になるものについては移設補償の対象としていただけるのですが、まず既存の管についての撤去については100%全て補償していただいているという内容になってございまして、そのほか新たに今度設置する工事費のほうについての考え方なのですが、それにつきましては今専用させていただいている管がどれぐらいの耐用年数があって、どれぐらいの期間使っていたかということで、減耗率というものを掛けなければいけないということになっていきますので、管種ですとか設置年度に応じてそれぞれ減耗を掛けて、補償対象となる額を算出すると、その合計が今回収入のほうで見えております金額になっておりまして、補償費としましては476万7,000円ということになりますので、撤去は100%、新たに整備するものについては既存の減耗率を掛けたものが補償対象になるということになっております。

以上です。

○議長（長内伸一君） ほかにありませんか。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第59号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 59 号 令和 3 年度壮瞥町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）については原案のとおり可決されました。

◎意見案第 4 号

○議長（長内伸一君） 日程第 12、意見案第 4 号 地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

1 番、菊地敏法君。

○1 番（菊地敏法君） 意見案第 4 号 地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書の提案理由の説明を申し上げます。

北海道内では、定期的実施されている海洋観測モニタリングのデータや、ブリ、マンボウなど南方系魚種の回遊が多く見られていることから、海水温の上昇が、漁業に大きく影響を及ぼしているものと推察され、地球温暖化・海水温上昇の原因の究明が急務となっており、毎年、その被害状況は増しており、サケ・サンマ等が減少し長期的には、昆布の水揚げも激減してきています。

北海道を代表する秋サケも不漁に悩まされ続けている状況は、直接的に打撃を受けている漁業従事者のみならず、関連する水産加工業者への影響も含め、地域経済に大きなダメージを与え、地域の活力を削ぎ、地域の衰退を招きかねません。

このことは、新型コロナウイルス感染症対策による飲食店での消費減退に伴う魚価安が、更に水産漁業者の不安を増幅させている。また、今年 9 月以降、赤潮が発生し、ウニや秋サケ、ブリ、ツブ、シシャモなどに被害が及び、大きな経済的損失を被るとともに、来年以降の漁に大きな不安を生じさせています。

よって国においては、次の措置を早急に講ずるよう強く要望するものであります。

1、カーボンニュートラルの実現を着実にを行うこと。

2、海水温上昇に伴う水産漁業等被害の実態調査を行うこと。

3、被害対策の策定と支援を行うこと。

4、長期的な水産振興策の策定と支援を行うこと。

5、赤潮発生による被害対策と漁業支援及び地域支援を行うこと。

6、コロナ禍において、飲食店自主規制により魚価安のダメージを受けている水産漁業関連、地域経済に対し、緊急の経済支援策を行うこと。

以上が本意見案の提案理由の説明であり、議員各位のご賛同をお願い申し上げます。

なお、提出先につきましては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、厚生労働大臣、環境大臣。

以上であります。

○議長（長内伸一君） これにて提案理由の説明を終結いたします。
質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） これにて質疑を終結いたします。
討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。
これにて討論を終結いたします。

これより意見案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、意見案第4号 地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を
求める意見書は原案のとおり可決されました。

◎各委員会の所管事務調査について

○議長（長内伸一君） 日程第13、各委員会の所管事務調査についてを議題といたします。

各常任委員長から閉会中に所管事務調査を、議会運営委員長から閉会中に次期定例会ま
での会期日程等議会運営に関する事項について所管事務調査を実施したい旨、それぞれ申
出があります。

お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長からの申出のとおり閉会中に所管事
務調査を実施することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申出のとおり閉会中に所管事務調査を実施することに決定しまし
た。

◎閉会の宣告

○議長（長内伸一君） これにて本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、令和3年壮警町議会第4回定例会を閉会いたします。

（午後 0時11分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員